
田辺市

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

田辺市

はじめに

本市では、平成19年3月に「田辺市障害者計画及び障害福祉計画」を策定した後、障害者計画は6年ごと、障害福祉計画は3年ごとに策定し、「だれもが安心を感じられる障害者福祉の実現」を基本理念とし、市政全般にわたり障害者福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

この間、国では、障害のある人に関わる様々な法制度の改革として、「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」や「発達障害者支援法」等の改正が行われてきましたが、平成30年に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、都道府県及び市町村に対し、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

こうしたことから、基本理念を新たに「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」とし、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体のものとした「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画」を策定し、さらなる障害者福祉施策の推進に取り組んできたところです。

この度、これまでの本市における障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間の各種障害福祉サービスの目標値を設定し、その目標値の達成に向けた方策をまとめた「田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後も、引き続き、本市が障害のある人にとって暮らしやすいまちであり続けられるよう、地域共生社会の実現や障害福祉サービスのさらなる充実に向けて、障害者福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、各種専門的な立場から貴重なご意見を頂きました「田辺市障害者施策推進協議会」の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力を頂きました多くの市民の皆さま、また、策定にご尽力を頂きました関係の皆さまに心より御礼申し上げます。

令和3年3月

田辺市長 真砂 充敏

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国の制度改正等のまとめ	2
3. 計画の法的根拠	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の位置づけ	5
6. 計画策定の体制	5
7. 計画の基本理念	6
8. 計画の基本的視点	6
第2章 障害のある人の現状と推移	7
1. 統計データからみる、本市の現状	7
2. アンケート調査について	11
3. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況	40
第3章 障害福祉計画	51
1. 令和5年度目標値の設定	51
2. 障害福祉サービス等の見込量	56
3. 地域生活支援事業(必須事業)の見込量	71
4. 地域生活支援事業(任意事業)の見込量	80
第4章 障害児福祉計画	85
1. 令和5年度目標値の設定	85
2. 障害児支援事業の見込量	86
第5章 計画の推進体制	89
1. 市民、団体等との連携による計画の推進	89
2. 障害福祉サービス及び障害児支援事業等の円滑な提供のための推進体制	89
3. 国の動向に対応した見直し	90
4. 計画の進捗管理	90
資料編	91
1. 用語集	91
2. 田辺市内の障害福祉サービス事業所等一覧	95
3. 田辺市内の居宅介護(ホームヘルプ)事業所一覧	98
4. 策定過程	99
5. 田辺市障害者施策推進協議会条例	100
6. 令和2年度 田辺市障害者施策推進協議会	101

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

田辺市(以下、「本市」という。)では、平成 30 年3月に「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画」を策定し、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる障害者福祉(生涯福祉)のまち」を基本理念に掲げ、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保証され、障害のある人が希望する場所で安心して暮らせるよう、すべてのライフステージにおいて一貫して支援できる福祉施策を推進してきました。

また、国においては、平成 30 年に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の(一部)改正法をはじめ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、平成31年4月には「障害者雇用促進法」の(一部)改正法、令和元年6月には「読書バリアフリー法」が相次いで施行され、また同年 10 月には就学前の障害のある子どもへの発達支援の無償化を実施するなど、障害福祉に関する様々な施策を展開し、障害のある人・子どもを取り巻く環境は近年大きく変化しています。

さらに、令和2年に世界的に感染が広がった新型コロナウイルス感染症の影響で、福祉分野に限らず、すべての人々の生活のあり方が大きく変化しました。今後は、新型コロナウイルスのような未知の感染症が発生した際も、安心して日常の生活を送ることができるような生活インフラの整備と福祉サービスのあり方が求められています。

この度、「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」(以下、「前回計画」という。)の計画期間終了にあたり、これまでの取組や福祉サービスの提供状況について評価・検証を行うとともに、前回計画期間中の国の動きを踏まえて、障害のある人・子どもが抱える様々な課題に対して効果的な福祉施策を推進するため、「田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2. 国の制度改正等のまとめ

(1) 障害者施策に関わる主な関連法令の動向

近年、障害のある人に関する法律や制度は大きく変化しています。本計画では、以下の法律、制度等を踏まえて策定しています。

■ 国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2016 (H28)	「障害者差別解消法」施行	障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止 等
	「障害者雇用促進法」(一部)改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 等
	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」施行	発達障害のある人に対する支援の一部の充実を図るため、法律の全般にわたって改正
	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正の成立	障害のある人の望む地域生活の支援や障害のある子どもへの支援やニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
2017 (H29)	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	介護人材の処遇改善の一環として、障害福祉人材に対する処遇改善 等(平成30年施行)
2018 (H30)	「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正・施行	障害のある人が望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	障害のある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
	「ギャンブル等依存症対策基本法」施行	ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずる、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むための支援をするとともに、多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携 等
2019 (H31 /R1)	「障害者雇用促進法」改正	障害のある人の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な障害のある人の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害のある人の雇用状況についての的確な把握 等
	「読書バリアフリー法」施行	視覚障害のある人等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無に関わらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする
	就学前の障害児の発達支援の無償化	3歳から5歳までの障害のある子どものための児童発達支援等の利用者負担が無償化

(2)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の見直しのポイント

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)は、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の目標設定や本計画を策定する上で即すべき事項を定めるものです。令和2年に、国において第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われました。

本市においても、障害福祉に携わる人材の育成や障害のある人の社会参加促進を図るとともに、障害福祉サービスの提供体制のより一層の充実に向けて、市内の団体・事業者等をはじめ、西牟婁圏域内の各種専門機関等との連携を強化します。

【主な見直しのポイント】

■基本的理念

新設 障害福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するためには、提供体制の確保と併せて福祉人材を確保することが必要であることが明記されました。また、職員の専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携推進、障害福祉に携わる仕事の魅力等を積極的に周知・広報等に努めることが記載されました。

新設 障害者の社会参加を支える取組

障害者の社会参加に向けて、障害者の多様なニーズを踏まえた支援が重要になることが記載。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、障害者が文化芸術活動を楽しみ鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じた社会参加の促進を図ることが記載されました。

■障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

新設 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対して、障害福祉サービス等において適切に支援ができるよう、人材育成等を通して支援体制の整備を図る必要性が記載されました。

新設 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対して、誤解や偏見を解消するために、職員に対する研修の実施や幅広い普及啓発、相談機関や医療機関の周知、自助グループ等の当事者団体等を含めた関係機関が密接に連携して、依存症である者とその家族に対する支援の必要性が記載されました。

3. 計画の法的根拠

(1) 法的位置づけ

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同時に「改正児童福祉法」(平成 30 年 4 月施行)第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

○「障害者総合支援法」第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

○「児童福祉法」第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

4. 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3 年ごとに策定するとされています。平成 18 年度以降、3 年ごとに計画の策定・見直しを行い、今回は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を、田辺市第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の計画期間とし、計画の最終年度には見直し・検証を行うこととします。

なお、関係法令の改廃等による国の指針の見直しや新規サービスの実施、既存サービスの見直し・廃止等が必要となる場合には、適宜計画の見直しを行うものとします。

■ 計画の期間

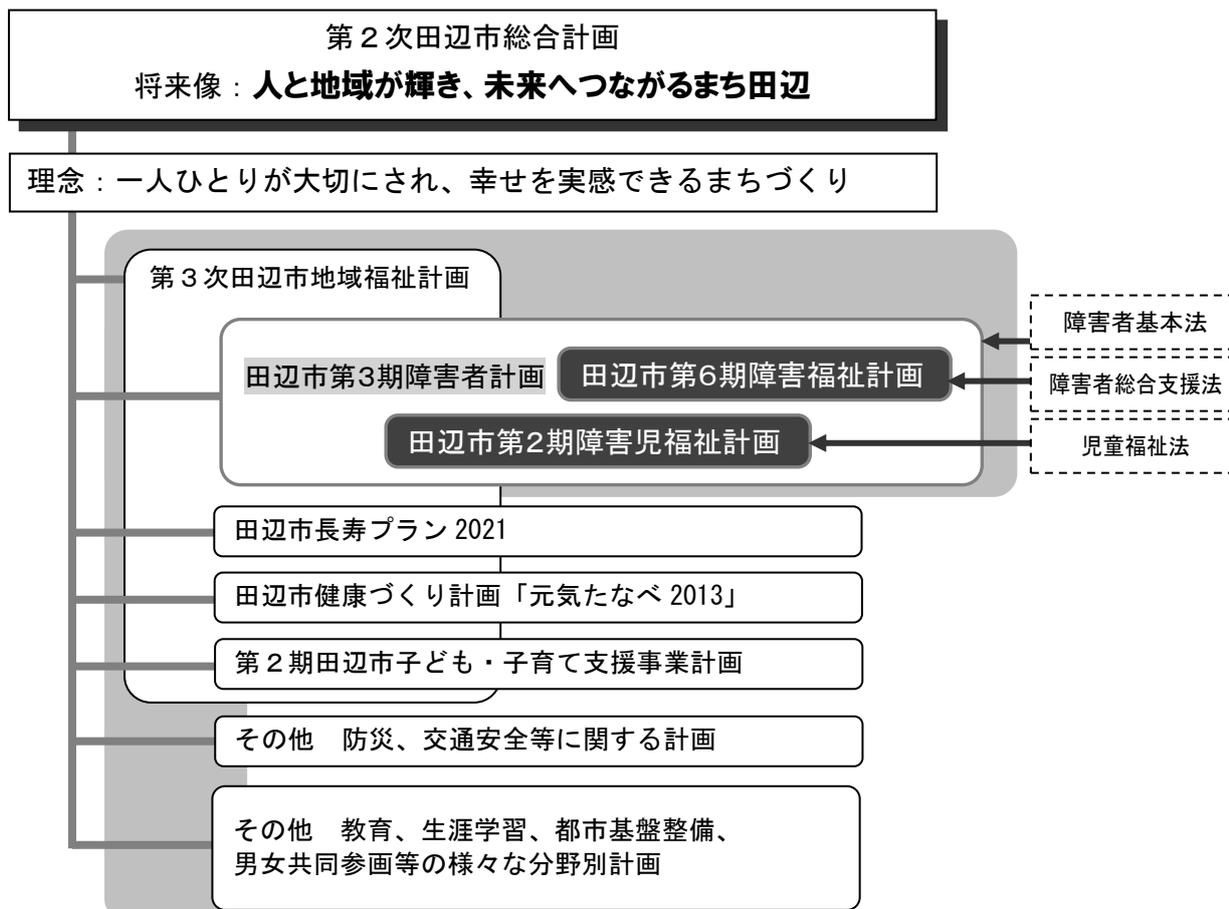
西暦 (元号)	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障害福祉 計画	田辺市第 5 期 障害福祉計画			田辺市第 6 期 障害福祉計画			田辺市第 7 期 障害福祉計画		
障害児 福祉計画	田辺市第 1 期 障害児福祉計画			田辺市第 2 期 障害児福祉計画			田辺市第 3 期 障害児福祉計画		
【参考】 障害者 計画	田辺市 第 3 期障害者計画						田辺市 第 4 期障害者計画		

5. 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」、和歌山県の「紀の国障害者プラン 2021」等の内容を踏まえるとともに、「第2次田辺市総合計画」の障害福祉に関する具体的な部門別計画であり、「第3期障害者計画」に掲げる基本理念や基本的視点、基本目標と整合性を図ります。

また、本市における各分野の関連計画とも連携して計画を推進します。

■関連計画との相関図



6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、田辺市障害者施策推進協議会の意見を聴取するとともに、本市にお住まいの各種障害者手帳を所持する人に対する調査票に基づくアンケート調査を実施しました。その結果から、障害のある人・子ども、その家族等が抱える課題やニーズ、関連団体や事業所が直面している本市の障害福祉施策についての課題を精査し、それらに対応した実効性のある計画となるよう努めました。

7. 計画の基本理念

一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる

障害者福祉（生涯福祉）のまち

本市ではこれまで、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を基本理念として掲げ、障害の有無に関わらず、一人ひとりの尊厳が保障され、障害のある人が希望する場所で安心して暮らしていくために、すべてのライフステージにおいて一貫して支援できる福祉施策の推進を図ってきました。障害のある人・子どもが日常の生活を安心して送ることができ、社会参加ができる社会をつくるため、学校や職場、地域社会等において生じる様々な障壁（バリア）を解消するために、多様な支援を行います。

第3期障害者計画との整合性を図るため、引き続き「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を基本理念として掲げることとします。

8. 計画の基本的視点

(1) 思いやりのあるまちづくり

障害のある人の特性や障害への正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現をめざします。一人ひとりの意思が尊重されるよう、人権の遵守と啓発を図ります。

(2) 安心して生活できるまちづくり

障害のある人が日常生活を安心して送れるよう、各種事業所と連携し、障害福祉サービスの充実を図り、生活しやすいまちづくりを推進します。また、生活習慣病等の予防、治療の推進等、保健・医療との連携を図り、障害や疾病の早期発見と早期治療につなげます。さらに、障害のある人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。

(3) 障害のある子どもへの支援

乳幼児期から学齢期、学校卒業後の就労や地域生活といったライフステージ全体を通じた支援体制の整備に努めます。また、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流を促進することにより、次代の共生社会の実現をめざします。

(4) 生きがいのある生活を送るための支援

障害のある人の経済的自立と生きがいづくりを支えるため、就労機会の確保に向けた取組や職場における障害や障害のある人への理解の促進を図ります。生涯にわたって文化芸術活動やスポーツに親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して、障害のある人が気軽に社会参加できる体制整備をめざします。

第2章 障害のある人の現状と推移

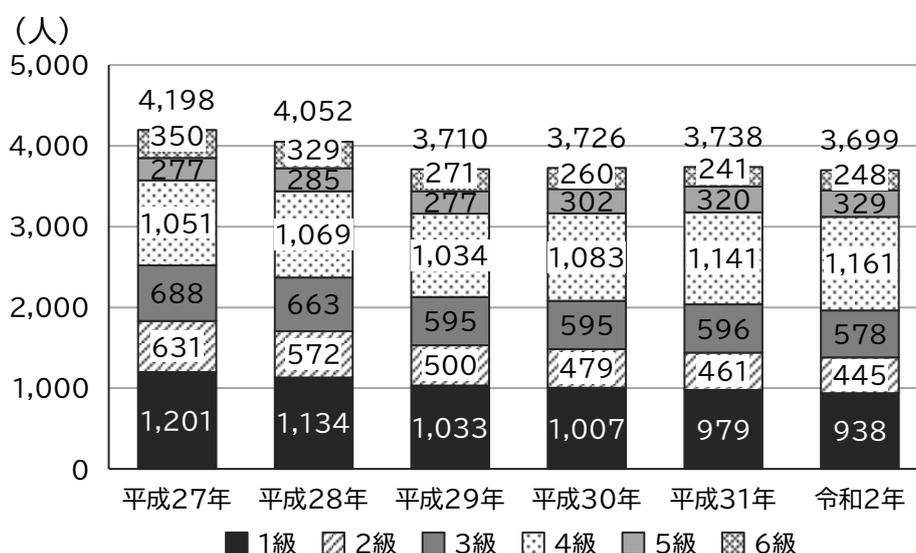
1. 統計データからみる、本市の現状

(1) 身体障害のある人の現状

身体障害者手帳所持者数は平成29年以降3,700人前後で推移しており、令和2年で3,699人となっています。等級別にみると、平成29年以降は「4級」が最も多くなっています。

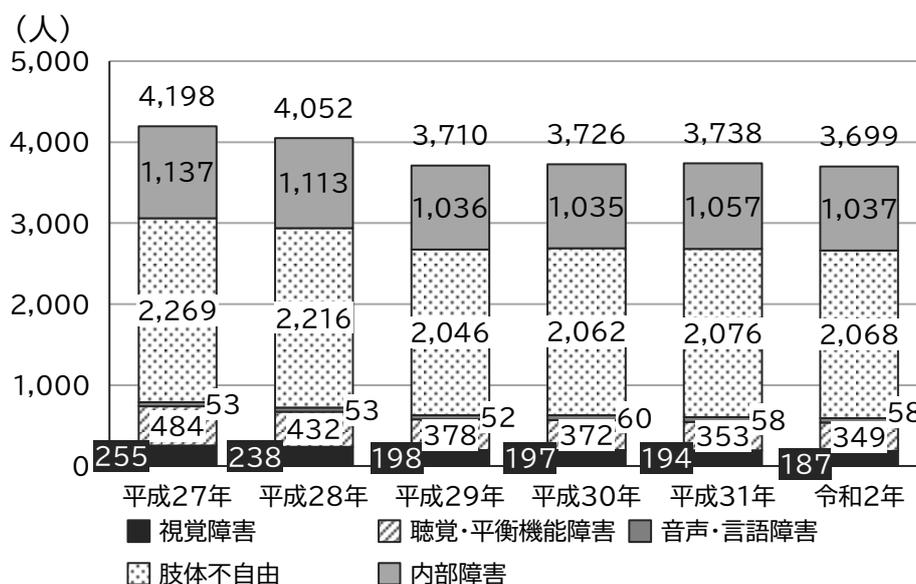
障害の種類では、「肢体不自由」が令和2年で2,068人と最も多く、次いで「内部障害」が1,037人となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：障害福祉室(各年3月末)

■身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移



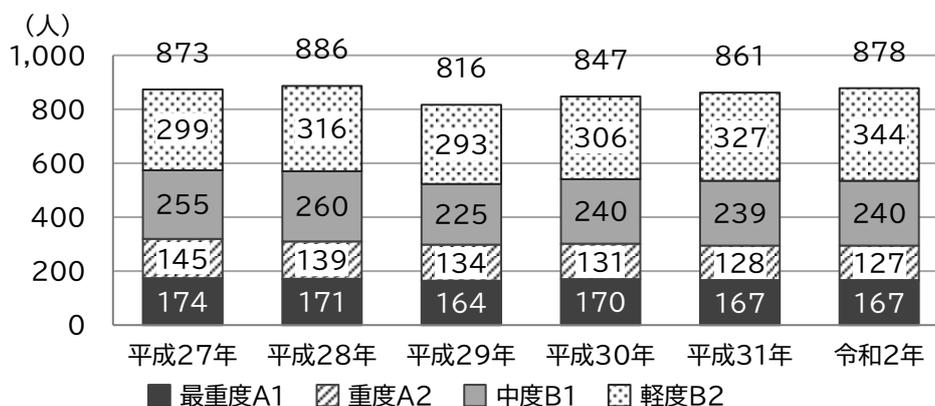
資料：障害福祉室(各年3月末)

(2)知的障害のある人の現状

療育手帳所持者数は800人台で推移しており、平成29年以降、微増傾向となっています。

等級別にみると、令和2年では「軽度B2」が344人と最も多く、次いで「中度B1」が240人、「最重度A1」が167人、「重度A2」が127人となっています。

■療育手帳所持者数の等級別の推移



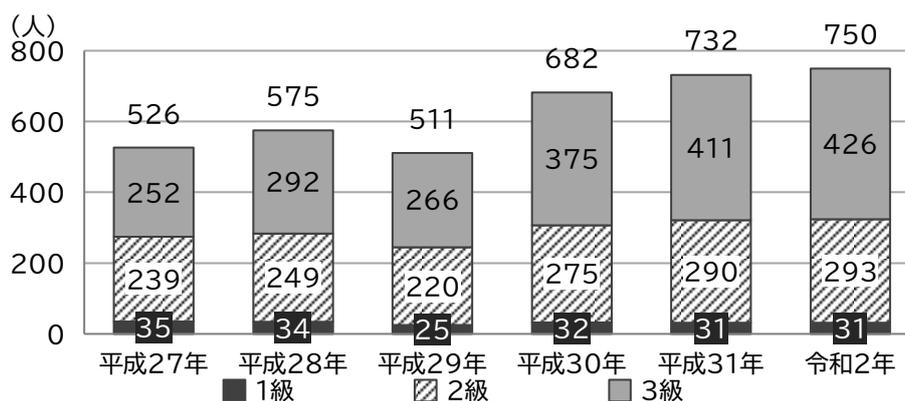
資料：障害福祉室(各年3月末)

(3)精神障害のある人の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成29年から平成30年にかけて大幅に増加した後、平成30年から令和2年にかけては微増傾向となっています。

等級別にみると、令和2年では「3級」が426人と最も多く、次いで「2級」が293人、「1級」が31人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移



資料：障害福祉室(各年3月末)

(4) 自立支援医療受給者の現状

「更生医療」は平成 29 年度に 573 人となり、その後減少傾向で推移し、令和元年度で 455 件となっています。

「育成医療」は平成 27 年度の 76 件から平成 28 年度は 38 件と半減し、その後は増減を繰り返して令和元年度は 26 件と、平成 27 年度以降で最も少ない件数となっています。

「精神通院医療」は平成 29 年度と平成 30 年度で横ばいになりましたが、おおむね増加傾向で推移しており、令和元年度で 1,439 件となっており、平成 27 年度以降で最も多い件数となっています。

■ 自立支援医療受給者数の推移

単位:件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
更生医療	411	404	573	478	455
育成医療	76	38	43	31	26
精神通院医療	1,270	1,336	1,344	1,343	1,439

資料:障害福祉室(年度内延件数)

(5) 難病患者の現状

難病患者数は 600 人台で推移しており、このうち、特定疾患の患者数は平成29年に 615 人と、平成27年以降で最も多くなりましたが、平成30年に 546 人と減少し、その後微増傾向で推移しています。

また、小児慢性特定疾患の患者数は令和2年に 74 人と、平成27年から令和2年までで最も多い患者数となっています。

■ 難病患者数の推移

単位:人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
特定疾患	541	577	615	546	550	562
小児慢性特定疾患	63	64	67	66	65	74
合計	604	641	682	612	615	636

資料:西牟婁振興局保健福祉課(各年3月末)

(6)特別支援学級の現状

特別支援学級の在籍者数は、「小学校」では年々増加傾向で推移しており、令和2年で151人となっています。「中学校」も増加傾向で推移しており、令和2年で51人となっています。

「通級指導教室」は平成29年から平成30年にかけて大幅に増加し、平成31年以降は80人前後で推移しています。

■特別支援学級在籍者数の推移

単位:人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
小学校	81	97	110	124	132	151
中学校	34	38	47	49	49	51
通級指導教室	35	39	47	70	81	78

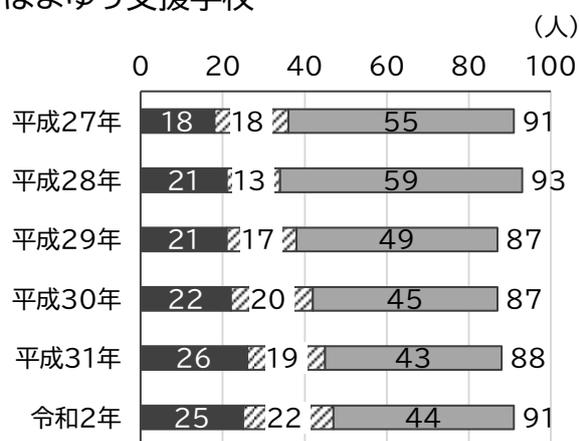
資料:学校教育課(各年4月1日)

(7)特別支援学校の現状

特別支援学校の在籍者数は、はまゆう支援学校では令和2年で91人在籍しており、「小学部」で25人、「中学部」で22人、「高等部」で44人となっています。南紀支援学校は令和2年で12人在籍しており、「小学部」で3人、「中学部」で5人、「高等部」で4人となっています。

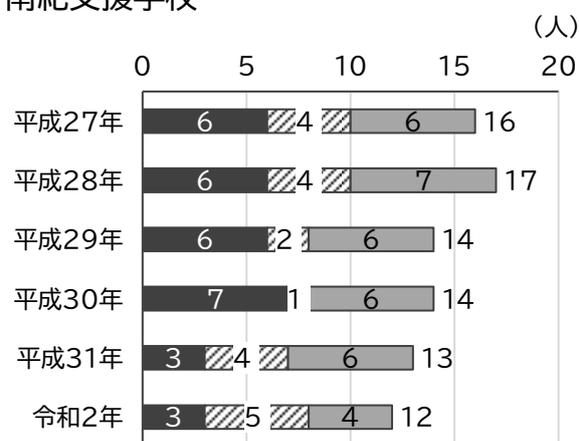
■特別支援学校在籍者数の推移

はまゆう支援学校



■ 小学部 ▨ 中学部 ■ 高等部

南紀支援学校



■ 小学部 ▨ 中学部 ■ 高等部

資料:各支援学校(各年4月1日)

2. アンケート調査について

(1) 調査概要

■調査対象者

令和2年7月1日現在、田辺市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人

■調査期間

令和2年8月 13 日(木)～令和2年8月 30 日(日)

■調査方法

調査票による本人記入方式(本人が記入できない場合は家族等)
郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

(2) 回収結果

所持手帳		調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
合計		2,000	953	47.7%
内 訳	身体障害者手帳		542	
	療育手帳		289	
	精神障害者保健福祉手帳		188	

※各種手帳の有効回収数は、調査票に記入された所持手帳を手帳ごとに合計した件数です。複数の手帳を所持している人がいるため、各手帳の合計数は調査票回収数の合計値を上回っています。

(3) 報告書の見方

- 回答結果は、小数第2位を四捨五入した有効サンプル数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- グラフ及び表の「N」は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を表しています。
- 設問及び本文中の選択肢の引用について、長い文は簡略化している場合があります。
- グラフや表中の表記について、不鮮明になる場合は簡略化している場合があります。

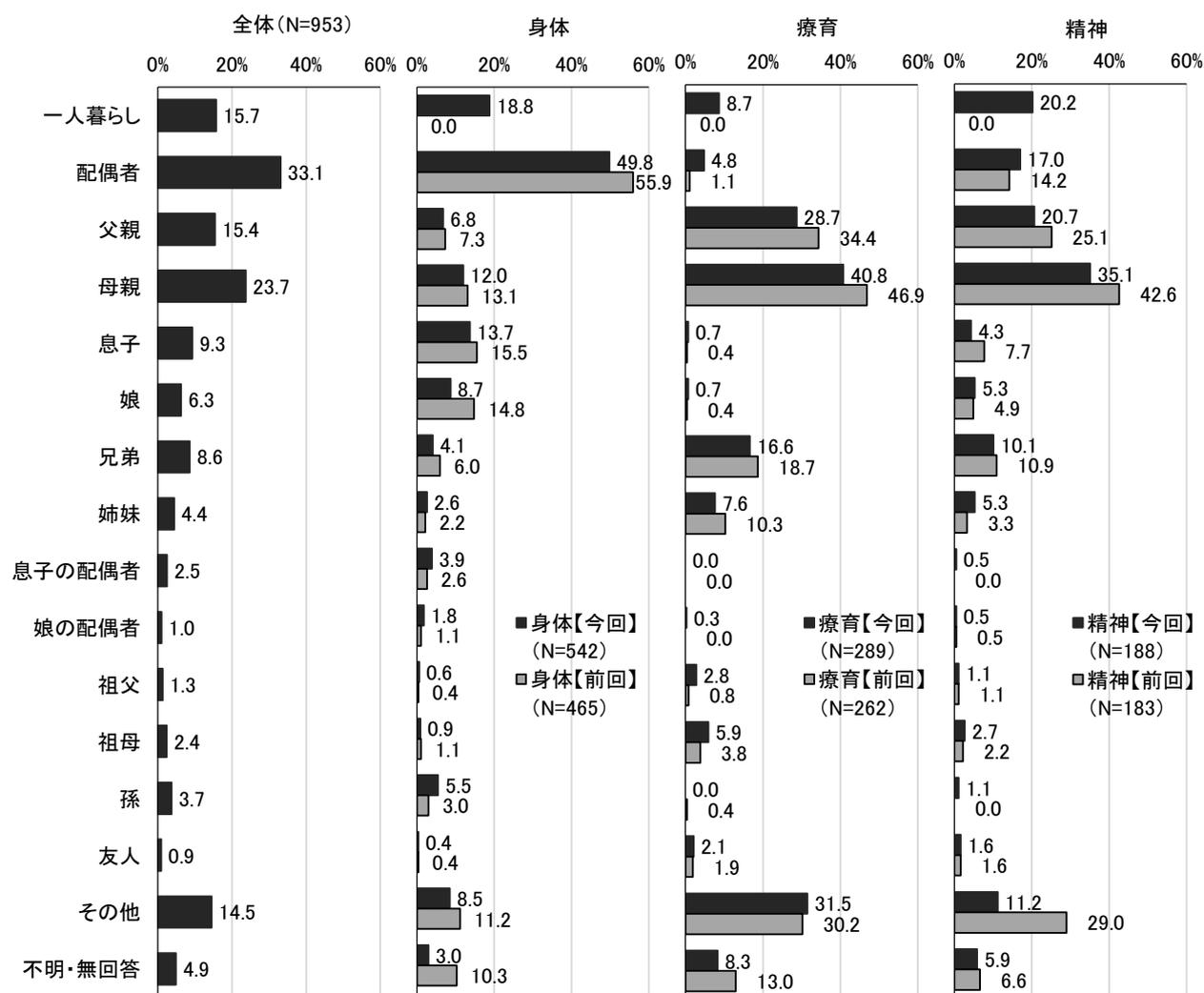
(4) アンケート調査結果について

生活支援について

① 現在、あなたと一緒に暮らしている方は、どなたですか(MA)

現在、一緒に暮らしている方についてみると、「配偶者」が 33.1%と最も高く、次いで「母親」が 23.7%、「一人暮らし」が 15.7%となっています。

また、所持手帳別にみると、【身体】では「配偶者」が 49.8%、【療育】では「母親」が 40.8%、【精神】では「母親」が 35.1%とそれぞれ最も高くなっています。



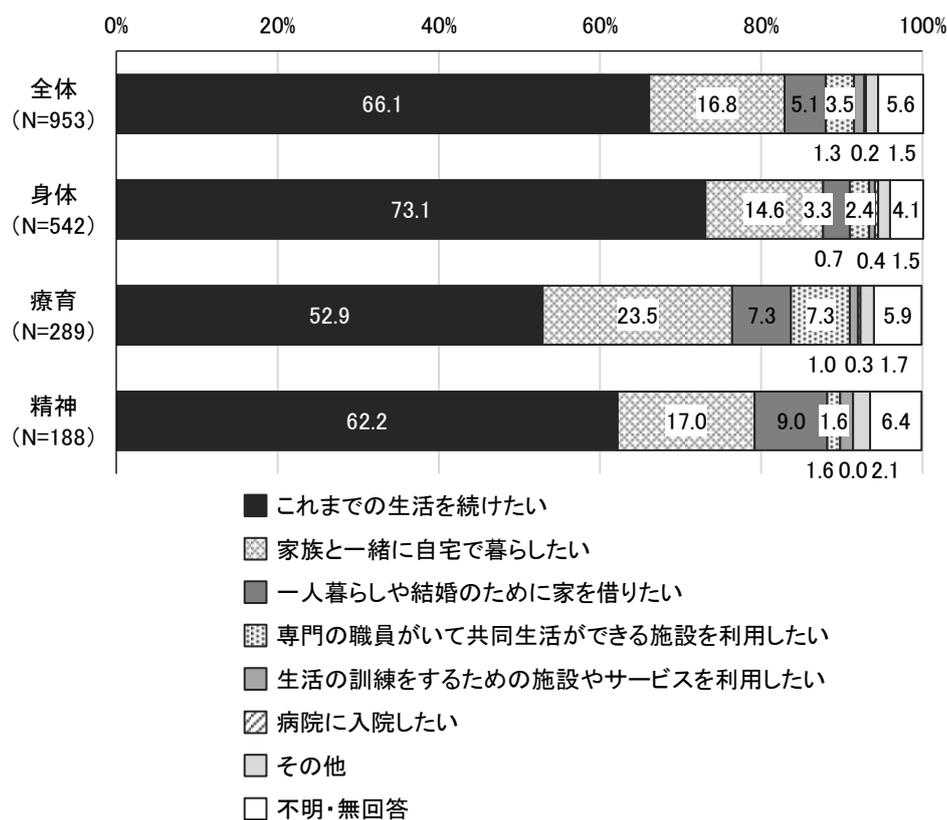
※今回調査は、障害種別によらず同一の調査票でアンケートを実施したため、全体の集計を掲載しています。

また、「一人暮らし」は今回調査にて新設した項目です。

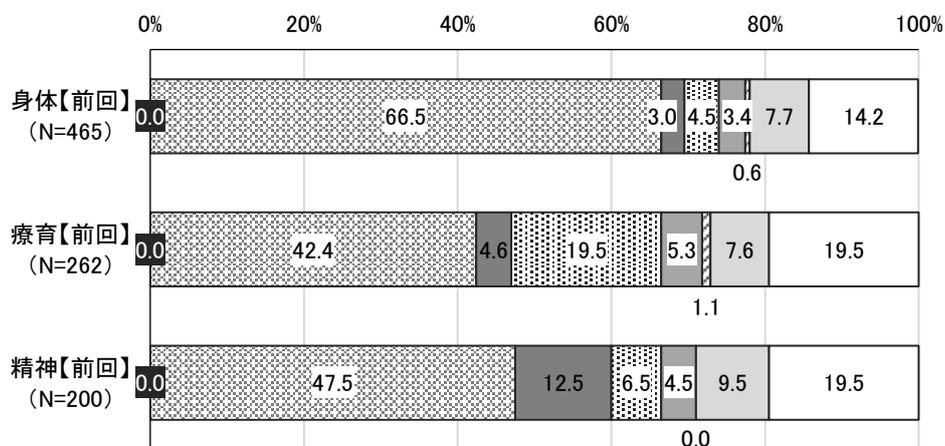
②「生活の場」のうち、今後、暮らしたいと思うものはどれですか(SA)

「生活の場」のうち、今後、暮らしたいと思うものについてみると、「これまでの生活を続けたい」が66.1%と最も高く、次いで「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が16.8%、「一人暮らしや結婚のために家を借りたい」が5.1%となっています。

また、所持手帳別にみると、【身体】では「これまでの生活を続けたい」が73.1%、【療育】では「これまでの生活を続けたい」が52.9%、【精神】では「これまでの生活を続けたい」が62.2%とそれぞれ最も高くなっています。



【参考】前回調査

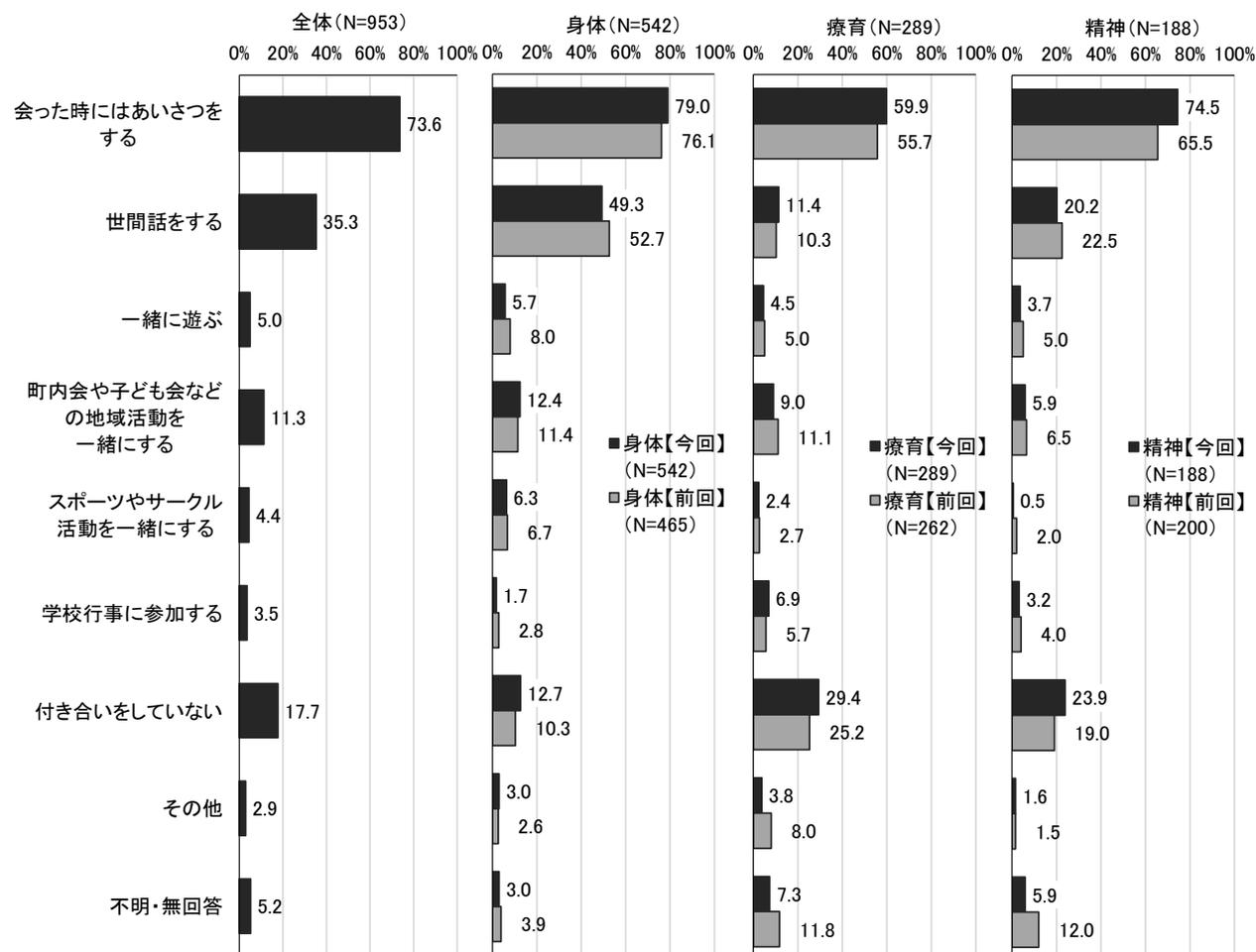


※凡例は今回調査と同様。ただし、「これまでの生活を続けたい」は今回調査にて新設した項目です。

③地域の人とどのような付き合いをされていますか(MA)

地域の人とどのような付き合いをしているかについてみると、「会った時にはあいさつをする」が73.6%と最も高く、次いで「世間話をする」が35.3%、「付き合いをしていない」が17.7%となっています。

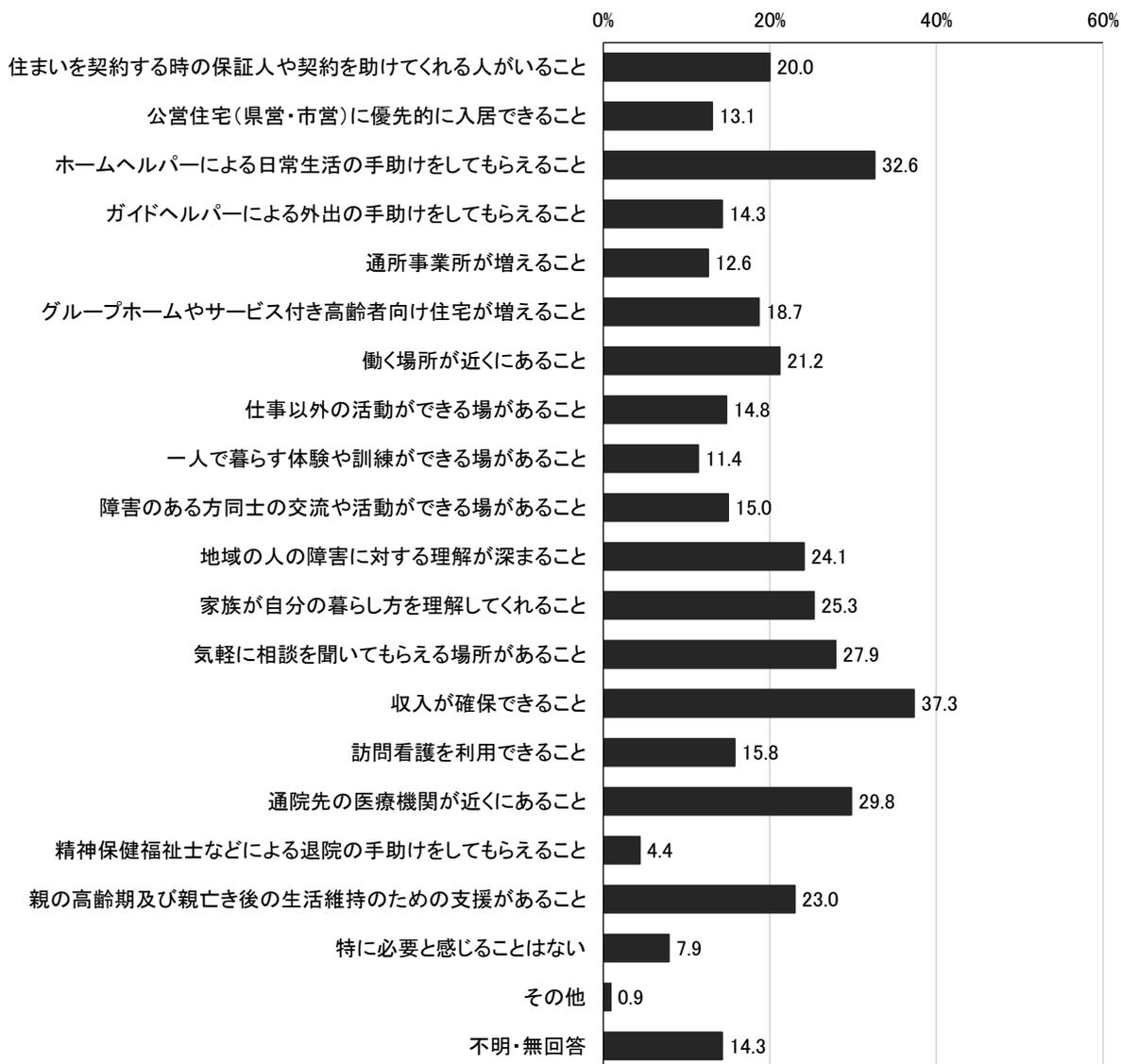
また、所持手帳別にみると、【身体】では「会った時にはあいさつをする」が79.0%、【療育】では「会った時にはあいさつをする」が59.9%、【精神】では「会った時にはあいさつをする」が74.5%とそれぞれ最も高くなっています。



④地域で自立した生活をするにあたって、どのようなことが必要だと思いますか(MA)

地域で自立した生活をするにあたって、どのようなことが必要だと思うかについてみると、「収入が確保できること」が37.3%と最も高く、次いで「ホームヘルパーによる日常生活の手助けをもらえること」が32.6%、「通院先の医療機関が近くにあること」が29.8%となっています。

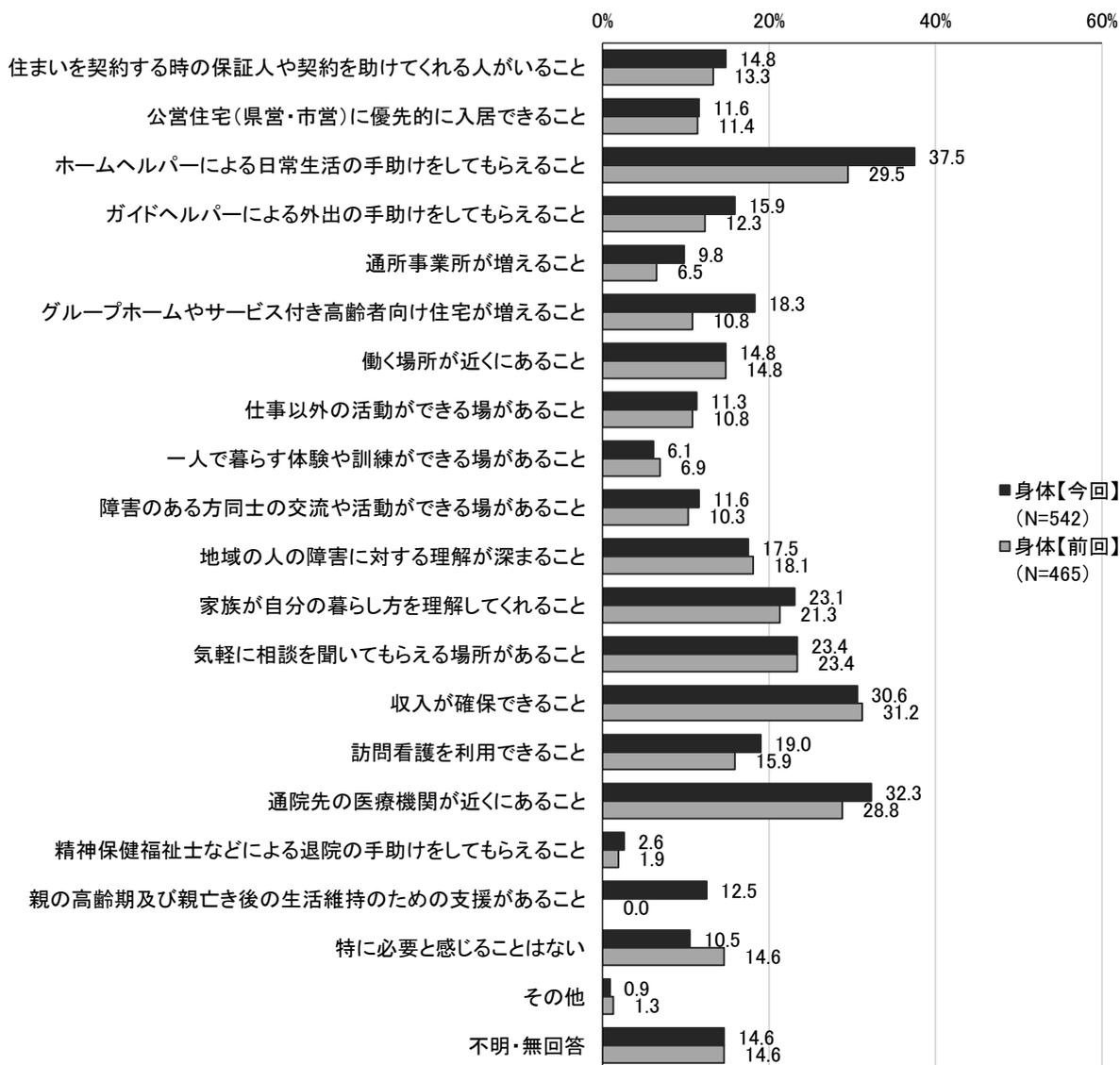
全体(N=953)



※「親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための支援があること」は今回調査にて新設した項目です。

身体障害者手帳所持者についてみると、「ホームヘルパーによる日常生活の手助けをしてもらえること」が37.5%と最も高く、次いで「通院先の医療機関が近くにあること」が32.3%、「収入が確保できること」が30.6%となっています。

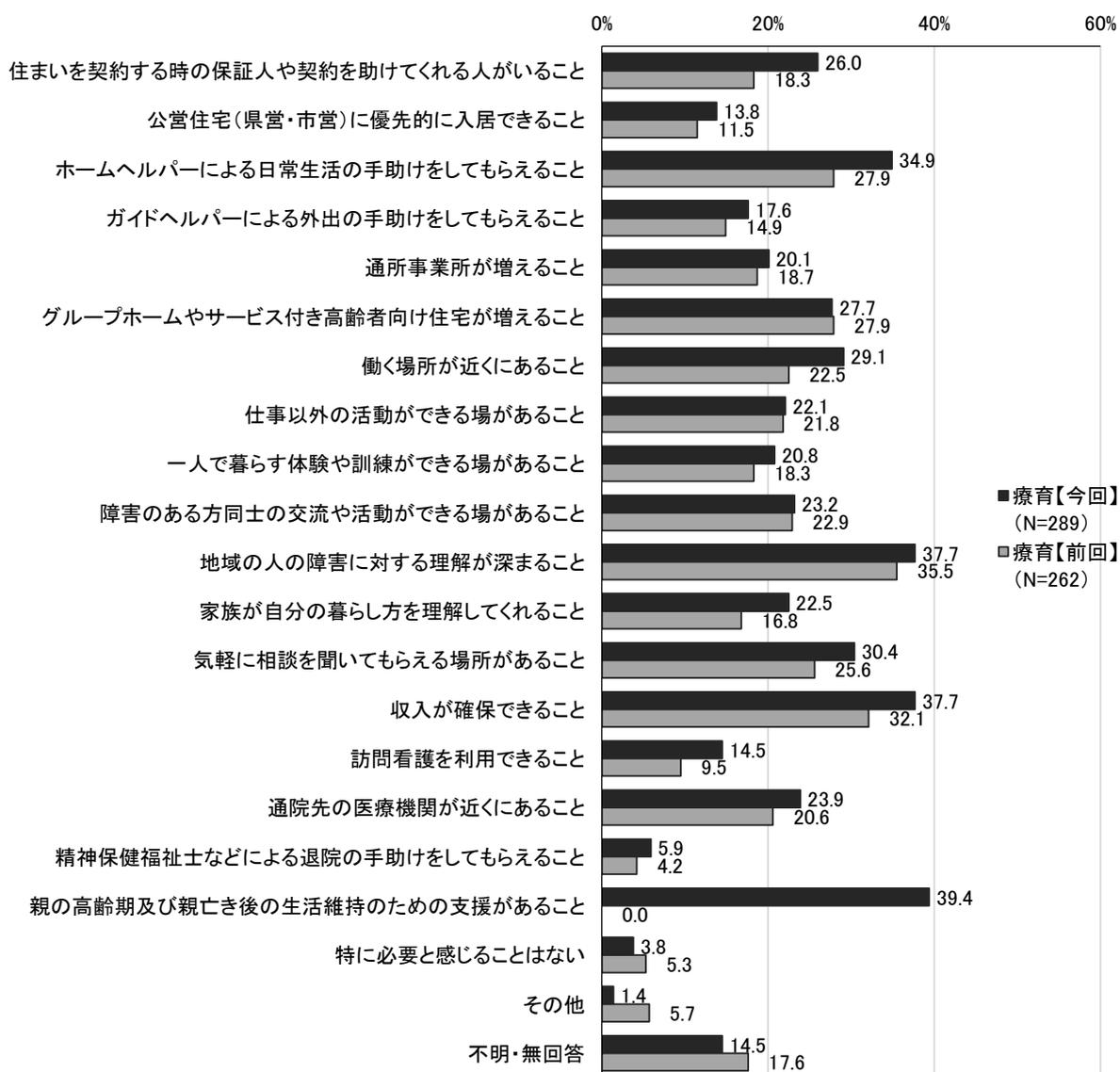
前回調査と比較すると、「ホームヘルパーによる日常生活の手助けをしてもらえること」「グループホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えること」で5.0ポイント以上高くなっており、日常生活支援や高齢期の支援の充実を必要とする声が多くなっています。



※「親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための支援があること」は今回調査にて新設した項目です。

療育手帳所持者についてみると、「親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための支援があること」が 39.4%と最も高く、次いで「地域の人への障害に対する理解が深まること」「収入が確保できること」がともに 37.7%となっています。

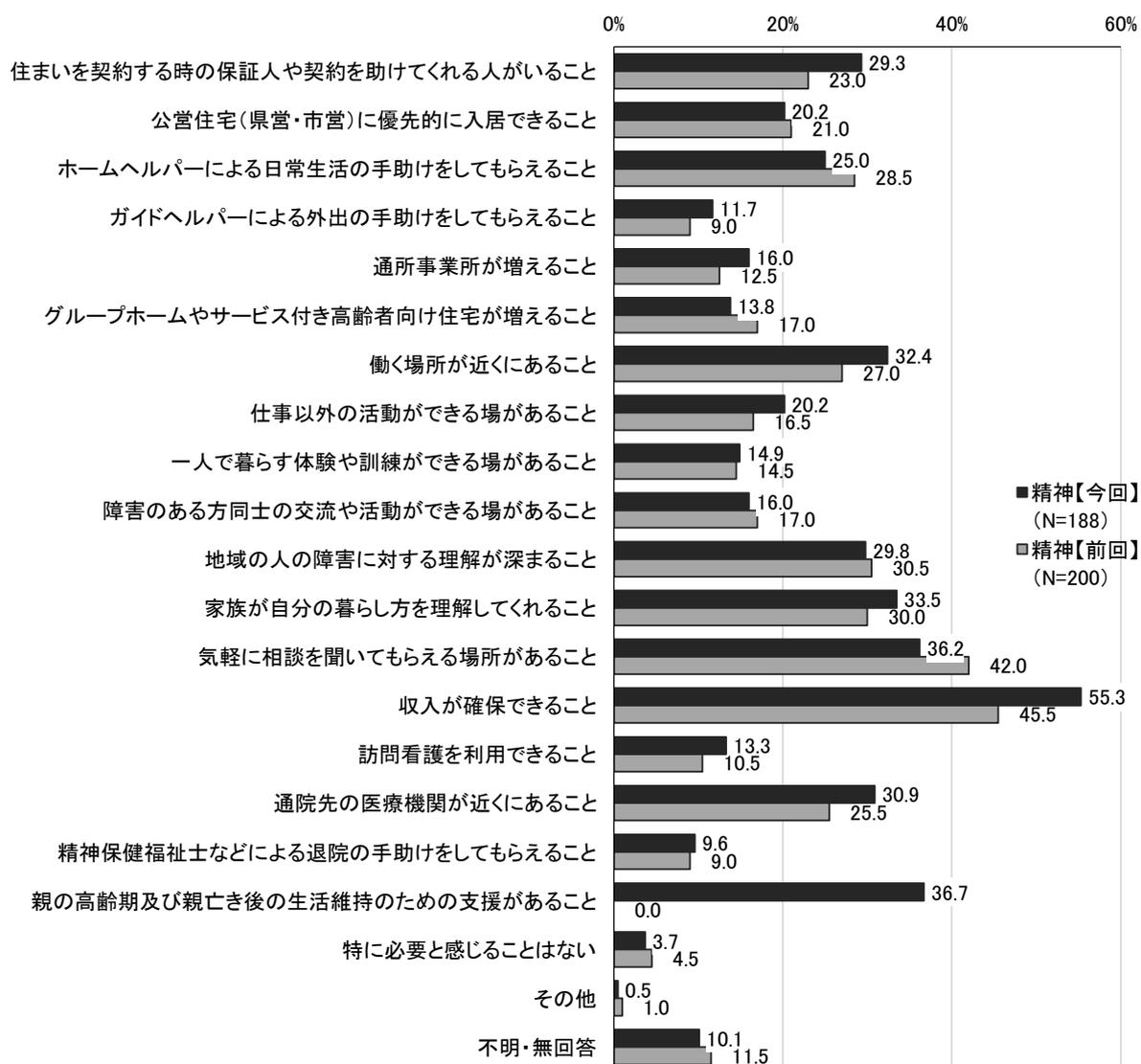
前回調査と比較すると、「住まいを契約する時の保証人や契約を助けてくれる人がいること」「ホームヘルパーによる日常生活の手助けをしてもらえること」「働く場所が近くにあること」「家族が自分の暮らし方を理解してくれること」「収入が確保できること」「訪問看護を利用できること」の6つの項目で 5.0 ポイント以上高くなっており、引き続き幅広く支援を充実していくことが必要となります。



※「親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための支援があること」は今回調査にて新設した項目です。

精神障害者保健福祉手帳所持者についてみると、「収入が確保できること」が 55.3%と最も高く、次いで、「親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための支援があること」が 36.7%、「気軽に相談を聞いてもらえる場所があること」が 36.2%となっています。

前回調査と比較すると、「住まいを契約する時の保証人や契約を助けてくれる人がいること」「働く場所が近くにあること」「収入が確保できること」「通院先の医療機関が近くにあること」が 5.0 ポイント以上高くなっており、主に就労と住まいに関する支援が必要となっています。



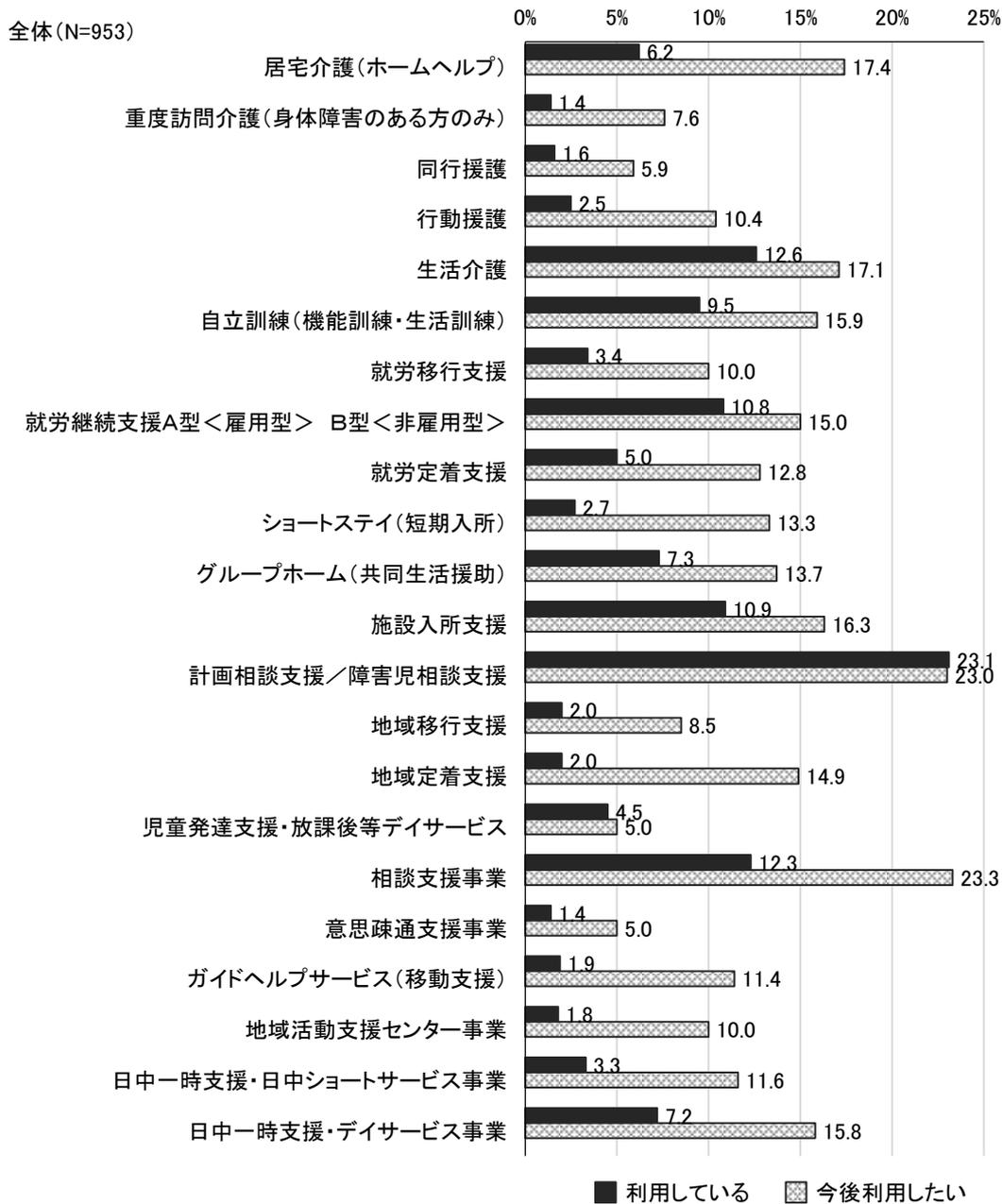
※「親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための支援があること」は今回調査にて新設した項目です。

福祉サービスについて

⑤福祉サービスの利用状況と利用意向(SA)

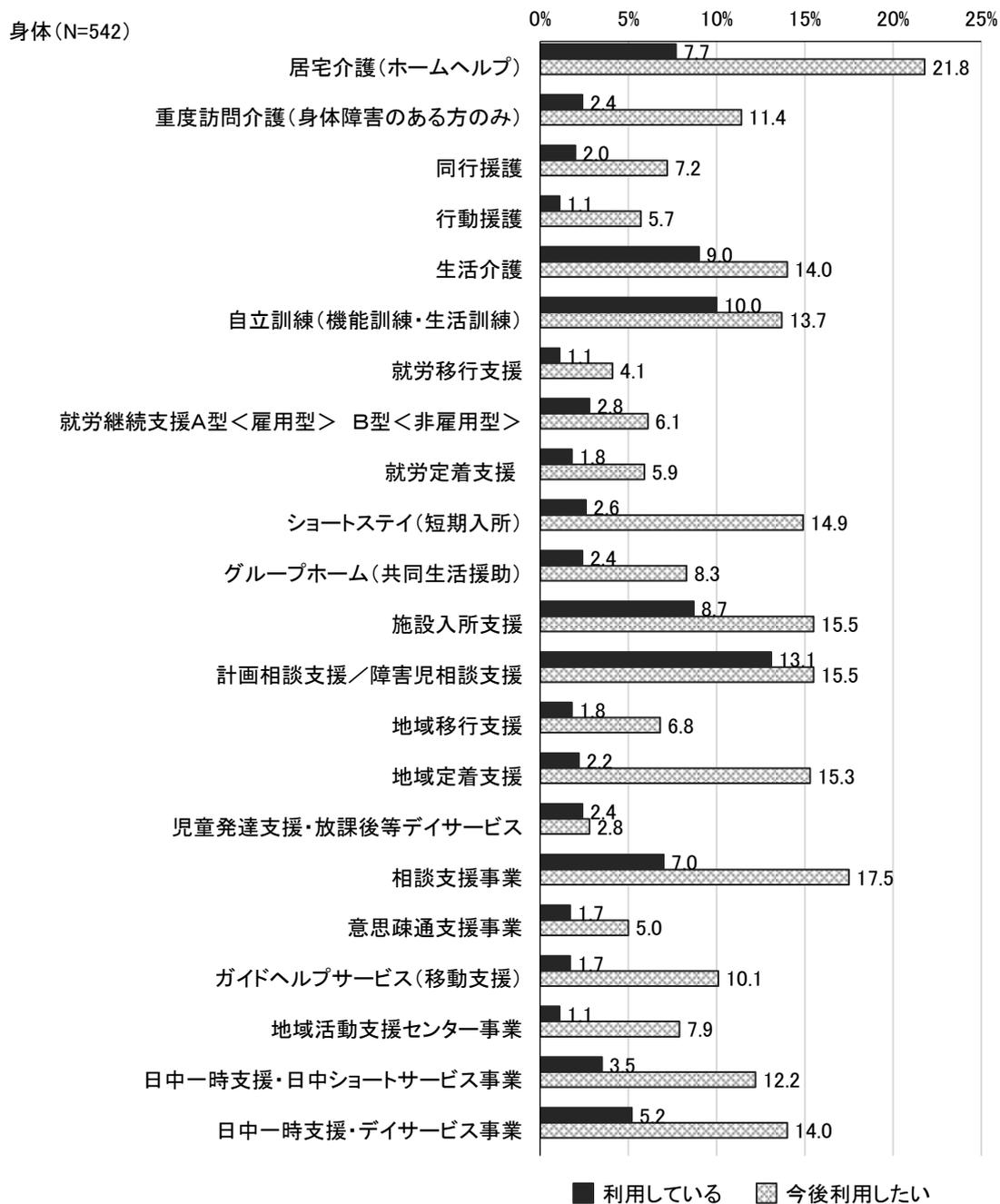
福祉サービスの利用状況についてみると、『計画相談支援／障害児相談支援』が 23.1%と最も高く、次いで『生活介護』が 12.6%、『相談支援事業』が 12.3%となっています。

利用意向は『相談支援事業』が 23.3%と最も高く、次いで『計画相談支援／障害児相談支援』が 23.0%、『居宅介護(ホームヘルプ)』が 17.4%となっています。



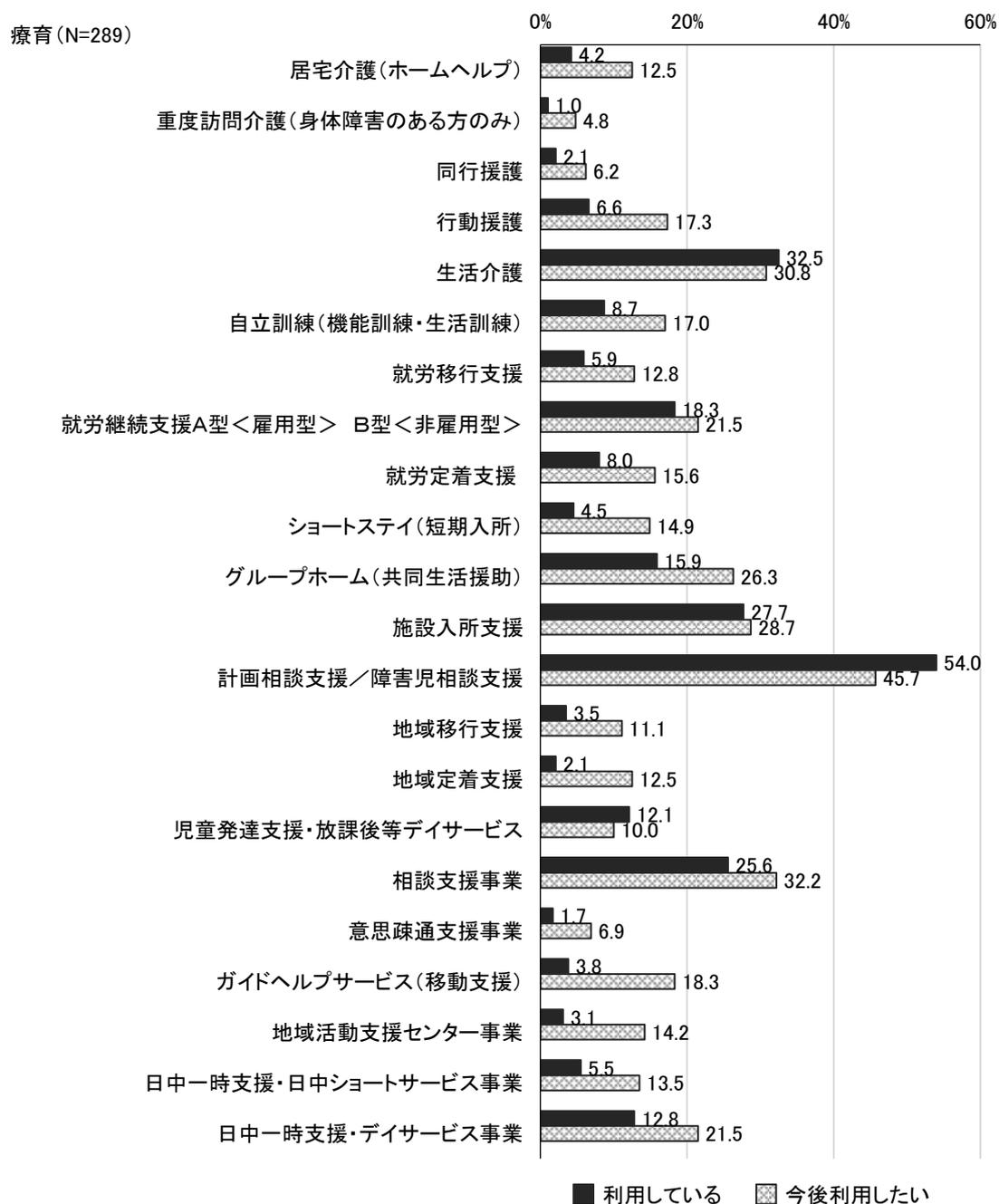
身体障害者手帳所持者の福祉サービスの利用状況についてみると、『計画相談支援／障害児相談支援』が13.1%と最も高く、次いで『自立訓練(機能訓練・生活訓練)』が10.0%、『生活介護』が9.0%となっています。

利用意向は『居宅介護(ホームヘルプ)』が21.8%と最も高く、次いで『相談支援事業』が17.5%、『施設入所支援』『計画相談支援／障害児相談支援』がともに15.5%となっています。



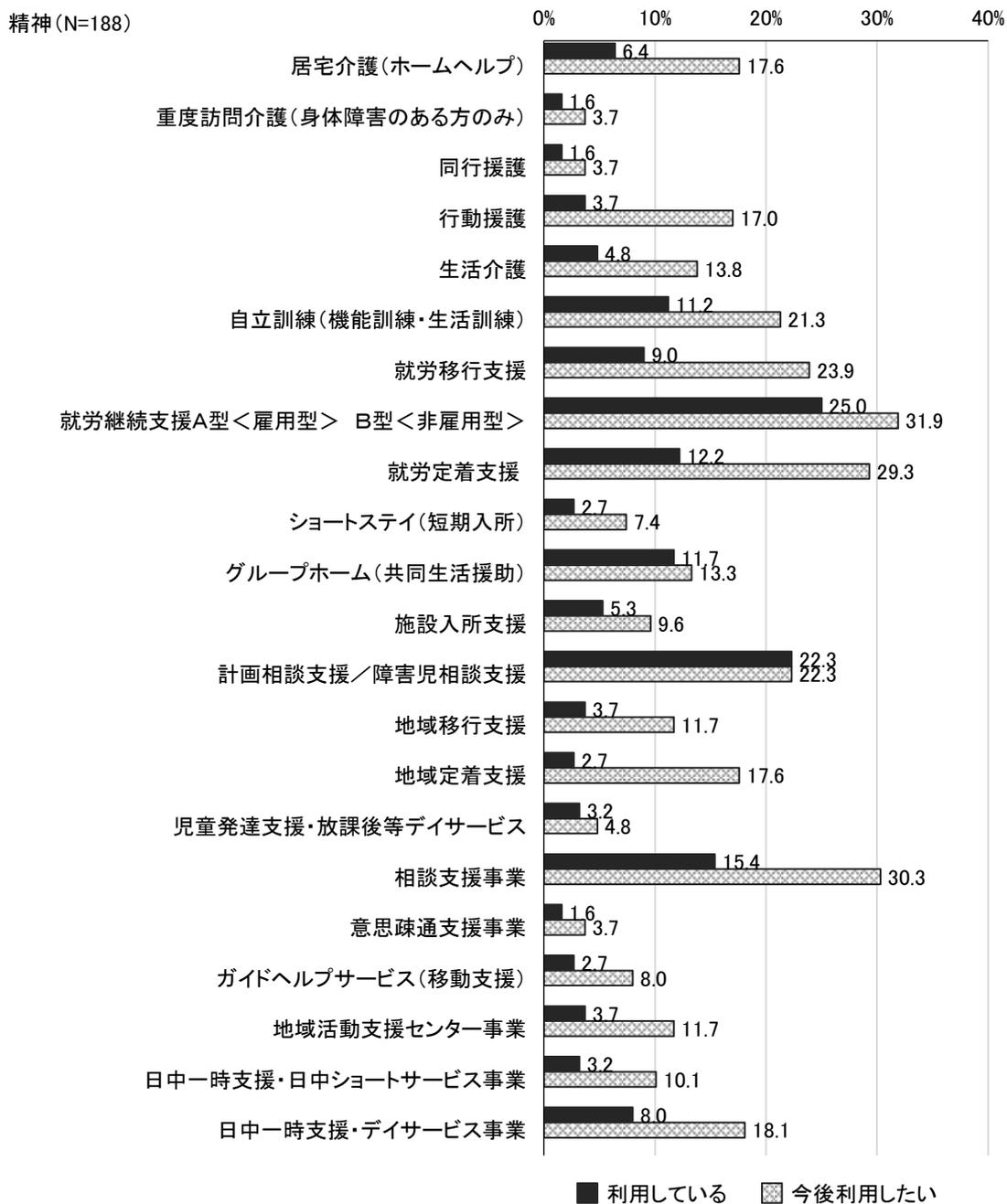
療育手帳所持者の福祉サービスの利用状況についてみると、『計画相談支援／障害児相談支援』が54.0%と最も高く、次いで『生活介護』が32.5%、『施設入所支援』が27.7%となっています。

利用意向は『計画相談支援／障害児相談支援』が45.7%と最も高く、次いで『相談支援事業』が32.2%、『生活介護』が30.8%となっています。



精神障害者保健福祉手帳所持者の福祉サービスの利用状況についてみると、『就労継続支援A型<雇用手> B型<非雇用手>』が 25.0%と最も高く、次いで『計画相談支援/障害児相談支援』が 22.3%、『相談支援事業』が 15.4%となっています。

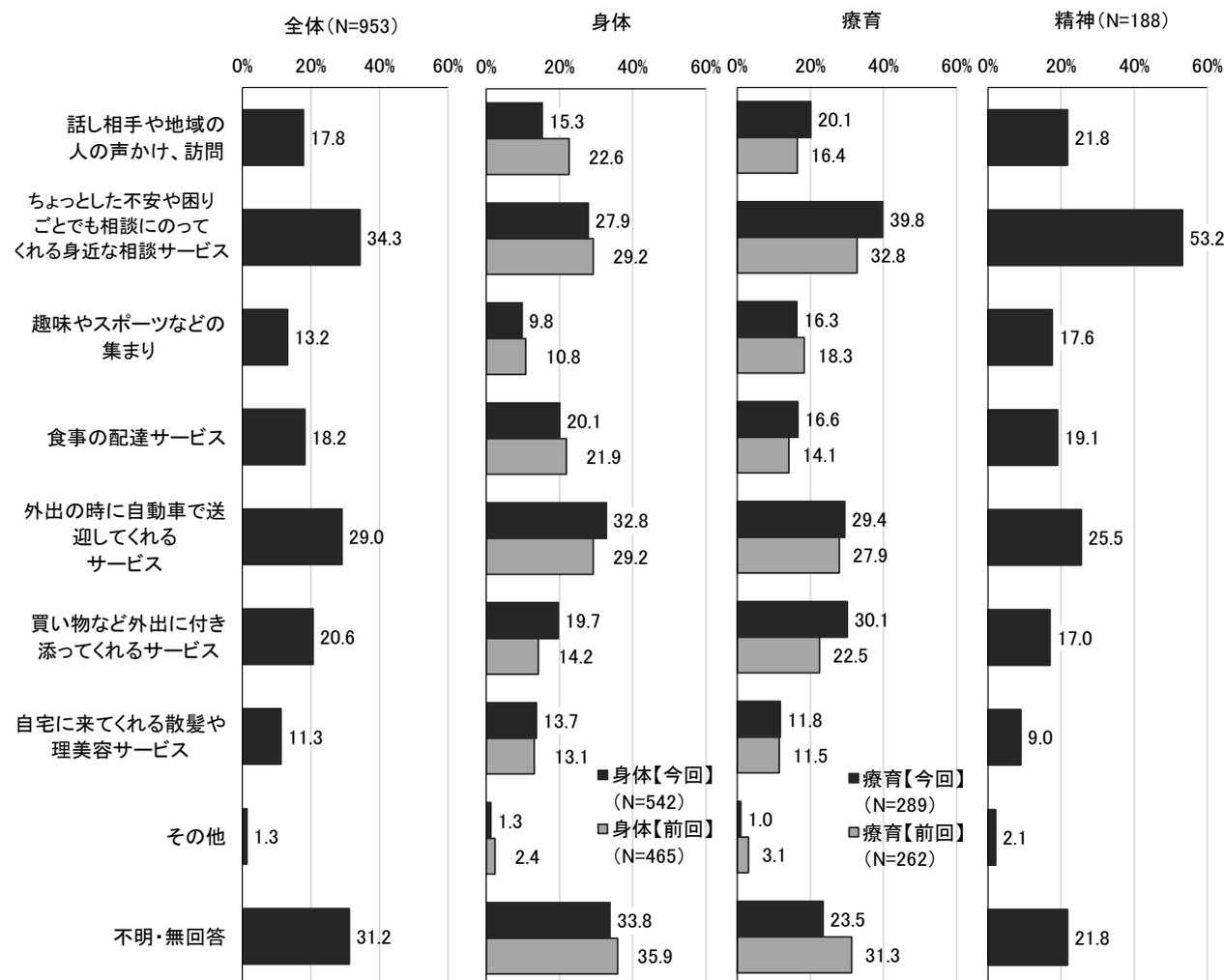
利用意向は『就労継続支援A型<雇用手> B型<非雇用手>』が 31.9%と最も高く、次いで『相談支援事業』が 30.3%、『就労定着支援』が 29.3%となっています。



⑥福祉サービス以外で、特にどのような支援が必要だと思いますか(MA)

福祉サービス以外で、特にどのような支援が必要だと思うかについてみると、「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が34.3%と最も高く、次いで「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」が29.0%、「買い物など外出に付き添ってくれるサービス」が20.6%となっています。

また、所持手帳別にみると、【身体】では「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」が32.8%、【療育】では「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が39.8%、【精神】では「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」が53.2%とそれぞれ最も高くなっています。



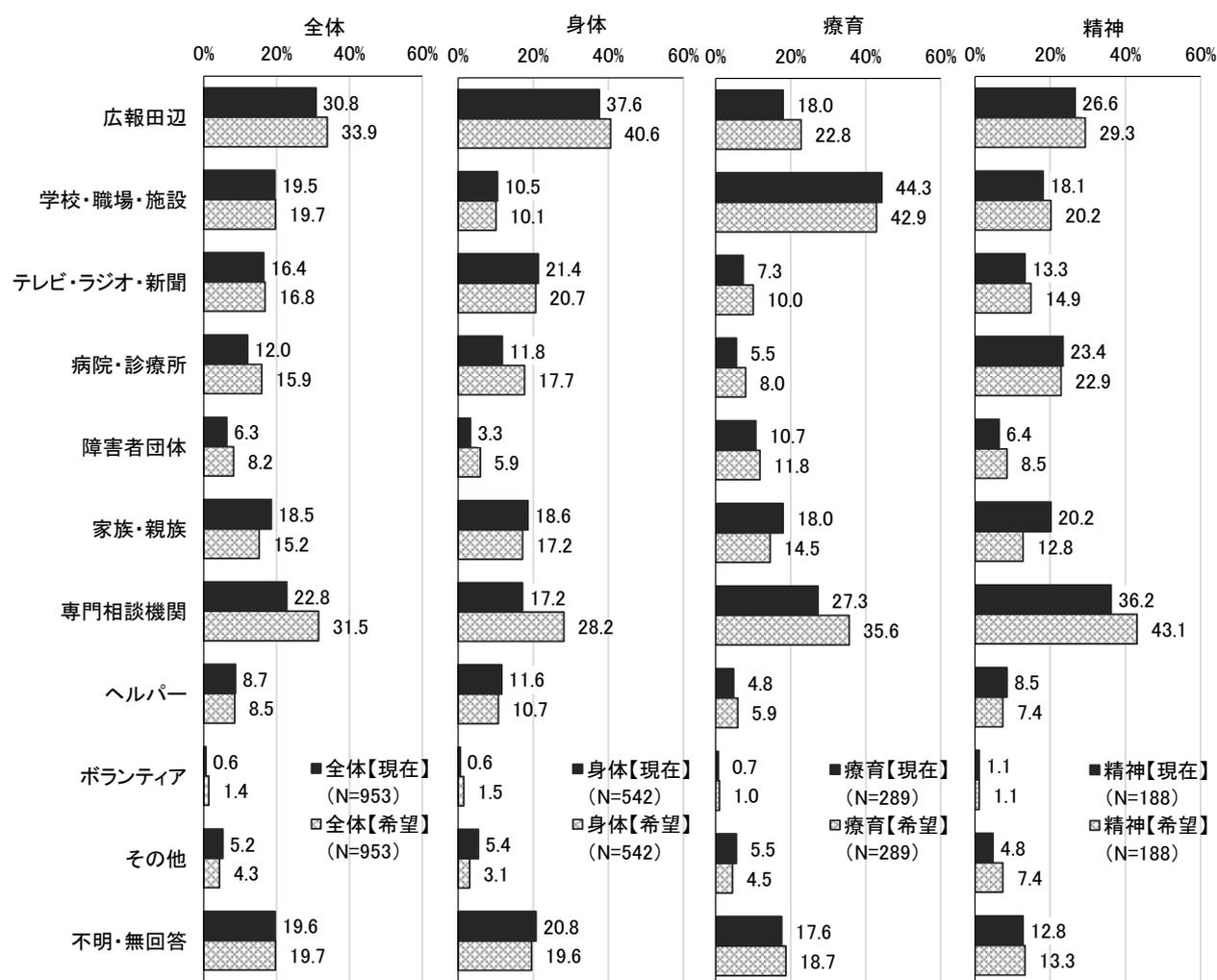
※前回調査において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした調査票には、当該設問を設けていなかったため、【精神】の前回比較はありません。

⑦現在、サービスに関する情報をどこから入手していますか・希望する情報の入手元(MA)

サービスに関する情報をどこから入手しているか、また、希望する情報の入手元についてみると、現在の入手元は、「広報田辺」が30.8%と最も高く、次いで「専門相談機関」が22.8%、「学校・職場・施設」が19.5%となっています。希望する入手元は、「広報田辺」が33.9%と最も高く、次いで「専門相談機関」が31.5%、「学校・職場・施設」が19.7%となっています。

また、所持手帳別にみると、【身体】では「広報田辺」が現在の入手元で37.6%、希望する入手元で40.6%、【療育】では「学校・職場・施設」が現在の入手元で44.3%、希望する入手元で42.9%、【精神】では「専門相談機関」が現在の入手元で36.2%、希望する入手元で43.1%とそれぞれ最も高くなっています。

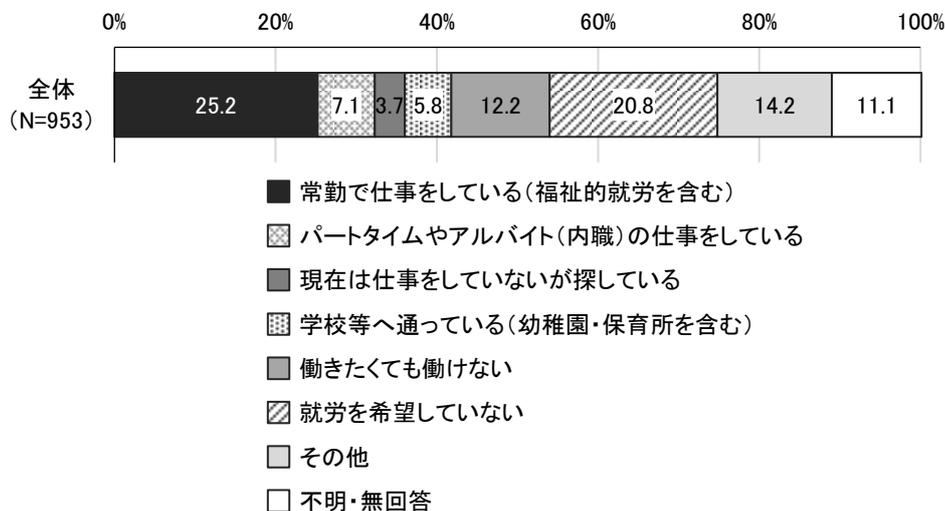
いずれの障害種別においても、「専門相談機関」からの情報入手を希望する割合が高くなっています。



仕事や日中の生活について

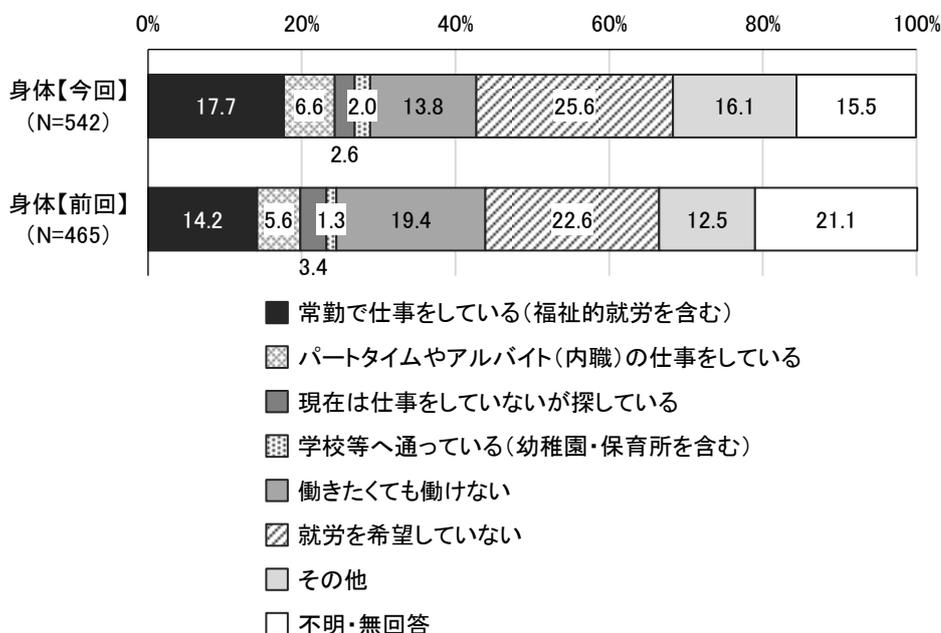
⑧日中は主にどのように過ごされていますか(SA)

日中の主な過ごし方についてみると、「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」が 25.2%と最も高く、次いで「就労を希望していない」が 20.8%、「働きたくても働けない」が 12.2%となっています。



※分析文から「その他」を除いています。

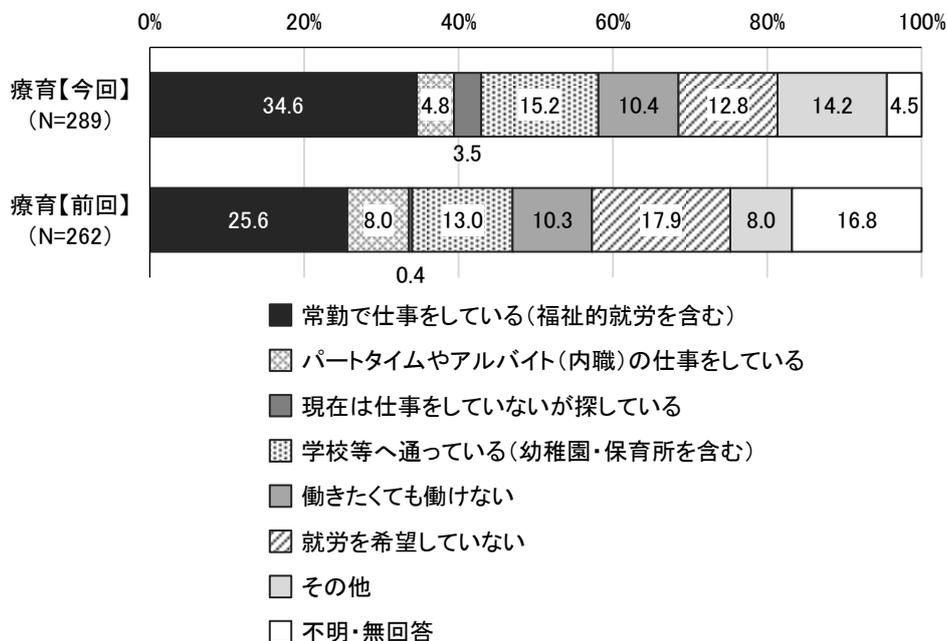
身体障害者手帳所持者では「就労を希望していない」が 25.6%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」が 17.7%、「働きたくても働けない」が 13.8%となっています。前回調査と比較すると、「働きたくても働けない」が 5.6 ポイント減少しています。



※分析文から「その他」を除いています。

療育手帳所持者では「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」が 34.6%と最も高く、次いで「学校等へ通っている(幼稚園・保育所を含む)」が 15.2%、「就労を希望していない」が 12.8%となっています。

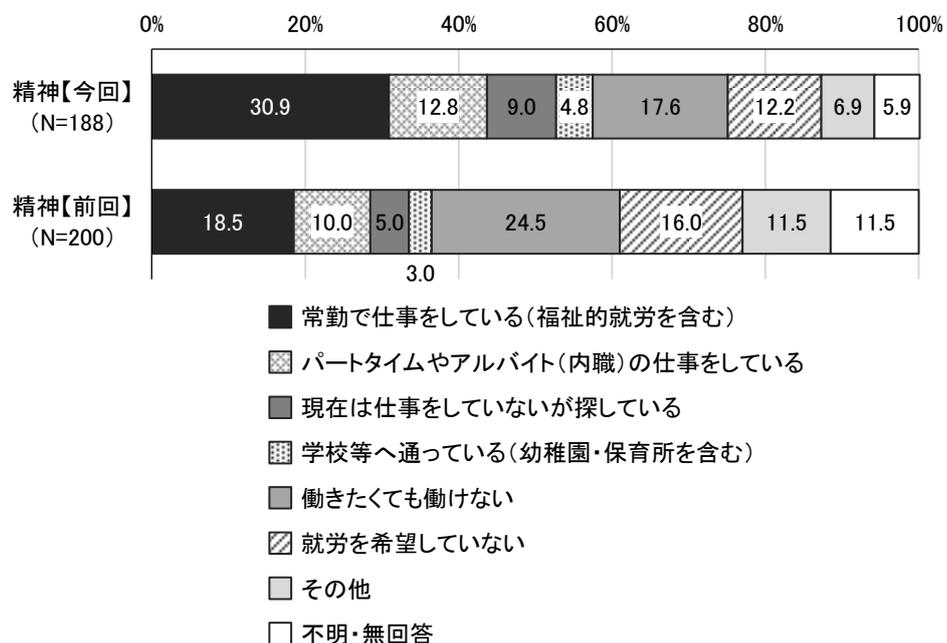
前回調査と比較すると、「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」が 9.0 ポイント増加し、「就労を希望していない」が 5.1 ポイント減少しています。



※分析文から「その他」を除いています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」が 30.9%と最も高く、次いで「働きたくても働けない」が 17.6%、「パートタイムやアルバイト(内職)の仕事をしている」が 12.8%となっています。

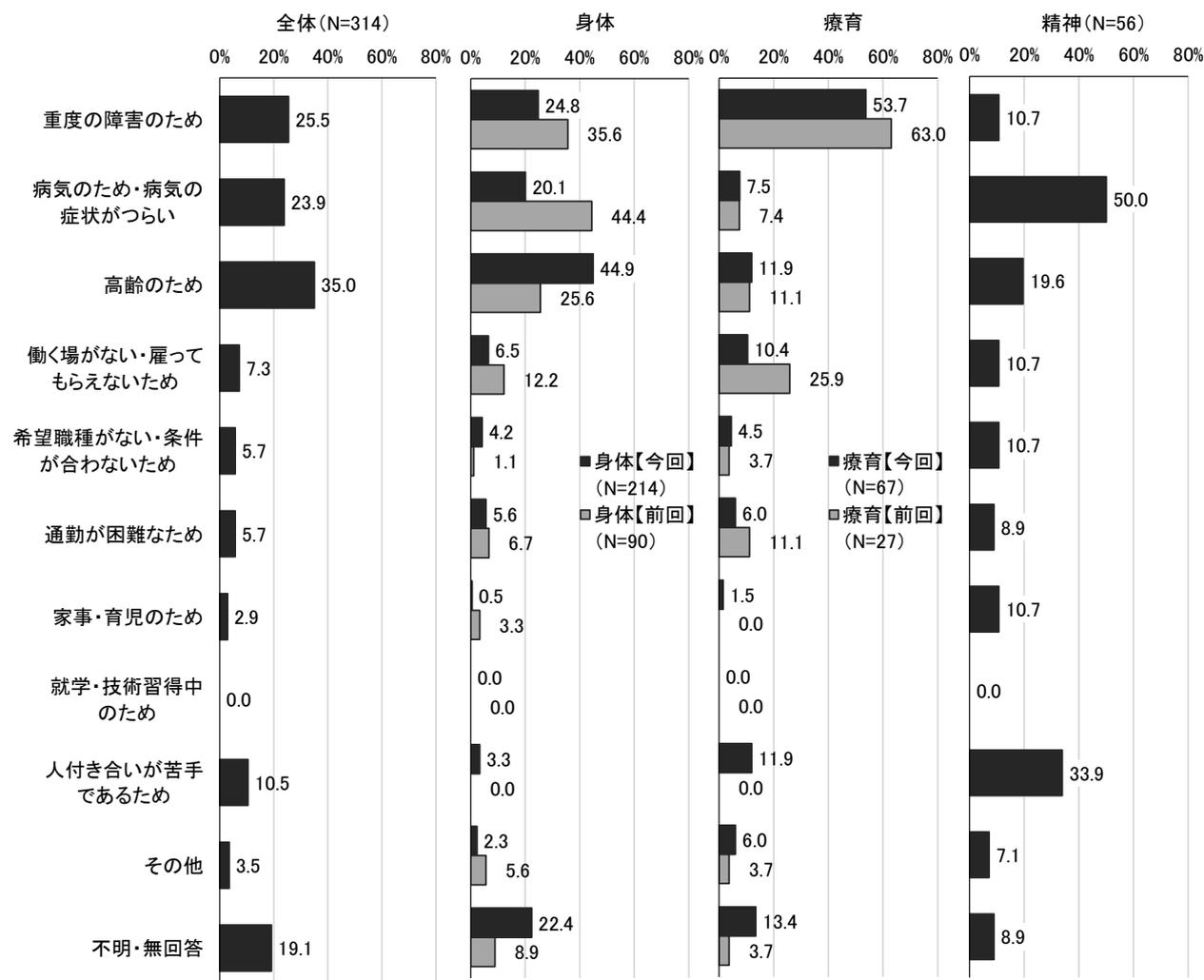
前回調査と比較すると、「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」が 12.4 ポイント増加し、「働きたくても働けない」が6.9ポイント減少しています。



⑨働けない理由は何ですか(MA)

働けない理由についてみると、「高齢のため」が 35.0%と最も高く、次いで「重度の障害のため」が 25.5%、「病気のため・病気の症状が辛い」が 23.9%となっています。

また、所持手帳別にみると、【身体】では「高齢のため」が 44.9%、【療育】では「重度の障害のため」が 53.7%、【精神】では「病気のため・病気の症状が辛い」が 50.0%とそれぞれ最も高くなっています。

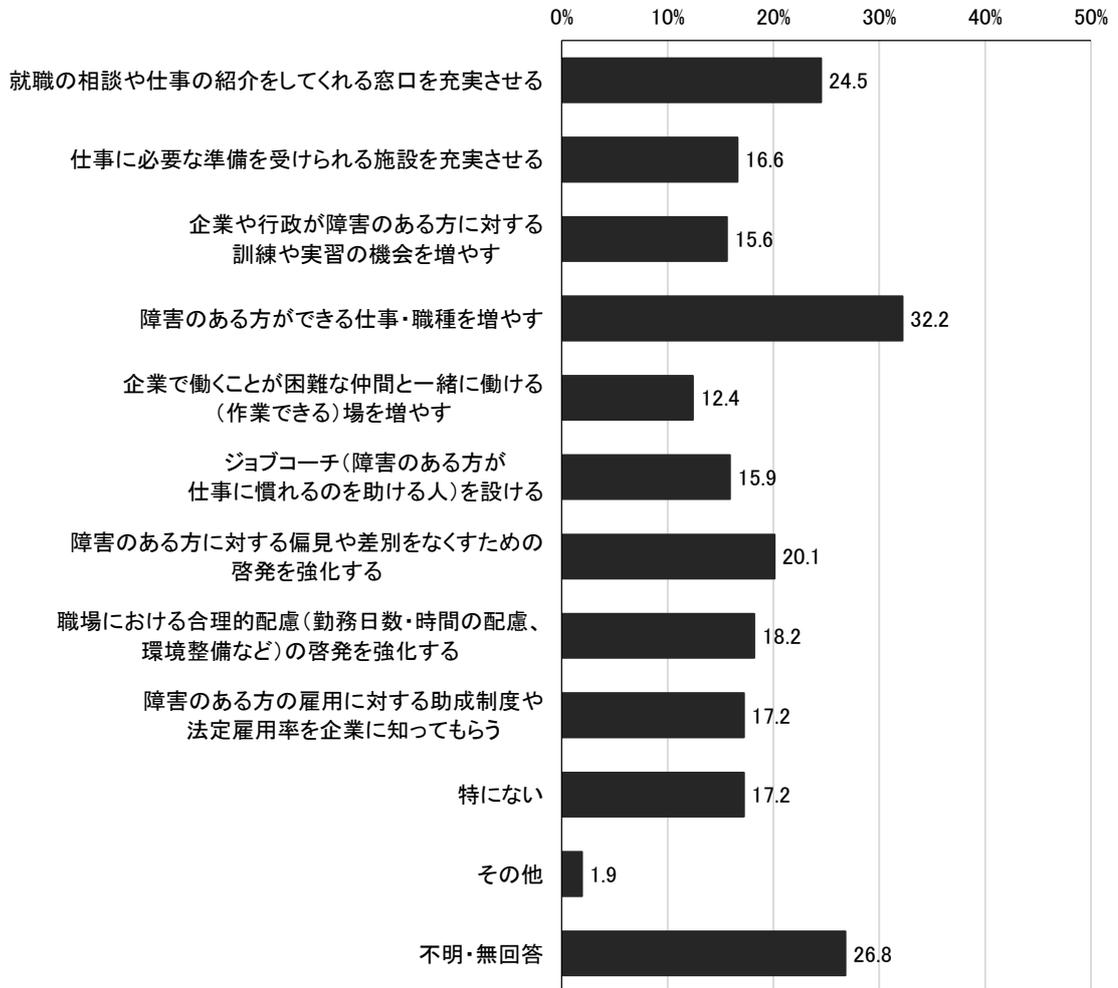


※前回調査において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした調査の項目が今回調査と異なっているため、【精神】の前回調査比較はありません。

⑩企業などで安心して働ける環境づくりに向けて、どのようなことが必要だと思いますか(MA)

企業などで安心して働ける環境づくりに向けて必要だと思うことについてみると、「障害のある方ができる仕事・職種を増やす」が 32.2%と最も高く、次いで「就職の相談や仕事の紹介をしてくれる窓口を充実させる」が 24.5%、「障害のある方に対する偏見や差別をなくすための啓発を強化する」が 20.1%となっています。

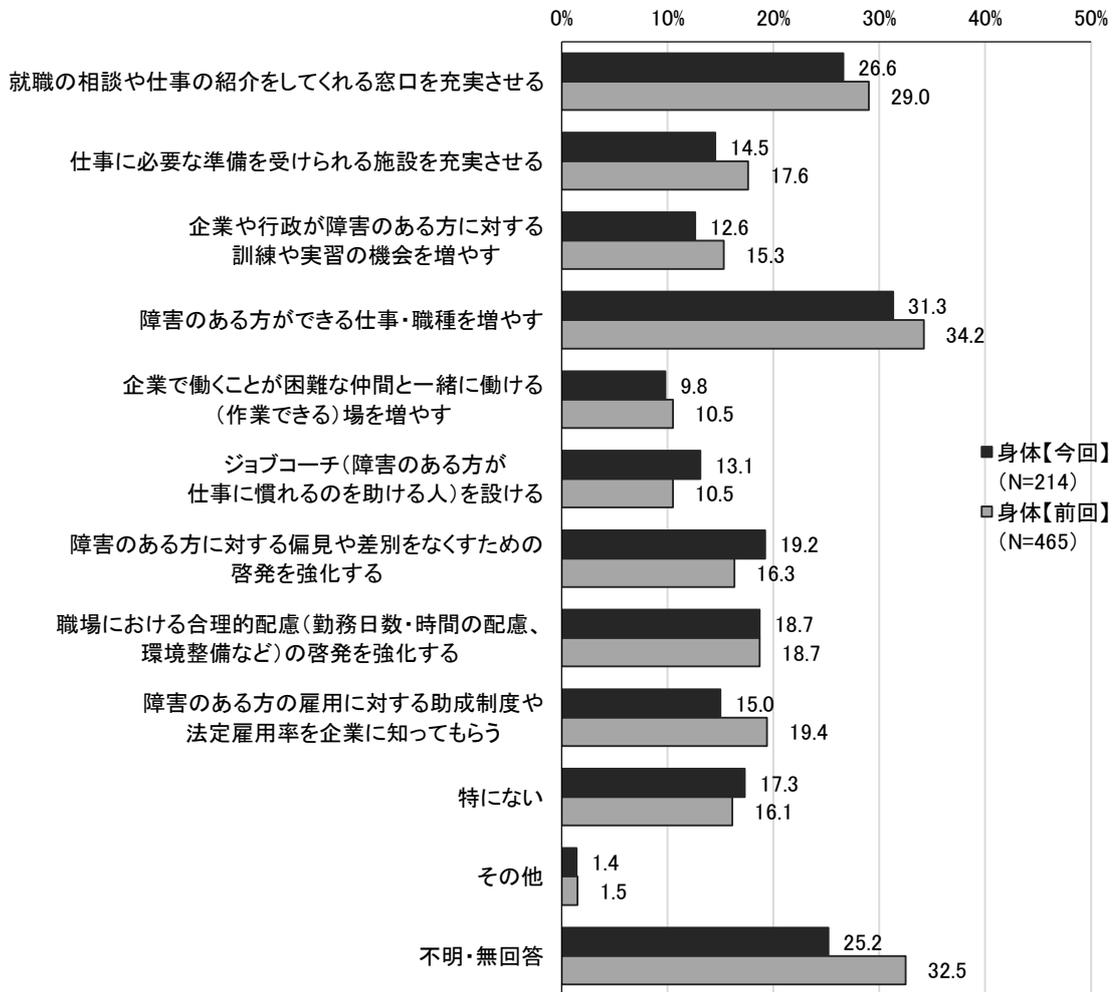
全体(N=314)



日中の過ごし方で、「働きたくても働けない」または「就労を希望していない」と回答した方のみ

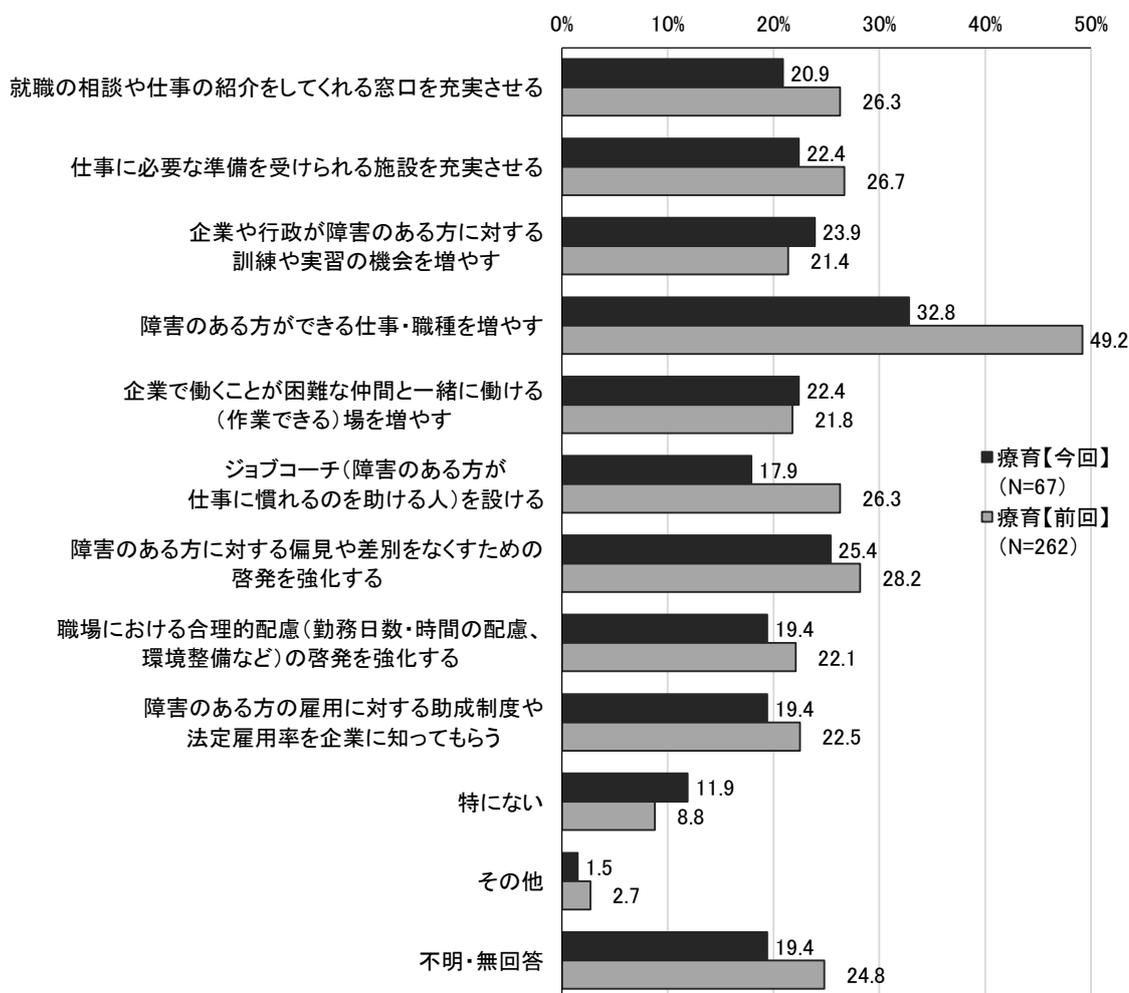
身体障害者手帳所持者についてみると、「障害のある方ができる仕事・職種を増やす」が 31.3%と最も高く、次いで「就職の相談や仕事の紹介をしてくれる窓口を充実させる」が 26.6%、「障害のある方に対する偏見や差別をなくすための啓発を強化する」が 19.2%となっています。

前回調査と比較しても、大きな変化はみられませんでした。



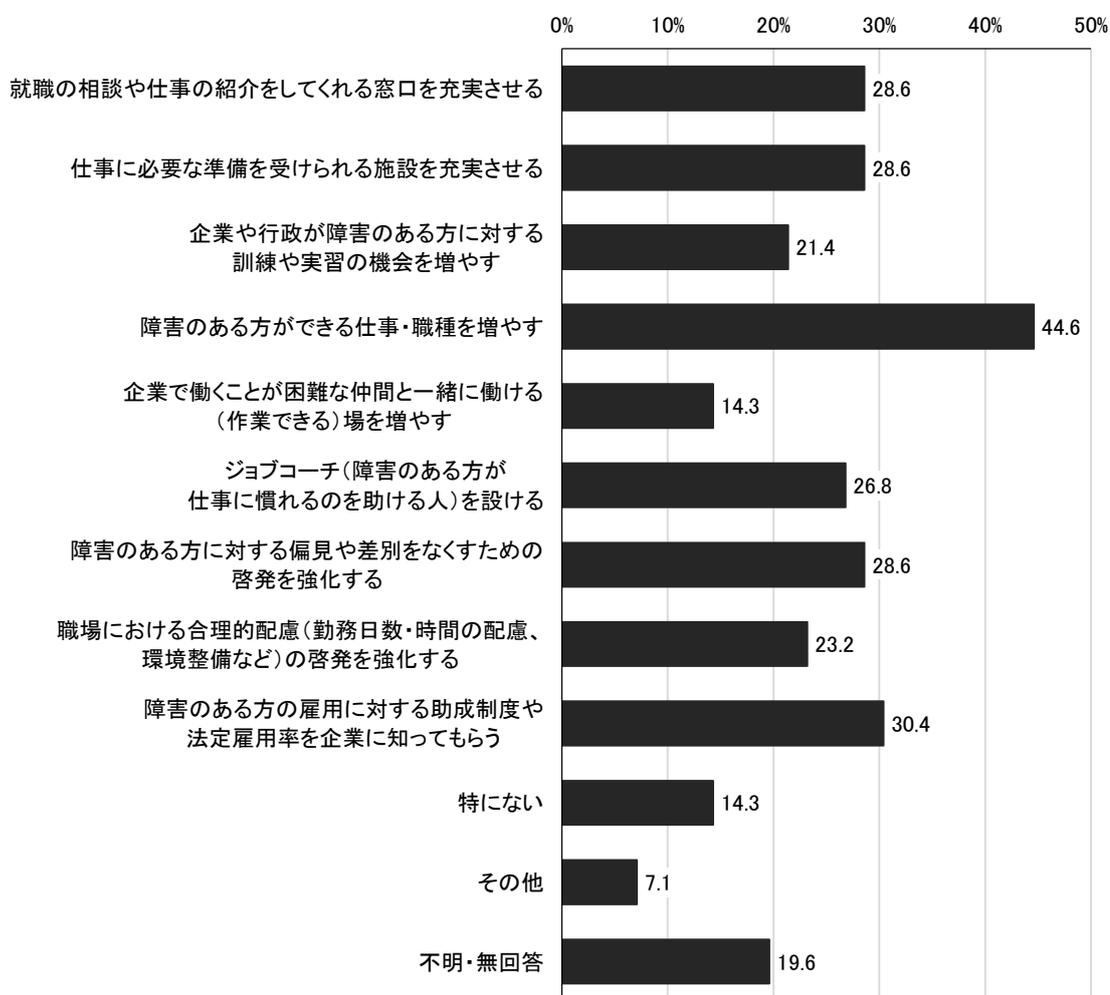
療育手帳所持者についてみると、「障害のある方ができる仕事・職種を増やす」が 32.8%と最も高く、次いで「障害のある方に対する偏見や差別をなくすための啓発を強化する」が25.4%、「企業や行政が障害のある方に対する訓練や実習の機会を増やす」が 23.9%となっています。

前回調査と比較すると、「就職の相談や仕事の紹介をしてくれる窓口を充実させる」が 5.4 ポイント、「障害のある方ができる仕事・職種を増やす」が 16.4 ポイント、「ジョブコーチ(障害のある方が仕事に慣れるのを助ける人)を設ける」が 8.4 ポイントそれぞれ減少しています。



精神障害者保健福祉手帳所持者についてみると、「障害のある方ができる仕事・職種を増やす」が 44.6%と最も高く、次いで「障害のある方の雇用に対する助成制度や法定雇用率を企業に知ってもらう」が 30.4%、「就職の相談や仕事の紹介をしてくれる窓口を充実させる」「仕事に必要な準備を受けられる施設を充実させる」「障害のある方に対する偏見や差別をなくすための啓発を強化する」がそれぞれ 28.6%となっています。

精神(N=56)

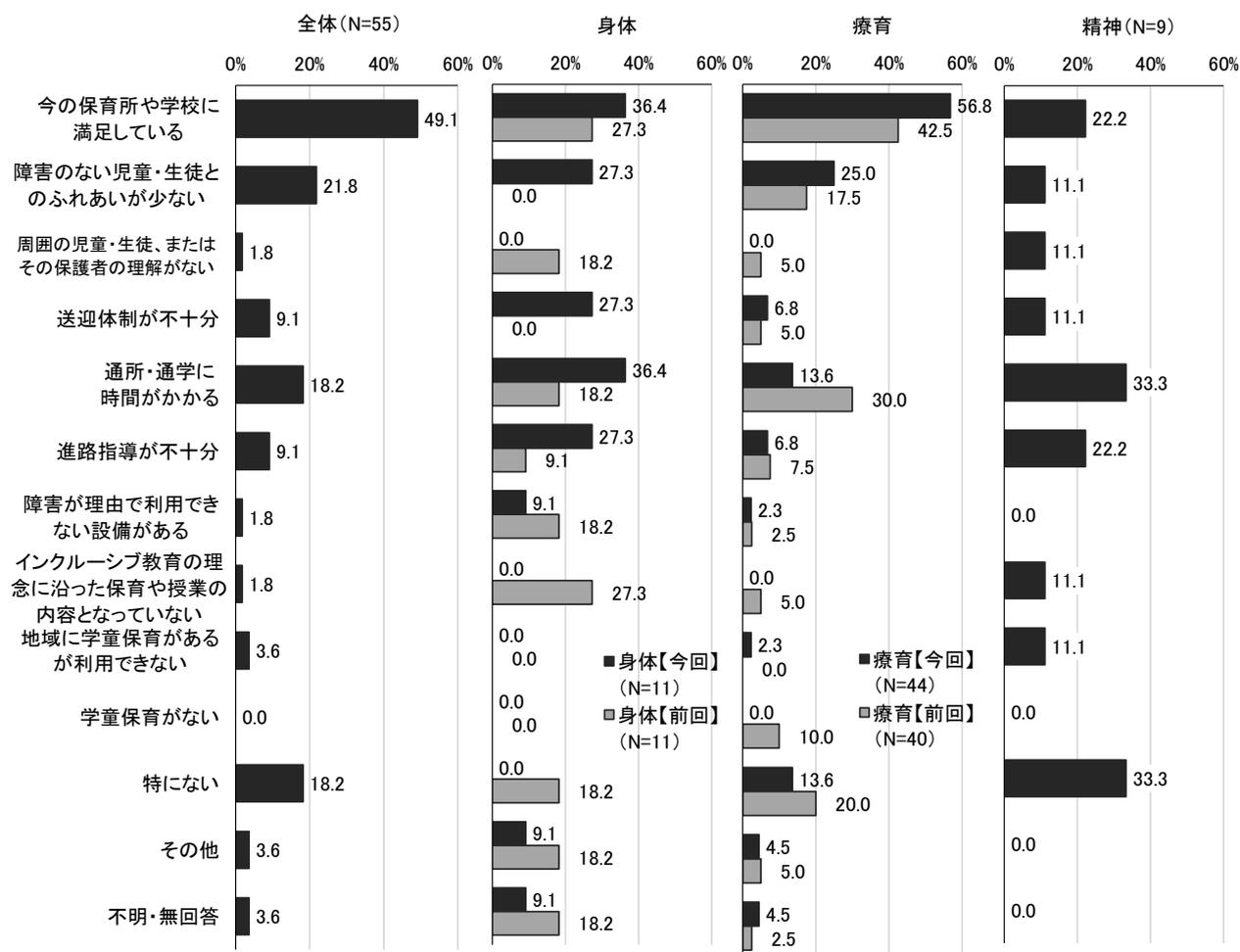


※前回調査において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした調査の項目が今回調査と異なっているため、【精神】の前回調査比較はありません。

①通所・通学して感じることは何ですか(MA)

通所・通学して感じることについてみると、「今の保育所や学校に満足している」が 49.1%と最も高く、次いで「障害のない児童・生徒とのふれあいが少ない」が 21.8%、「通所・通学に時間がかかる」が 18.2%となっています。

また、所持手帳別にみると、【身体】では「今の保育所や学校に満足している」「通所・通学に時間がかかる」がともに 36.4%、【療育】では「今の保育所や学校に満足している」が 56.8%、【精神】では「通所・通学に時間がかかる」「特にない」がともに 33.3%とそれぞれ最も高くなっています。



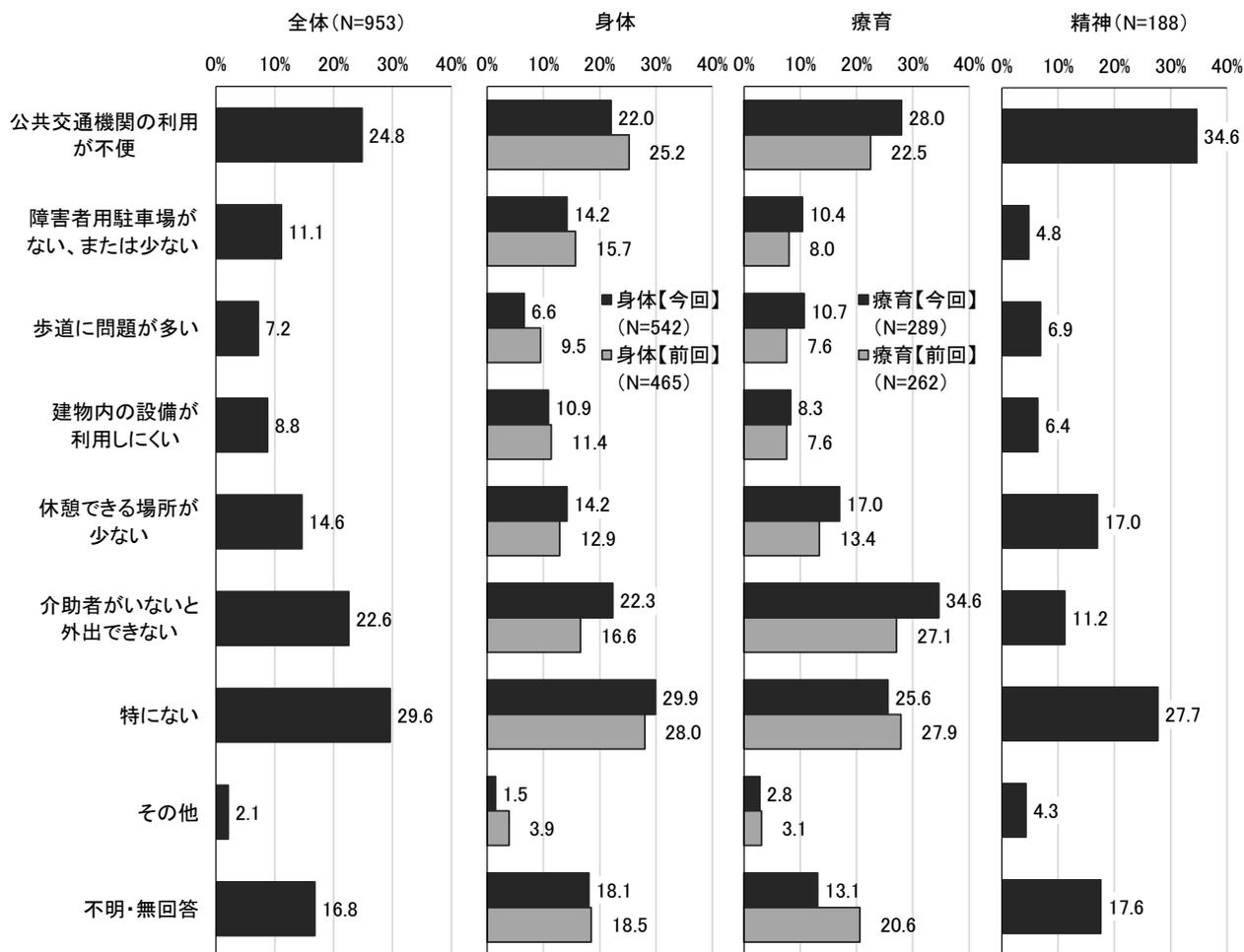
※前回調査において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした調査の項目が今回調査と異なっているため、【精神】の前回調査比較はありません。

生活全般について

⑫外出の時、不便に感じたり困ることはありますか(MA)

外出の時、不便に感じたり困ることについてみると、「特にない」が 29.6%と最も高く、次いで「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」が 24.8%、「介助者がいないと外出できない」が 22.6%となっています。

また、所持手帳別にみると、【身体】では「特にない」が 29.9%、【療育】では「介助者がいないと外出できない」が 34.6%、【精神】では「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」が 34.6%とそれぞれ最も高くなっています。

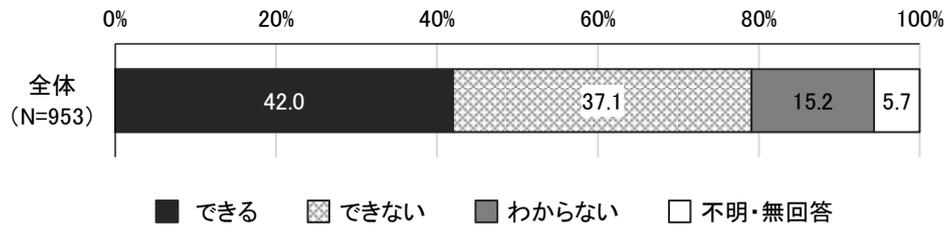


※前回調査において、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした調査の項目が今回調査と異なっているため、【精神】の前回調査比較はありません。

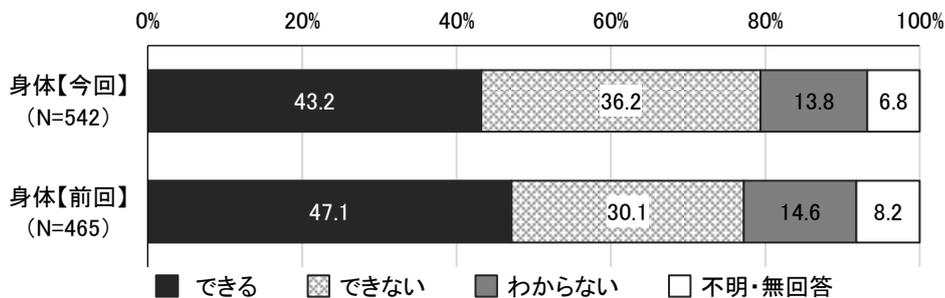
災害時等の緊急時の避難について

⑬地震等の被害発生時、一人で避難することができますか(SA)

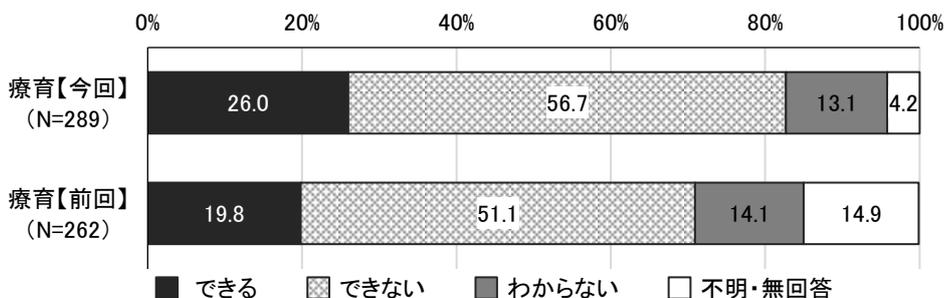
一人で避難することができるかについてみると、「できる」が42.0%と最も高く、次いで「できない」が37.1%、「わからない」が15.2%となっています。



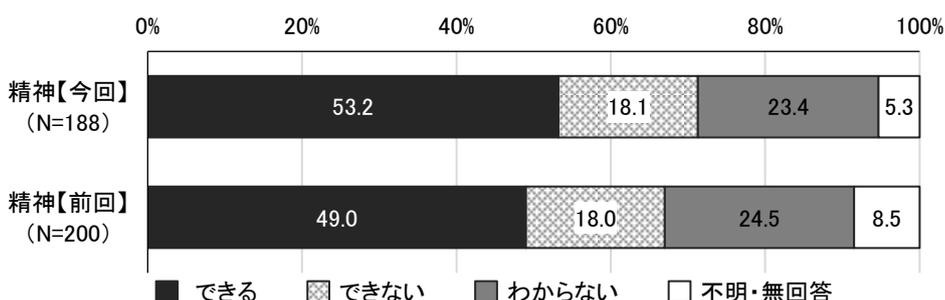
身体障害者手帳所持者についてみると、「できる」が43.2%と最も高く、次いで「できない」が36.2%、「わからない」が13.8%となっています。



療育手帳所持者についてみると、「できない」が56.7%と最も高く、次いで「できる」が26.0%、「わからない」が13.1%となっています。



精神障害者保健福祉手帳所持者についてみると、「できる」が53.2%と最も高く、次いで「わからない」が23.4%、「できない」が18.1%となっています。

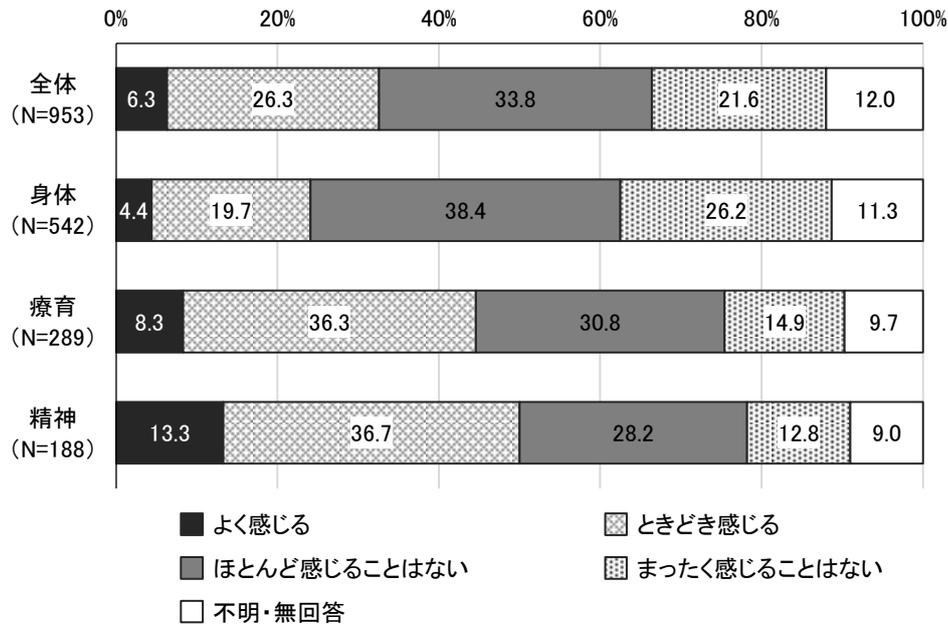


差別や偏見について

⑭日常生活において、障害があるために差別や偏見、疎外感を感じることがありますか(SA)

日常生活において、障害があるために差別や偏見、疎外感を感じる経験についてみると、「ほとんど感じることはない」が33.8%と最も高く、次いで「ときどき感じる」が26.3%、「まったく感じることはない」が21.6%となっています。

また、所持手帳別にみると、【身体】では「ほとんど感じることはない」が38.4%、【療育】では「ときどき感じる」が36.3%、【精神】では「ときどき感じる」が36.7%とそれぞれ最も高くなっています。



⑮障害のある人にとって住みやすいまちをつくるための各取組の状況(SA)

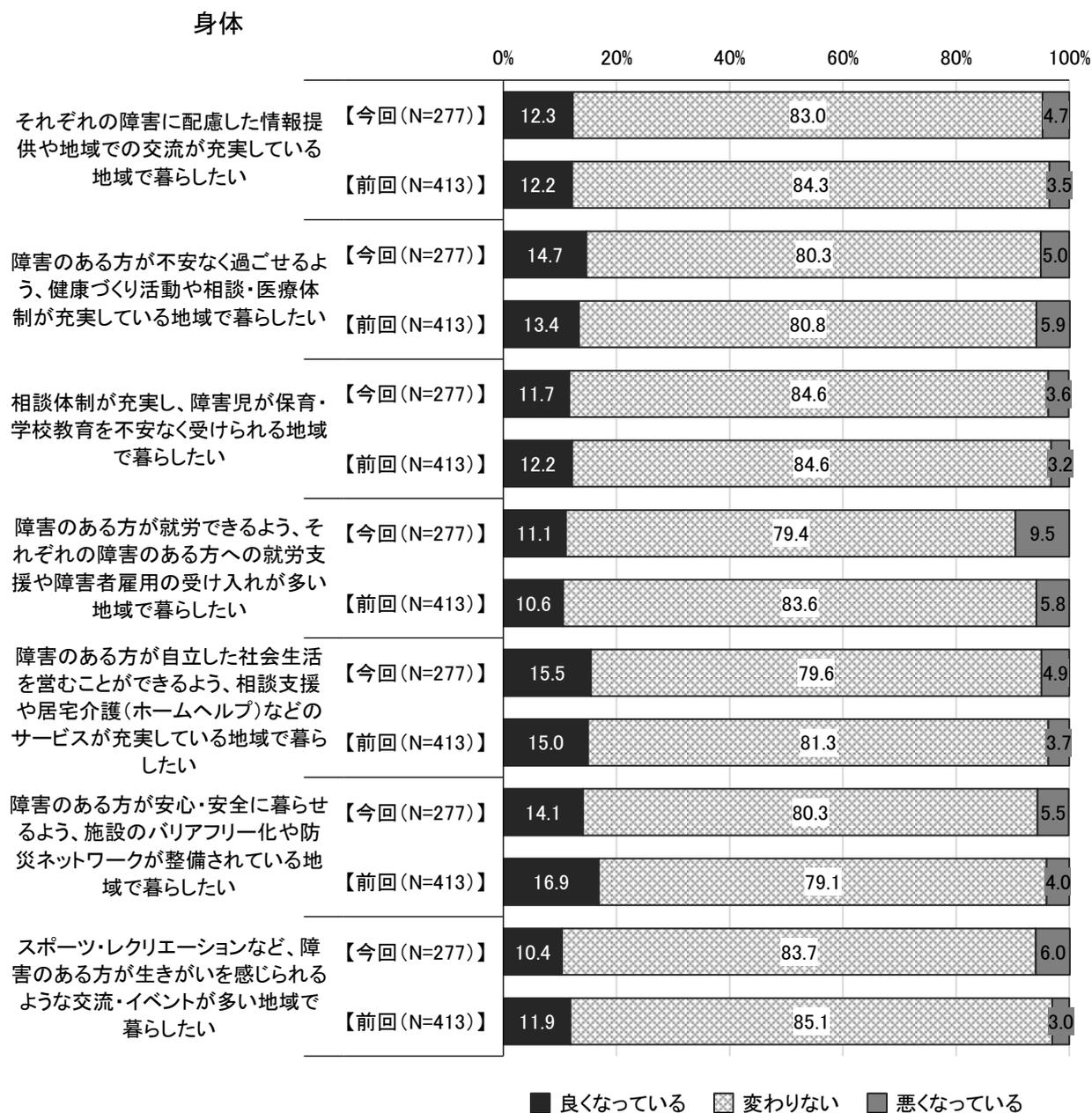
障害のある人にとって住みやすいまちをつくるための各取組の状況についてみると、いずれの項目においても、「良くなっている」が1割台、「変わらない」が8割前後となっています。

全体



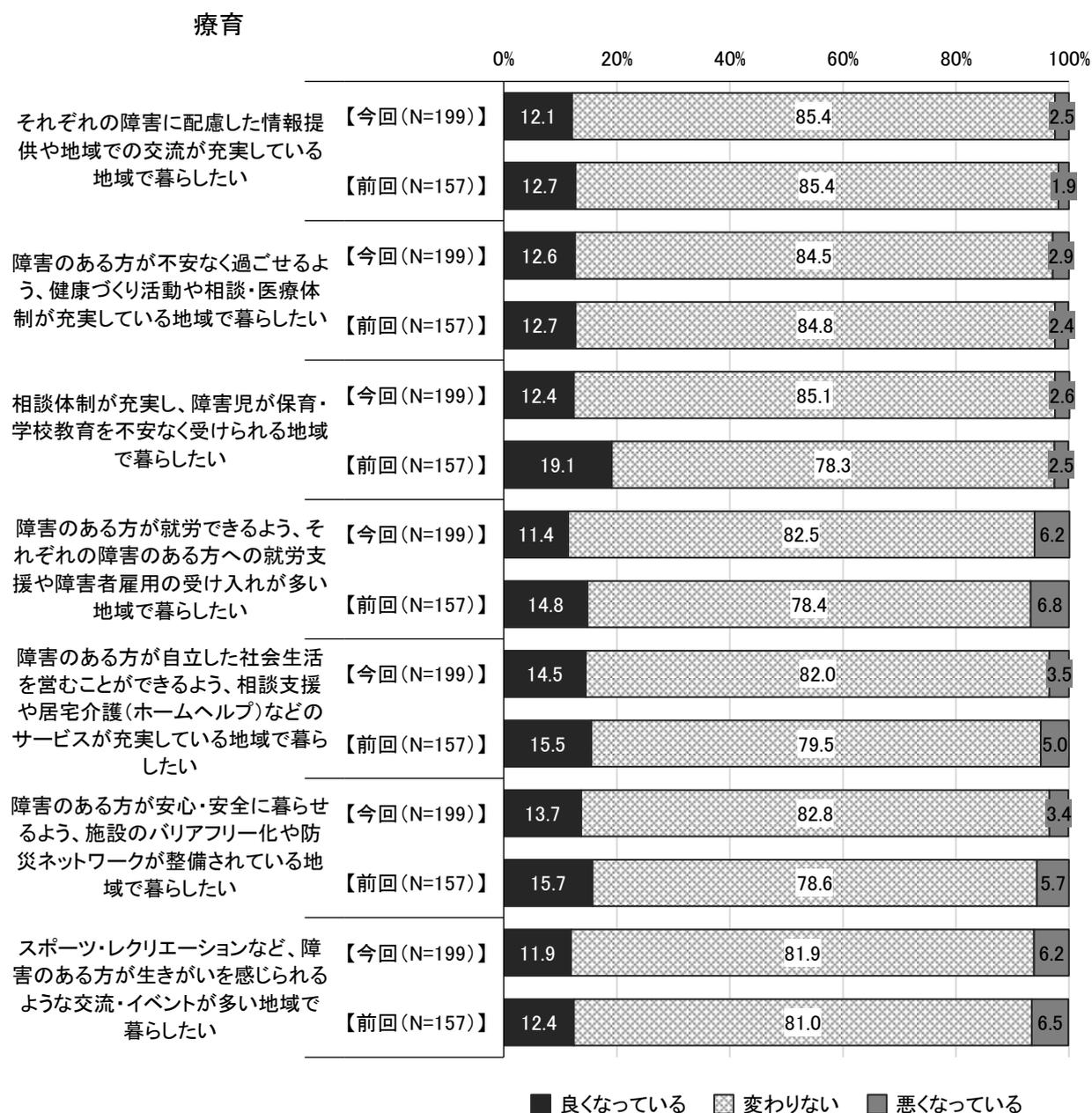
※不明・無回答は除く

身体障害者手帳所持者について前回調査と比較すると、【障害のある方が就労できるよう、それぞれの障害のある方への就労支援や障害者雇用の受け入れが多い地域で暮らしたい】の「悪くなっている」が 3.7 ポイント増加し、【障害のある方が安心・安全に暮らせるよう、施設のバリアフリー化や防災ネットワークが整備されている地域で暮らしたい】の「良くなっている」が 2.8 ポイント減少しています。



※不明・無回答は除く

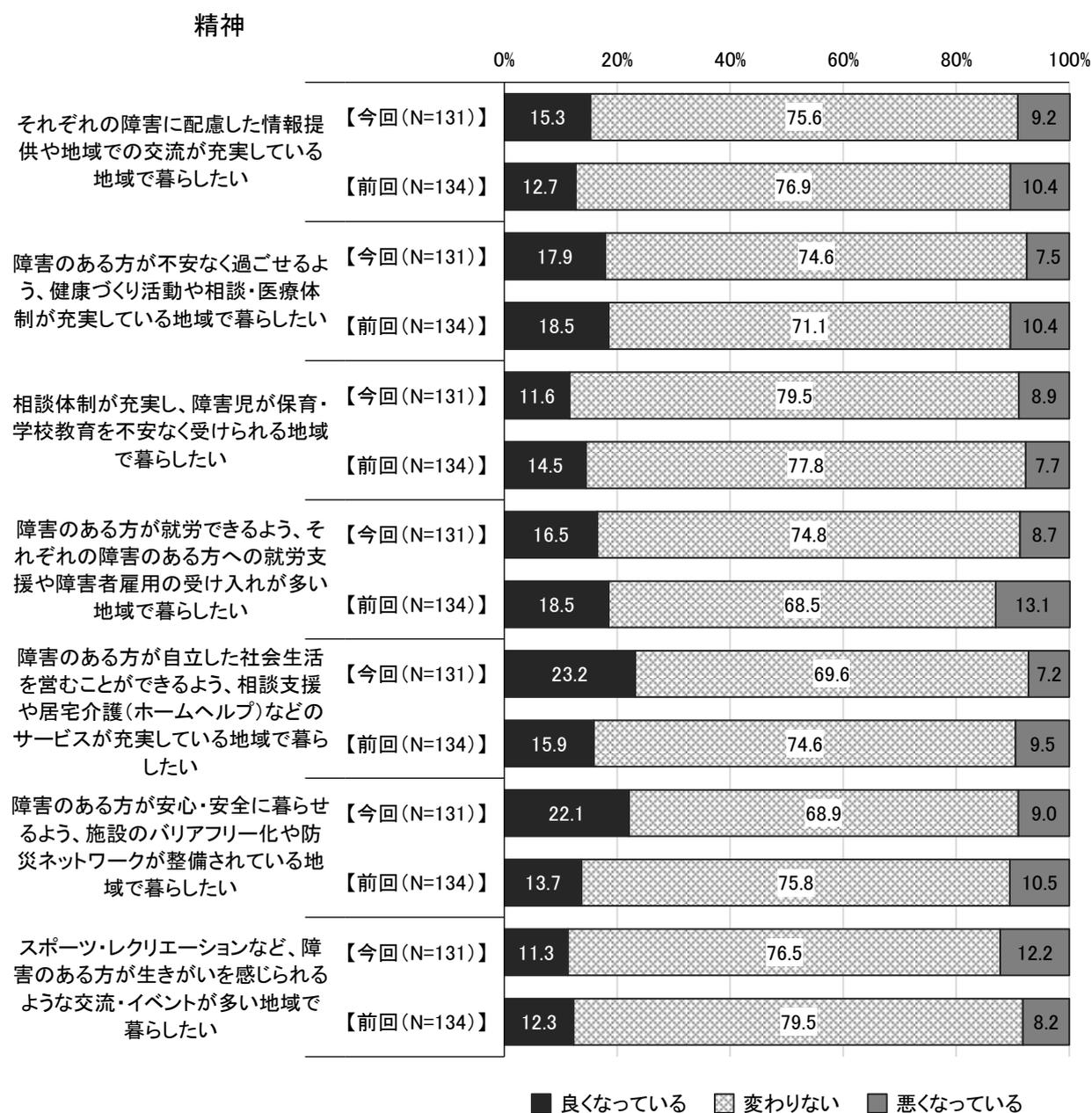
療育手帳所持者について前回調査と比較すると、【相談体制が充実し、障害児が保育・学校教育を不安なく受けられる地域で暮らしたい】の「良くなっている」が 6.7 ポイント、【障害のある方が就労できるよう、それぞれの障害のある方への就労支援や障害者雇用の受け入れが多い地域で暮らしたい】の「良くなっている」が 3.4 ポイントそれぞれ減少しています。



※不明・無回答は除く

精神障害者保健福祉手帳所持者について前回調査と比較すると、【それぞれの障害に配慮した情報提供や地域での交流が充実している地域で暮らしたい】の「良くなっている」が 2.6 ポイント、【障害のある方が自立した社会生活を営むことができるよう、相談支援や居宅介護(ホームヘルプ)などのサービスが充実している地域で暮らしたい】が 7.3 ポイント、【障害のある方が安心・安全に暮らせるよう、施設のバリアフリー化や防災ネットワークが整備されている地域で暮らしたい】が 8.4 ポイントそれぞれ増加しています。

また、【障害のある方が不安なく過ごせるよう、健康づくり活動や相談・医療体制が充実している地域で暮らしたい】の「悪くなっている」が 2.9 ポイント、【障害のある方が就労できるよう、それぞれの障害のある方への就労支援や障害者雇用の受け入れが多い地域で暮らしたい】が 4.4 ポイントそれぞれ減少しており、【スポーツ・レクリエーションなど、障害のある方が生きがいを感じられるような交流・イベントが多い地域で暮らしたい】の「悪くなっている」が 4.0 ポイント増加しています。



※不明・無回答は除く

3. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況

(1) 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成状況

◆福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数は平成 29 年度末では 135 人となり、第1期計画からの削減数も 20 人となっています。令和2年度末の施設入所者数は 127 人で目標を達成する見込みとなっています。

第5期計画期間中の入所施設からの地域移行者数は5人となる見込みで、計画目標値の 13 人に対して、8人少なくなっています。

第1期から第5期までの地域移行者数は 45 人となる見込みです。

項目		数値	考え方
当初入所者数		155 人	平成 17 年 10 月 1 日の人数 [A]
第1～4期実績	施設退所者数 (うち地域移行者数)	77 人 (40 人)	平成 18 年度から平成 29 年度末までの施設退所者数[B] (うち地域移行者数[C])
	新規入所者数	57 人	平成 18 年度から平成 29 年度末までの新規入所者数[D]
	削減数	20 人	平成 18 年度から平成 29 年度末までの入所者削減数[E] = [B] - [D]
	差引入所者数	135 人	平成 29 年度末の施設利用者数 [F] = [A] - [E]
第5期実績(見込み)	地域生活移行者数 (平成 28 年度末割合)	5 人 (3.7%)	平成 30 年度から令和 2 年度末までの地域生活移行者数[G] 第5期計画目標値:13 人 平成 28 年度末入所者数 134 人[H]に対する割合:9%以上
	新規入所者数	8 人	平成 30 年度から令和 2 年度末までの新規入所者数[I]
	削減数 (平成 28 年度末入所者数からの削減率)	8 人 (6.0%)	平成 30 年度から令和 2 年度末までの入所者削減数[J] 第5期計画目標値:3 人 平成 28 年度末入所者数 134 人に対する割合:2%以上
	令和 2 年度末入所者数(見込み)	127 人	令和 2 年度末入所者数(見込み) (第5期計画目標値 131 人) [K] = [F] - [J]
第1期から第5期までの入所者削減数(見込み)		28 人	平成 18 年度から令和 2 年度末までの入所者削減数(見込み) [L] = [A] - [K]
		18.1%	第 1 期計画策定時からの削減割合(M) = (L) / (A)
第1期から第5期までの地域移行者数(見込み)		45 人	平成 18 年度から令和 2 年度末までの地域移行者数(見込み) (N) = (C) + (G)
		29.0%	第 1 期計画策定時の入所者数と比較した地域移行割合(O) = (N) / (A)

◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

第5期計画では、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることができるよう、保健、医療・介護・障害福祉、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが地域で包括的に確保することができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた関係者による協議の場を圏域で設置することを目標として掲げました。

令和2年度において、西牟婁圏域自立支援協議会の地域移行部会・精神部会を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として位置づけました。

◆地域生活支援拠点等の整備

第5期計画では、令和2年度末までに、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「相談機能」「体験の機会・場の提供」「緊急時の受け入れ」「専門性の確保」「地域の体制づくり」の5つの機能を備えた地域生活支援拠点の整備を図ることを目標として掲げ、具体的には地域における複数の機関が連携し、支援機能を担う「面的整備型」として、圏域単位で整備する計画で取組を推進してきました。

西牟婁圏域において、「基幹相談支援センターにしむろ」を地域生活支援拠点等の整備に係る中核的な役割を担う機関として位置づけ、「基幹相談支援センター等機能強化事業」及び「地域移行のための安心生活支援事業」を実施しています。

「基幹相談支援センター等機能強化事業」では、5つの機能のうち、主に「相談機能」「専門性の確保」「地域の体制づくり」の強化のため、関係者とのネットワークづくり、相談支援専門員へのスーパーバイズやケース支援、人材育成のための研修会の開催、西牟婁圏域自立支援協議会の見直し等に取り組んでいます。

「地域移行のための安心生活支援事業」では、5つの機能のうち、「体験の機会・場の提供」「緊急時の受け入れ」の強化のため、施設や親元からグループホームやアパート等へ生活の場を移行する際の不安を解消するため、あるいは、保護者の病気等で短期入所等が想定されるケース等、利用対象者を事前に登録し、確保している居室で生活を体験できる機会を提供しています。また、緊急時の迅速で確実な対応が行われるように、緊急時対応マニュアルを作成し、地域での生活を安心して送ることができる支援体制を整えています。

本圏域における地域生活支援拠点は、「基幹相談支援センターにしむろ」を中核として、「田辺市障害児・者相談支援センターゆめふる」をはじめとする地域の相談支援事業所や障害福祉サービス提供事業所等が連携し、「面的整備型」として体制の整備ができました。

今後は、拠点等の機能の充実に向けた協議・検討を、西牟婁圏域自立支援協議会等で進めます。

◆福祉施設から一般就労への移行

第5期計画では、令和2年度の目標を平成28年度の一般就労への移行者数13人の1.5倍以上となる20人と設定しました。令和2年度の一般就労移行者数は5人となる見込みです。

また、平成28年度末時点の就労移行支援利用者数は13人で、令和2年度末の利用者数の目標を23%増の16人と設定しました。令和2年度の就労移行支援利用者数は13人となる見込みです。

就労移行支援事業所について、令和2年度の就労移行率が3割以上となる事業所数が全体の5割以上となることを基本とすることから、1か所と設定し、令和2年度の見込みは1か所となる見込みです。

職場定着率は国の指針に基づき、就労定着支援による支援開始1年後の定着率を80%と設定しました。令和2年度の定着率は100%となる見込みです。

項目		数値	考え方
一般就労移行者数	目標設定基準	13人	平成28年度の一般就労への移行者数[A]
	【令和2年度の目標】 一般就労移行者数	20人	就労移行支援事業を通じて令和2年度中に一般就労に移行する人数 [B]
		1.54倍	[B]/[A]
	令和2年度一般就労移行者数(見込み)	5人	令和2年度の年間一般就労移行者数(令和2年10月現在)
就労移行支援利用者数	目標設定基準	13人	平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者数[C]
	【目標】 就労移行支援利用者数	16人	令和2年度末時点の就労移行支援事業の利用者数[D]
		23%増	[D]/[C]
	就労移行支援利用者数(見込み)	13人	令和2年度の就労移行支援事業の利用者数見込み[E](令和2年10月現在)
		1倍	[E]/[C]
就労移行支援事業所数	【目標】 就労移行率が3割以上の事業所数	1か所	令和2年度の就労移行率が3割以上の事業所数(全体の5割以上)
	【令和2年度の見込み】 就労移行率が3割以上の事業所数	1か所	
職場定着率	【目標】 就労定着支援による職場定着率	80%	各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とする。
	【令和2年度の見込み】 就労定着支援による職場定着率	100%	

◆障害児通所支援の提供体制

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を利用できる体制については、前回計画策定時点で国の指針で掲げる目標は達成済みです。

重症心身障害児を対象とする支援の充実として、児童発達支援事業所は、圏域において「ふくいく」(上富田町)1か所で実施しています。

また、放課後等デイサービス事業所は「ふくいく」(上富田町)、「ひまり」(田辺市)の2か所で実施しています。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」及び「コーディネーターの配置」を協議する目的で、西牟婁圏域自立支援協議会の発達支援部会の中に、医療的ケア児ワーキンググループを設置するための準備会を設置し、当地域の現状確認と課題抽出をするため関係者から現状報告を受けましたが、設置までには至らず、コーディネーターの配置もできませんでした。

項目		状況	考え方
児童発達支援センターの設置数		圏域内に1か所設置	令和2年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保		圏域内に2か所設置	令和2年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
重症心身障害児支援	児童発達支援事業所数	圏域内に1か所設置	主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること。
	放課後等デイサービス事業所数	圏域/市内に2か所設置	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置		設置には至らず	平成30年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目指していたものの、令和2年度時点での設置には至っておらず、コーディネーターの配置もできていない。

①障害福祉サービスの利用実績(※令和2年度実績は見込み値)

◆訪問系サービス

訪問系サービスの利用時間は、計画値を下回って推移していますが、利用者数はおおむね計画値通りとなっています。利用時間、利用者数ともに増加傾向で推移しています。

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス	居宅介護	時間	2,844	2,698	2,970	2,799	3,113	2,880
	重度訪問介護							
	同行援護							
	行動援護	人	180	183	188	187	197	191
	重度障害者等包括支援							

◆日中活動系サービス

「生活介護」はいずれの年度も利用者数は計画値を上回る利用実績となっています。

「自立訓練(機能訓練)」は第5期計画を策定した時点では、圏域内に指定事業所がなく計画値を見込みませんでした。平成30年度より利用実績が発生しています。

「就労移行支援」「就労継続支援(A型)」はおおむね計画値通りの利用者数となっていますが、利用人数は減少傾向となっています。

「就労継続支援(B型)」はおおむね計画値通りの利用状況となっており、延利用日数、利用者数ともに増加傾向で推移しています。

「就労定着支援」は計画値を下回る水準ではあるものの、平成30年度の1人日から、令和2年度は4人日と増加しています。

「短期入所(福祉型)」はいずれの年度も計画値を上回る利用状況となる見込みです。

「短期入所(医療型)」はおおむね計画値通りの水準で推移していますが、令和2年度の利用者数は3人となる見込みで、減少が予想されています。

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中活動系サービス	生活介護	人日	4,922	4,907	4,922	5,076	4,922	5,147
		人	230	241	230	247	230	248
	自立訓練(機能訓練)	人日	0	16	0	17	0	0
		人	0	1	0	1	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人日	338	283	338	226	338	164
		人	16	14	16	11	16	8
	就労移行支援	人日	322	286	322	274	322	170
		人	16	15	16	15	16	10
	就労継続支援(A型)	人日	2,100	2,103	2,121	1,802	2,142	1,458
		人	100	101	101	85	102	71
	就労継続支援(B型)	人日	5,273	5,027	5,560	5,421	5,864	5,878
		人	312	303	329	322	347	337
	就労定着支援	人日	5	1	6	3	7	4
	療養介護	人	28	30	28	30	28	30
	短期入所(福祉型)	人日	301	377	328	411	355	426
		人	18	26	19	24	20	21
	短期入所(医療型)	人日	62	61	62	59	62	51
人		7	6	7	6	7	3	

◆居住系サービス

圏域内に「自立生活援助」の指定事業所が無く、圏域外の事業所の利用実績もありませんでした。「共同生活援助」は計画値の範囲内の利用状況となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

「施設入所支援」の利用実績は、平成30年度は135人と計画値をわずかに上回りましたが、令和元年度以降は計画値の範囲内で推移しています。

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居住系 サービス	自立生活援助	人	1	0	2	0	3	0
	共同生活援助	人	142	142	146	140	150	139
	施設入所支援	人	133	135	132	132	131	128

◆相談支援

相談支援の利用状況は、「計画相談支援」は計画値を上回る利用状況となっています。市内の指定特定相談支援事業所は、3年間で1か所減って、12か所になっています。

一方、「地域移行支援」は3年間で利用がみられませんでした。

「地域定着支援」においては、平成30年度、令和元年度で4人の利用がありましたが、令和2年度は大きく減少しています。

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
支相 援談	計画相談支援	人	95	126	98	165	101	172
	地域移行支援	人	2	0	3	0	4	0
	地域定着支援	人	1	4	2	4	3	0

②障害児支援の利用実績

「児童発達支援」の延べ利用日数、利用者数はともに計画値を下回っており、利用日数については減少傾向となっています。

「医療型児童発達支援」は、圏域内に指定事業所がないことから利用者もありませんでした。

「放課後等デイサービス」の利用は令和元年度にかけて増加傾向となっていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用日数、利用者数ともに減少しています。

「保育所等訪問支援」の平成30年度の利用実績はおおむね計画値通りでしたが、令和元年度以降は計画値を下回っています。

「障害児相談支援」では計画値を上回る利用がみられます。市内の指定障害児相談支援事業所は、3年間で2か所減って、7か所になっています。

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	人日	455	394	482	364	511	374
	人	28	25	30	23	31	25
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	1,805	1,782	2,074	1,956	2,381	1,906
	人	141	139	162	153	186	141
保育所等訪問支援	人日	6	5	8	3	10	3
	人	5	5	7	3	9	3
居宅訪問型児童発達支援	人日	2	0	4	1	6	0
	人	1	0	2	1	3	0
障害児相談支援	人	37	38	41	45	45	47

③地域生活支援事業(必須事業)の提供実績

「理解促進研修・啓発事業」は、平成 28 年度から講演会や指導講座、課題学習の開催という形で実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

「障害者相談支援事業」と「住宅入居等支援事業」は、第3期計画から引き続き4事業所に委託し、「田辺市障害児者相談支援センター『ゆめふる』」で実施しています。『ゆめふる』では、基幹相談支援センターとしての機能も付加していましたが、令和2年4月から、新たに「基幹相談支援センター『にしむろ』」を設置し、機能を移行しています。

「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」は、各年度ともに計画値を大きく下回る実績となっていますが、「視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業」「知的障害者等意思疎通支援者派遣事業」は、いずれの年度も計画値を上回る利用者数となっています。

「日常生活用具給付等事業」は、いずれの年度も計画値の範囲内の利用状況となっています。

「手話奉仕員養成研修事業」は、令和2年度において、「手話奉仕員養成講座入門過程」を開講する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

「移動支援事業」は令和元年度に計画値を大きく上回る実績となりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用が大きく減少しました。

その他の必須事業は、継続して実施しています。

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
地域生活 支援事業	理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	無	
	社会活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	
	ボランティア活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	
	障害者相談支援事業	有無	有	有	有	有	有	
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	
	成年後見制度 利用支援事業	有無	有	有	有	有	有	
	成年後見制度 法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	
	手話通訳者派遣事業	人/年	100	70	100	67	100	34
	要約筆記者派遣事業	人/年	60	9	60	14	60	3
	手話通訳者設置事業	有無	有	有	有	有	有	有
	視覚障害者代読・ 代筆奉仕員派遣事業	時間 人	340 70	352 81	340 70	348 81	340 70	338 70
	知的障害者等意思疎通 支援者派遣事業	時間 人	45 30	54 50	45 30	41 41	45 30	46 55
	日常生活用具給付等事業	件	2,882	2,500	3,166	2,658	3,478	4,054
	手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有	有	有	無
	移動支援事業	時間 人/年	2,135 350	1,604 336	2,135 350	1,961 417	2,135 350	1,249 312
	地域活動支援センター事業	有無	有	有	有	有	有	有

◆日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」は種目によって利用件数の増減が異なります。

「介護・訓練支援用具」はいずれの年度も計画値を上回る実績ではあるものの、平成 30 年度から令和元年度にかけて半減し、おおむね計画値通りの実績となっています。

「自立生活支援用具」は、平成 30 年度は計画値を大きく上回る 17 件、令和元年度は計画値通りの 10 件、令和2年度は再び計画値を大きく上回り 19 件(見込み)となっています。

「在宅療養等支援用具」は、いずれの年度も計画値を上回っており、平成 30 年度の 12 件から令和2年度は 16 件(見込み)と、年々増加傾向で推移しています。

「情報・意思疎通支援用具」は、いずれの年度も計画値を上回っており、平成 30 年度で 22 件、令和元年度は 16 件と減少し、令和2年度は 17 件(見込み)と微増となっています。

「排せつ管理支援用具」はいずれの年度も計画値の範囲内の利用状況となっています。

「住宅改修費」は、平成30年度はおおむね計画値通りの5件でしたが、令和元年度9件、令和2年度は計画値を上回る8件となる見込みです。

サービス種別	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	5	14	5	7	5	11
	自立生活支援用具	件	10	17	10	10	10	19
	在宅療養等支援用具	件	10	12	10	15	10	16
	情報・意思疎通支援用具	件	15	22	15	16	15	17
	排せつ管理支援用具	件	2,836	2,430	3,120	2,601	3,432	2,912
	住宅改修費	件	6	5	6	9	6	8

※排せつ管理支援用具の件数は月に複数回の利用があっても1件として算定

④地域生活支援事業(任意事業)の利用(提供)実績

◆日常生活支援

「訪問入浴サービス事業」の利用は、いずれの年度もおおむね計画値通りの利用者数となっています。1人あたりの平均利用回数は平均8.5 回程度を想定していましたが、平均7回程度の利用状況となっています。

「日中一時支援事業・日中ショート事業」の利用は、平成 30 年度、令和元年度は計画値を上回る利用状況となっています。また、「日中一時支援事業・デイサービス事業」の利用は、平成 30 年度は計画値をわずかに下回る実績でしたが、令和元年度は計画値を上回る実績となりました。

「生活訓練等事業・講習会開催事業」については、平成 30 年度までの実績はありましたが、令和元年度において IT 講習会への参加者がいなかったこと、また、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため IT 講習会を中止したことから実績はありませんでした。

その他の日常生活支援の各事業は、継続して実施しています。

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問入浴サービス事業		回/年	206	171	206	147	206	157
		人/月	24	23	24	21	24	20
生活訓練等事業	生活訓練等事業	有無	有	有	有	有	有	有
	講習会開催事業	有無	有	有	有	無	有	無
日中一時支援事業	日中ショート事業	回/年	2,775	3,507	2,775	3,935	2,775	2,751
		人/月	250	284	250	318	250	231
	デイサービス事業	回/年	2,948	2,890	2,948	3,092	2,948	3,335
		人/月	1,100	1,064	1,100	1,144	1,100	1,025
地域移行のための安心生活支援事業		有無	有	有	有	有	有	有
巡回支援専門員整備事業		有無	有	有	有	有	有	有

◆社会参加支援

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」はレクリエーションや趣味等の各種教室が毎年度20回程度開催されており、延べ200人程度の参加者があります。

「点字・声の広報発行事業」については、平成30年度は点字版を6人、声の広報を18人に配付しており、令和元年度は、点字版が4人、声の広報が14人、令和2年度(見込み)は点字版が4人、声の広報が14人となっています。

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	有無	有	有	有	有	有	有
	点字・声の広報発行事業【点字】	有無	有	有	有	有	有	有
	点字・声の広報発行事業【音声】	有無	有	有	有	有	有	有

◆その他交付税算定事業

「自動車運転免許取得・改造助成事業」の利用者数は、平成30年度は3人となっていますが、令和元年度は計画値通りの4人、令和2年度は3人となっています。

「更生訓練費給付事業」は、計画値を大きく上回る利用となっていますが、令和2年度12月末時点では11人となっています。

サービス種別		単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
その他交付税算定事業	自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	4	3	4	4	4	3
	更生訓練費給付事業	人/年	26	38	26	54	26	11

第3章 障害福祉計画

1. 令和5年度目標値の設定

本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、令和5年度を最終目標年度として、以下の通り設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

これまでの地域生活移行の取組や入所者の高齢化、障害の重度化等により、地域生活移行者数は減少の傾向にありますが、地域生活移行者数及び施設入所者数の削減については、国の指針に基づき、それぞれ6%以上、1.6%以上となるように目標値を設定しました。

国の指針では、第5期計画の未達成分を今回の目標値に加えて設定することになっていますが、未達成であった地域生活移行者数(目標値 13 人、実績(見込み)値5人、未達成分8人)については、実情を勘案し、目標値に上乘せしないものとします。

その結果、令和5年度末の施設入所者数は 126 人となり、令和元年度末の利用施設入所者数から2人の削減とします。

■成果目標

項目	数値	考え方
【現状】 令和元年度末時点の施設入所者数[A]	128 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標】 地域生活移行者の増加	8 人 6.3%	[A]のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人数の目標値
【目標】 施設入所者の削減[B]	2人 1.6%	[A]の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値
【目標】 令和5年度末時点の施設入所者[C]	126 人	令和5年度末の利用者数見込み [C]=[A]-[B]

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行。 ○令和元年度末時点の施設入所者から 1.6%以上削減。 ○令和2年度末において、第5期計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成分の割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値として設定。
------	---

(2)地域生活支援拠点等の整備

地域には、障害のある人・子どもを支える様々な資源が存在し、これまでも各地域の障害福祉計画に基づいて整備が進められてきました。しかし、それら地域資源の有機的なつながりが不十分であるため、今後障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の整備を推進することとします。

国においては、地域生活支援拠点等を整備した後も、地域のニーズや課題に適切に応えられているか、必要な機能水準を満たしているか、継続的に検証・検討する必要があるとしています。

本市においては、圏域で面的整備型として地域生活支援拠点等を整備しています。引き続き、地域生活支援拠点等が地域のニーズに適切に対応できるよう、西牟婁圏域自立支援協議会において運用状況の検証・検討を行い、障害のある人・子どもが安心して地域で生活できる基盤の充実を図ります。

■成果目標(地域生活支援拠点等の整備)

項目	目標
地域生活支援拠点等の確保	継続して圏域で拠点を確保する
年1回以上の運用状況の検証及び検討	年1回、運営状況の検証・検討の場を確保する

国の指針	○令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
------	--

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成30年度の障害福祉サービス等報酬改定及び令和元年度の「障害者雇用促進法」の改正において、一般就労への移行促進が掲げられており、本計画においても一般就労を希望する障害のある人を支援し、一般就労への移行及び就労定着支援を充実させることとします。

国の指針に基づき、福祉施設から一般就労への移行者数及び就労定着支援事業所の成果目標を以下の通り設定しました。

■成果目標(福祉施設から一般就労への移行)

項目	数値	考え方
【現状】一般就労への移行者数[A]	11人	令和元年度の移行者数
【目標】 一般就労への移行者数[B]	15人	就労移行支援事業等を通じて令和5度中に一般就労に移行する人数
	1.36倍	[B]／[A]
【現状】就労移行支援事業の移行者数[b1]	7人	令和元年度の移行者数
【目標】就労移行支援事業の移行者数[b2]	9人	令和5年度の移行者数
	1.29倍	[b2]／[b1]
【現状】就労継続支援 A 型事業の移行者数[b3]	2人	令和元年度の移行者数
【目標】就労継続支援 A 型事業の移行者数[b4]	3人	令和5年度の移行者数
	1.50倍	[b4]／[b3]
【現状】就労継続支援 B 型事業の移行者数[b5]	2人	令和元年度の移行者数
【目標】就労継続支援 B 型事業の移行者数[b6]	3人	令和5年度の移行者数
	1.50倍	[b6]／[b5]
【目標】 就労定着支援事業の利用者数[C]	11人	就労定着支援事業の令和5年度末における利用者数
	73.3%	[C]／[B]
【現状】就労移行支援事業所数[D]	1か所	令和2年度の就労移行支援事業所数
【目標】 就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所数[E]	3か所	令和5年度末の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数
	100%	[E]／[D]

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行者数を令和元年度末の1.27倍以上とする。 うち、就労移行支援事業の移行者数を1.30倍以上、就労継続支援 A 型事業を1.26倍以上、就労継続支援 B 型事業を1.23倍以上とする。 ○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
------	---

(4)相談支援体制の充実・強化

国の指針においては、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化等に向けた取組の体制を確保することを基本としています。

令和2年4月から、西牟婁圏域を範囲とした「基幹相談支援センター『にしむろ』」を設置しましたが、機能強化を図るため、機能強化事業担当者を1名増員し、体制の強化を図りました。また、『にしむろ』が事務局である西牟婁圏域自立支援協議会において、相談支援専門員のスキルアップを図るための研修を行っています。

■成果目標(相談支援体制の充実・強化)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①総合的・専門的な相談支援	相談支援の実施 有	相談支援の実施 有	相談支援の実施 有
②地域の相談支援体制の強化	相談支援事業所への 指導・助言件数 200件	相談支援事業所への 指導・助言件数 200件	相談支援事業所への 指導・助言件数 200件
	人材育成の支援件数 120件	人材育成の支援件数 120件	人材育成の支援件数 120件
	相談機関との連携強化 の取組件数 400件	相談機関との連携強化 の取組件数 400件	相談機関との連携強化 の取組件数 400件

※西牟婁圏域での目標値

国の指針	<p>①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</p> <p>②地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。</p> <p>地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定する。</p> <p>地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。</p>
------	--

(5)障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業所が参入しています。サービスを利用する障害のある人・子どもにとって適切に効果的なサービスを提供できているかを検証することが望ましいことから、都道府県及び市町村職員は「障害者総合支援法」を理解し、障害福祉サービス等の利用状況を把握することが必要となります。

また、請求の過誤の撲滅や適正運営を行っている事業所を把握することが求められており、障害者自立支援審査支払等システムを活用した審査結果の共有を図ることで、請求の過誤がないよう努めるとともに、過誤が発覚した場合は国保連合会を通して適正な請求額に修正します。

本市においては、「社会福祉主事任用資格」の取得や和歌山県が実施する「障害支援区分認定調査員・審査会委員初任者研修、現任研修」、「相談支援専門員初任者研修、現任研修」、「医療的ケア児支援者研修」、「自殺対策等の研修」、また、西牟婁圏域自立支援協議会が主催する各種研修等に参加し、職員としての資質の向上に努めます。

■成果目標(障害福祉サービスの質を向上させるための取組)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修等への参加者数 25人	研修等への参加者数 25人	研修等への参加者数 25人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	共有回数 1回	共有回数 1回	共有回数 1回

国の指針	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
	②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

2. 障害福祉サービス等の見込量

(1)訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプサービス)	居宅介護(ホームヘルプサービス)の支給が必要と判断された障害のある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者(全身性障害のある人等)または知的障害、精神障害があり行動上著しい困難を有し常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障害があり移動に著しい困難を有する人に対して外出時にヘルパーを派遣し、移動時及び外出先で必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出の際に必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に認定され(児童については区分6相当)、意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

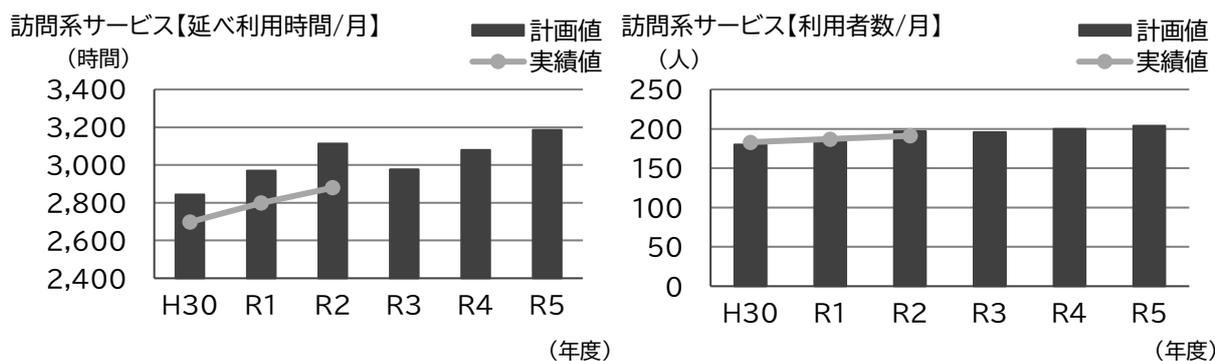
■見込量の設定

これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや施設・病院からの地域移行者の見込みを勘案し、1月あたりの利用時間と利用者数を見込んでいます。

また、見込量は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の5つのサービスを一体として定めます。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援)	時間	2,978	3,079	3,185
	人	196	200	204

※「時間」は1月あたりの延べ利用時間、「人」は1月あたりの利用者数



■取組推進のための考え方

居宅介護は最も利用が多く、引き続き利用者、利用時間ともに増加することが見込まれます。

同行援護に関しては、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響で、利用が低下しましたが、本計画期間中においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症対策を十分に行いながら、サービスの提供を行えるよう、「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、事業所と協力して感染症対策を行います。

それぞれの障害によって異なるニーズに対応できるサービスの確保が重要であることから、各事業所の取組が推進されるよう、県の研修等の情報提供や自立支援協議会の活動を通じ、福祉人材の確保・育成と利用者本位のサービスの向上に努めます。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

■内容

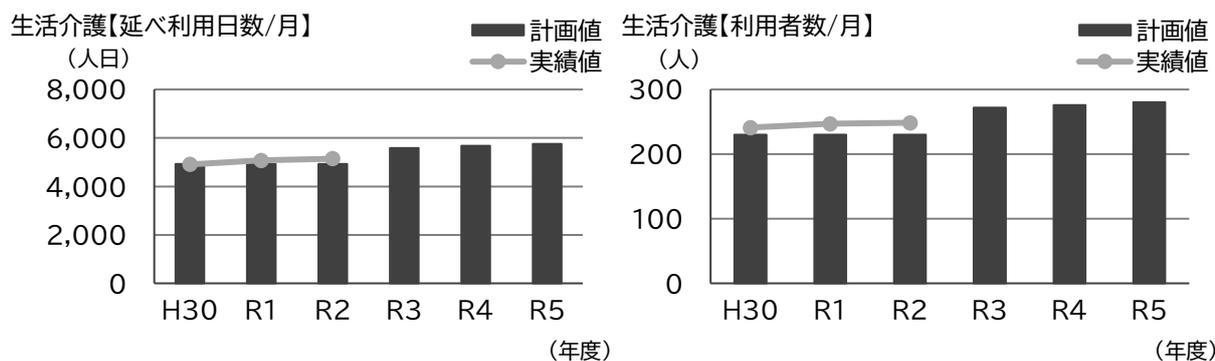
サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要である人に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや施設・病院からの地域移行者の見込み、特別支援学校の卒業予定者数等を勘案して、1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。また、新たに設置される事業所を勘案しています。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	5,589	5,671	5,753
	人	272	276	280

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■取組推進のための考え方

生活介護については、自立の促進や生活の改善に向けて、サービス提供事業所と共に質の向上に向けて検討し、障害のある人の社会参加と福祉の増進に努めます。

②自立訓練

■内容

サービス名	内容
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

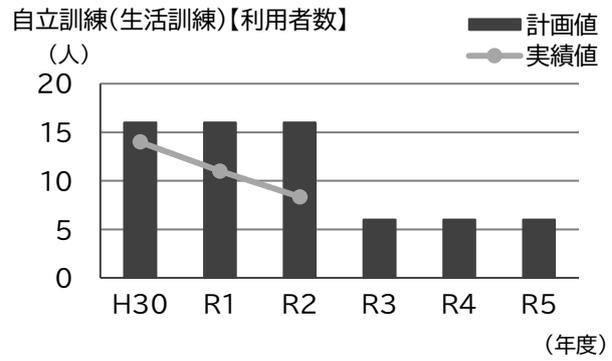
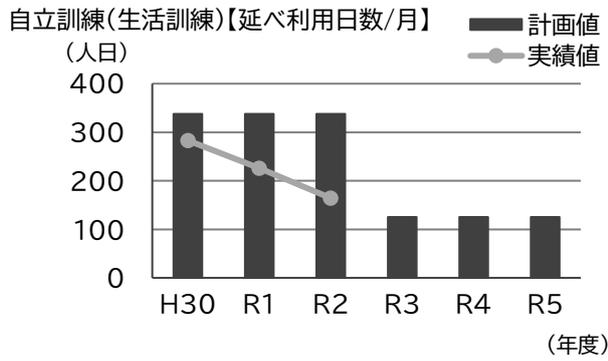
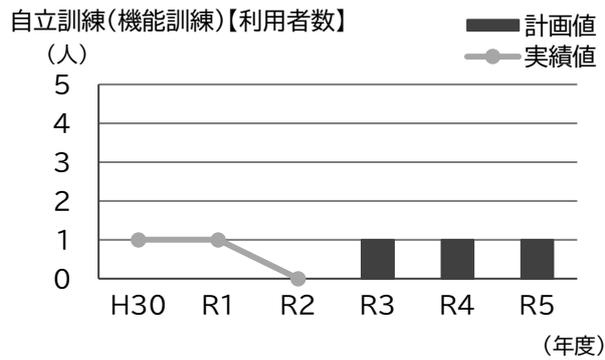
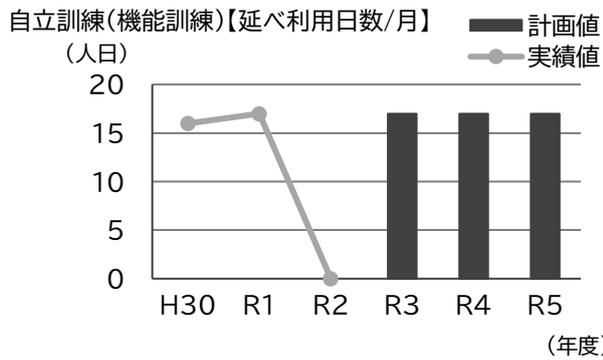
■見込量の設定

自立訓練(機能訓練)は、平成 30 年度と令和元年度の利用実績を勘案して、サービスの利用希望があった際に適切に対応できるよう、1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

また、自立訓練(生活訓練)は、これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや施設・病院からの地域移行者の見込み、特別支援学校の卒業予定者数等を勘案して、1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(機能訓練)	人日	17	17	17
	人	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日	125	125	125
	人	6	6	6

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■取組推進のための考え方

自立訓練事業については、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関との連携を強めるとともに、発達障害や高次脳機能障害のある利用者への対応等を検討します。

③就労移行支援

■内容

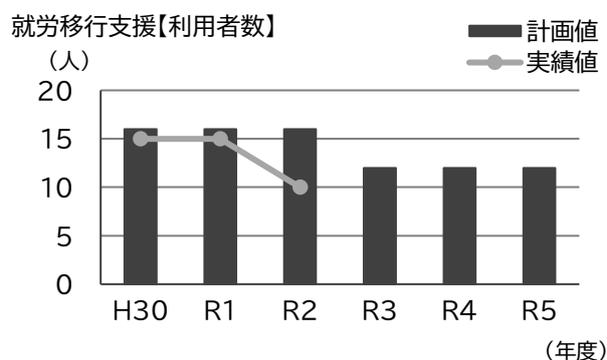
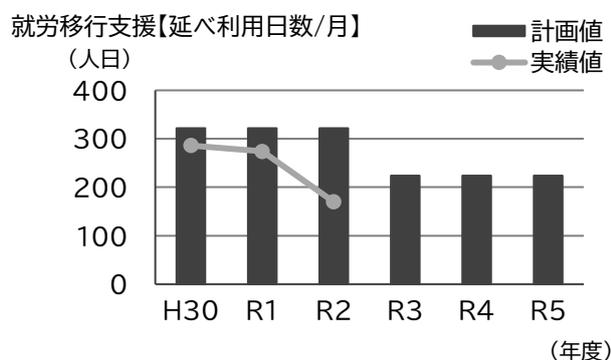
サービス名	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の障害のある人を対象に、一定期間、就労に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや施設・病院からの地域移行者の見込み、特別支援学校の卒業予定者数、事業所の設置状況等に加え、アンケート調査における高い就労移行希望を勘案し、国の指針に基づく目標人数(令和元年度の移行者数7人の 1.27 倍である9人)を上回る利用者数を見込むこととします。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日	224	224	224
	人	12	12	12

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■取組推進のための考え方

就労移行支援事業所と相談支援窓口との連携を強化し、進路における就労に対する意識を高め、効果的なサービスの提供ができるよう努めます。

④就労継続支援

■内容

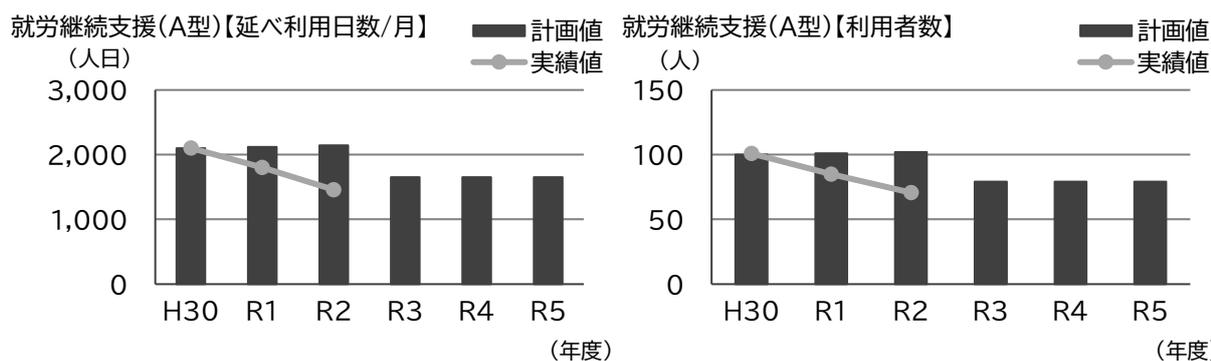
サービス名	内容
就労継続支援(A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって一般企業等での就労が可能と見込まれる障害のある人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般就労に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な障害のある人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業での雇用に結びつかなかった障害のある人、50歳に達している障害のある人等を対象に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労をしている障害のある人からの相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

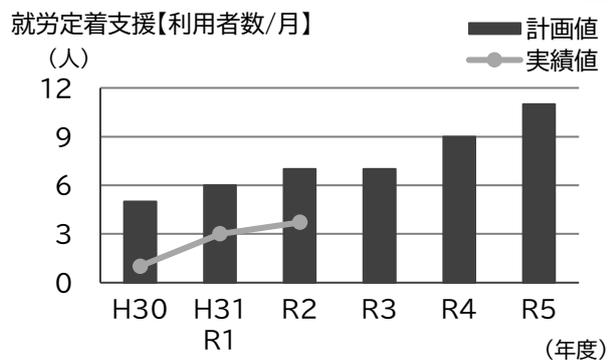
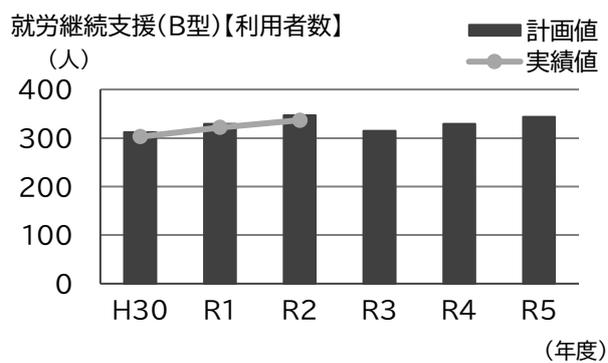
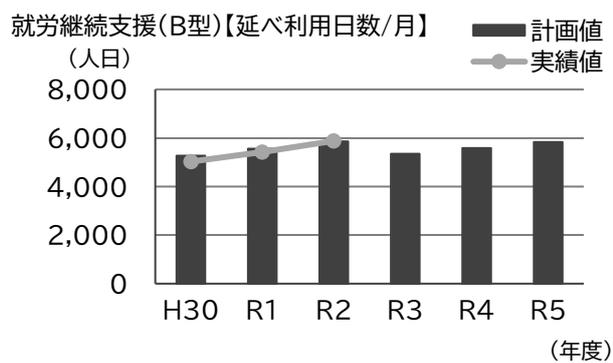
■見込量の設定

これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや施設・病院からの地域移行者の見込み、特別支援学校の卒業予定者数、事業所の設置状況等に加え、地域の雇用情勢及びアンケート調査における高い就労移行希望を勘案して、1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援(A型)	人日	1,651	1,651	1,651
	人	79	79	79
就労継続支援(B型)	人日	5,347	5,585	5,839
	人	315	329	344
就労定着支援	人	7	9	11

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数





■取組推進のための考え方

障害のある人の就労に対する意欲は高く、就労継続支援を通して就労の機会の提供に努めます。また、障害のある人の一般就労に向けて、障害についての理解促進を推進するとともに、適切な支援ができるよう努めます。

⑤療養介護

■内容

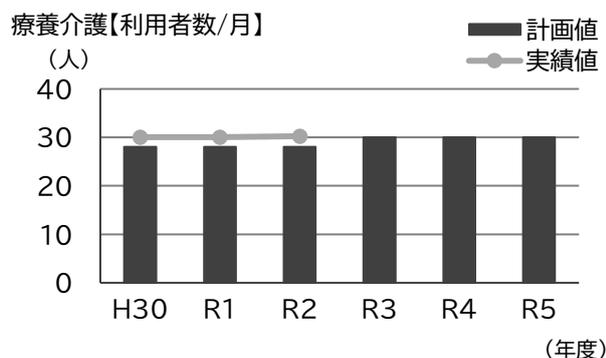
サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障害のある人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用実績、事業所の設置状況等を勘案し、見込量を設定しました。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	30	30	30

※「人」は1月あたりの利用者数



■取組推進のための考え方

引き続き適切なサービスを提供できるよう、事業所と連携強化に努めます。

⑥短期入所

■内容

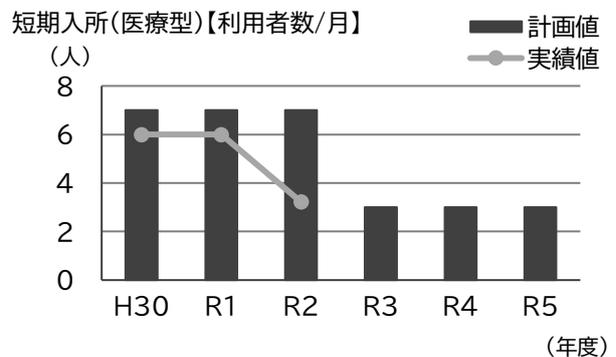
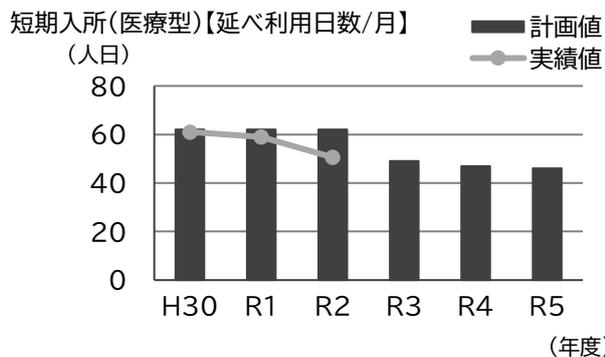
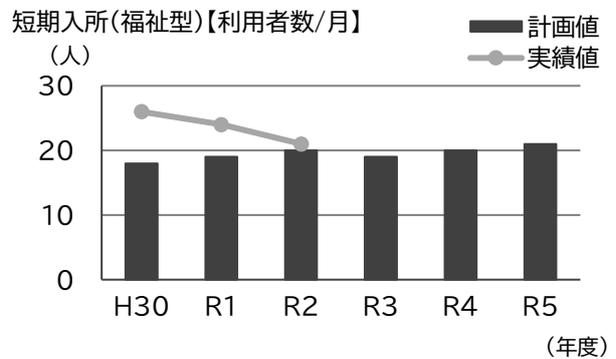
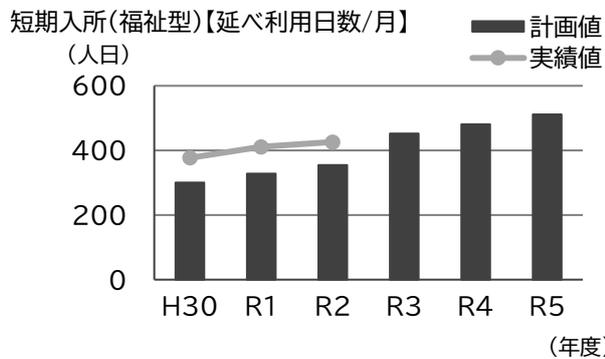
サービス名	内容
短期入所(福祉型)	居宅で介助(介護)する人の病気等の理由により障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、夜間も含め施設等で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。
短期入所(医療型)	居宅で介助(介護)する人の病気等の理由により病院・診療所・介護老人保健施設への短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、夜間も含め病院等で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込み長期にわたる利用者の動向を勘案して、1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	人日	452	481	511
	人	19	20	21
短期入所(医療型)	人日	49	47	46
	人	3	3	3

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数



■取組推進のための考え方

通常の利用や緊急時の利用が考えられ、ニーズに対応したサービスを提供する必要があります。緊急対応が可能な短期入所の整備は、地域生活支援拠点としても重要な役割を担うことから、事業所との連携強化を図り、適切なサービスの提供に努めます。

(3)居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談・入浴・排せつまたは食事の介護やその他の日常生活上の援助を受けることのできるサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象と認められる障害のある人のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源等の状況により通所することが困難な人、または生活介護の対象となっている人に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力・生活力等を補う観点から適時適切な支援を行うサービスです。

■見込量の設定

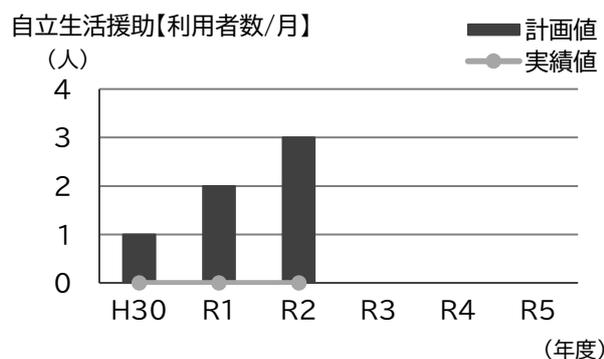
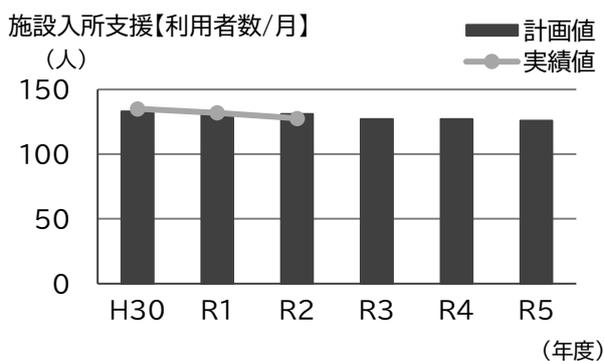
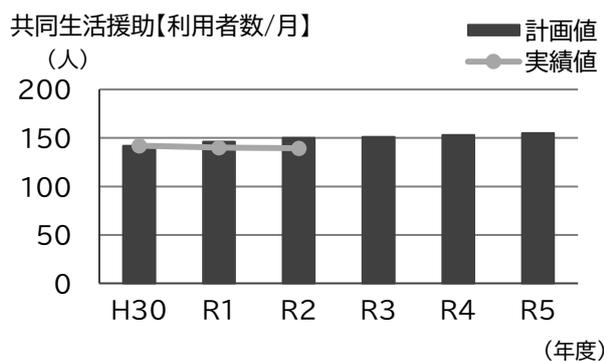
共同生活援助については、これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込みや施設・病院からの地域移行者の見込み等を勘案して、1月あたりの利用者数を見込みます。

また、施設入所支援は「福祉施設の入所者の地域生活の移行」において、令和5年度末の施設入所者数を126人と設定しているため、令和5年度の見込量を126人とし、3年間で段階的に減少するように設定します。

自立生活援助は、利用実績はありませんでした。また、圏内に実施事業所がないため、本計画では見込みません。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	151	153	155
施設入所支援	人	127	127	126
自立生活援助	人	0	0	0

※「人」は1月あたりの利用者数



■取組推進のための考え方

居住の場としての共同生活援助(グループホーム)は、需要に合わせた整備が図れるよう、グループホームの施設整備や、支援人材の確保等の課題解決に向けた方策を検討します。

施設入所支援については、成果目標の達成をめざす一方で、地域における生活の場の確保という観点から、実情に即した定員管理を行うとともに、利用者の高齢化・重度化も踏まえた入所者の安全な暮らしの確保と生活の質の向上を図ります。

自立生活援助については、利用を希望する方が利用できるよう、事業所と連携してサービスの提供を図ります。

(4)相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域移行支援・地域定着支援を利用する障害のある人及び障害児相談支援以外の障害福祉サービスを利用する障害のある子どもを対象に、サービス利用にあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行うサービスです。
地域移行支援	施設入所または精神科病院に入院している障害のある人が、地域生活に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を受けることができるサービスです。
地域定着支援	居宅で生活する障害のある人が、相談員との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に訪問や相談等の支援を受けることができるサービスです。

■見込量の設定

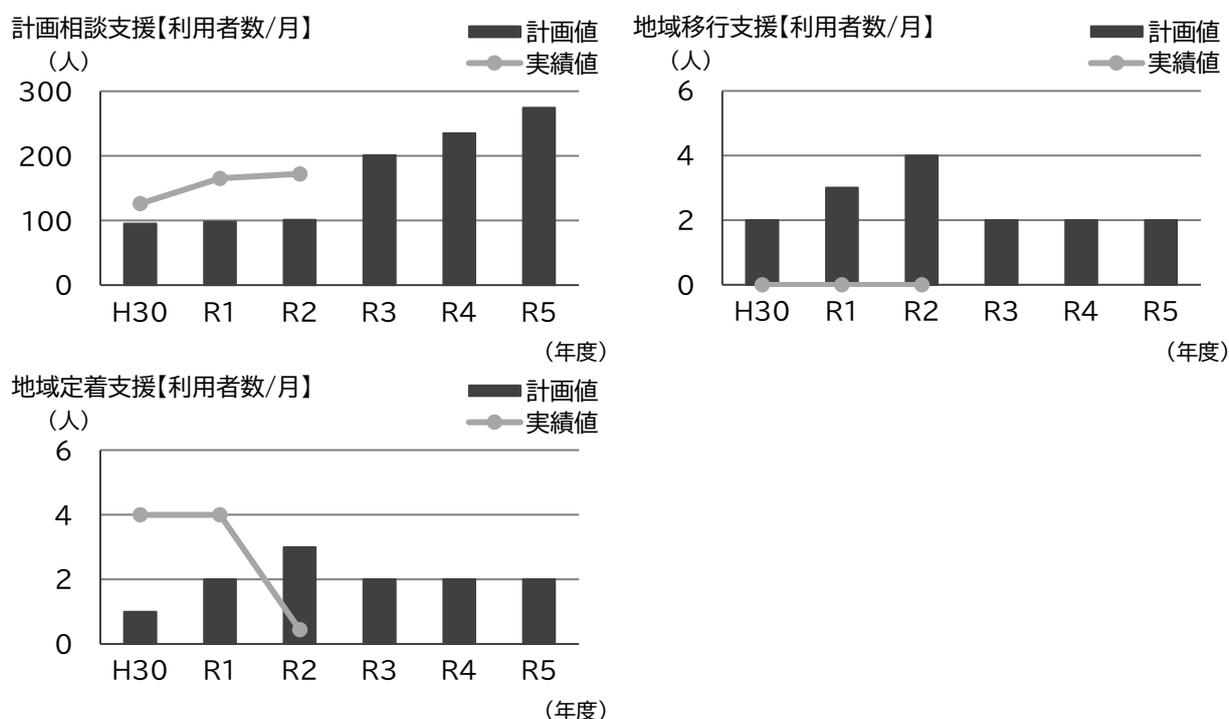
計画相談支援は、これまでの障害福祉サービス及び地域移行支援・地域定着支援の利用者数及びアンケート調査での高い利用意向を勘案し、利用者数を見込みました。

地域移行支援は、これまでの利用実績、今後の施設・精神科病院からの地域移行者の見込み等を勘案し、利用者数を見込みました。

地域定着支援は、これまでの利用実績、在宅生活者で新規利用者の見込み及び地域移行支援利用後の地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込みました。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	201	235	274
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	2	2	2

※「人」は1月あたりの利用者数



■取組推進のための考え方

計画相談支援においては、相談支援事業者との継続した連携に努め、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な計画立案ができるよう、県等が行う研修への参加を促すことで、職員の専門性と資質の向上を支援します。

また、引き続き障害福祉サービス利用者全員に支援やモニタリングを行える体制の充実を図ります。

(5)発達障害のある人・子ども等に対する支援【新規】

■内容

サービス名	内容
ペアレントトレーニングの実施の検討	子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示等の具体的な養育スキルを獲得することをめざすもので、専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、保護者が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達を促すものですが、本計画策定段階において実施体制が整っておらず、実施できるよう検討を進めます。
ペアレントプログラムの実施の検討	子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたプログラムですが、本計画策定段階において実施体制が整っておらず、実施できるよう検討を進めます。
ペアレントメンター確保の検討	発達障害の子どもを育てたことのある人が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から子育てに同じ悩みを抱える保護者等に対して、グループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行うものですが、本計画策定段階においてペアレントメンターの確保の見込みが立っておらず、確保に向けた取組の検討を進めます。
ピアサポートの実施の検討	同じ悩みを持つ本人同士や発達障害のある子どもを持つ保護者同士等の集まる場を提供するとともに、保護者が集まる場を提供する際には同時に子どもの一時預かりを行うものですが、本計画策定段階において実施体制が整っておらず、実施できるよう検討を進めます。

■見込量の設定

今回の計画には、それぞれの目標数値は設定しません。

■取組推進のための考え方

発達障害者や家族への支援のため、和歌山県が養成したペアレントメンターを活用するとともに、支援プログラムの実施、ペアレントメンター養成等について、当市又は圏域(西牟婁圏域自立支援協議会)において検討するものとします。

(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

■内容

サービス名	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、日常生活の助け合いが地域で包括的に確保された環境を構築するための協議の場を構築します。
精神障害のある人の地域移行支援	精神障害のある人の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足を把握するため、「地域移行支援」「地域定着支援」「共同生活援助」「自立生活援助」について、指標を設定します。
精神障害者のある人の地域定着支援	
精神障害者のある人の共同生活援助	
精神障害者のある人の自立生活援助	

■見込量の設定

令和2年度に西牟婁圏域自立支援協議会の地域移行部会・精神部会に位置付けました。

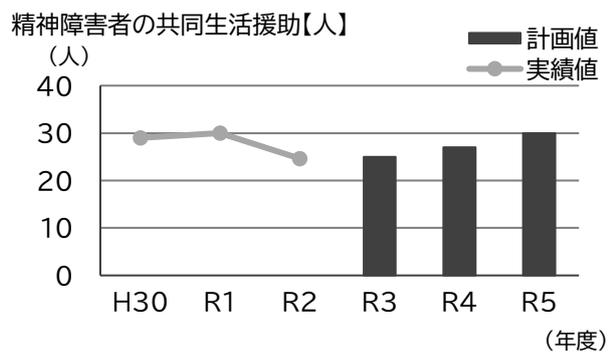
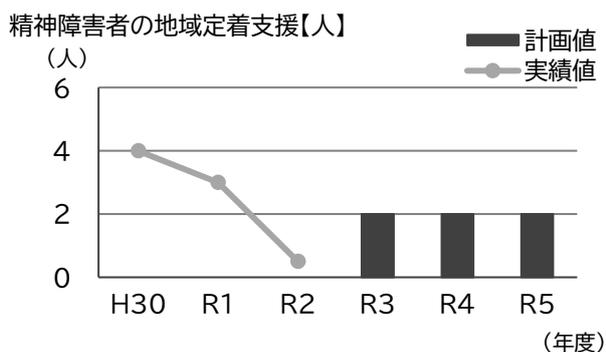
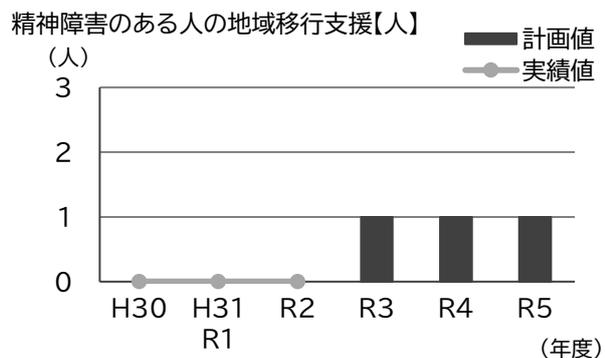
令和3年度以降、現状よりも幅広い分野からの委員の参加を促し、環境の構築に取り組みます。

精神障害のある人の地域定着支援、精神障害のある人の共同生活援助については、これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込み等を勘案して、年間の利用者数を見込んでいます。

精神障害のある人の自立生活援助については、これまで利用がなかったため、本計画においては見込みません。

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	回	3	3	3	
	分野別参加者数	保健分野	延人	6	6	6
		医療分野	延人	6	6	6
		福祉分野	延人	24	24	24
		介護分野	延人	6	6	6
		家族	延人	3	3	3
	目標設定や評価の実施回数	回	3	3	3	
精神障害のある人の地域移行支援		人	1	1	1	
精神障害のある人の地域定着支援		人	2	2	2	
精神障害のある人の共同生活援助		人	25	27	30	
精神障害のある人の自立生活援助		人	0	0	0	

※「回」は年間の開催回数、「人」は年間の利用者数



■取組推進のための考え方

精神障害のある人が、地域で安心して生活できる環境を整備するとともに、理解促進・啓発研修等と連携を図り、地域共生の実現に向けて取組を推進します。

3. 地域生活支援事業(必須事業)の見込量

(1)理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、広く市民に対して障害のある人の理解を深めるための研修・啓発等を実施する事業です。

■見込量の設定

引き続き事業を実施します。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

新型コロナウイルス感染症等の対応を図りながら、地域の実情や社会情勢を踏まえて事業を推進し、社会的障壁の除去・軽減や地域における活動の支援に取り組めます。

(2)自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
社会活動支援事業 (本人活動支援事業)	障害のある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動(ボランティア等)の支援や、障害のある人等に対する社会復帰活動を支援する事業です。
ボランティア活動支援事業	障害のある人及びその家族が行う社会復帰に関する活動に対する情報提供等、障害のある人のためのボランティア活動に対して支援を行う事業です。

■見込量の設定

引き続き事業を実施します。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会活動支援事業 (本人活動支援事業)	有無	有	有	有
ボランティア活動支援事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

障害のある人の活気ある生活の実現のためにも、社会活動支援を充実させるとともに、福祉教育の機会を提供する観点からも、障害のある人のためのボランティア活動に対して支援をします。

(3)相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行う事業です。これまで西牟婁圏域では、各市町が個別に社会福祉法人と委託契約を結び委託相談支援事業を実施していましたが、令和3年4月から、田辺市障害児・者相談支援センターゆめふるを圏域化することで、西牟婁圏域全体での委託形態に再編し、相談支援体制の整備を図ります。地域の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター『にしむろ』」において、総合的な相談業務、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止等の業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障害者相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援事業の機能強化を図ることを目的として、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望している障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援や家主等への相談・助言を行う事業です。

■見込量の設定

障害児・者相談支援センターにおいて、障害者相談支援事業及び住宅入居等支援事業を実施します。また、「基幹相談支援センター『にしむろ』」では、「相談支援体制の充実・強化」において、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化等に向けた取組の体制の確保が求められていることから、圏域内市町と連携し、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	有無	有	有	有
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

西牟婁圏域において、「基幹相談支援センター等機能強化事業」と「地域移行のための安心生活支援事業」を実施している「基幹相談支援センター『にしむろ』」が事務局である西牟婁圏域自立支援協議会において、相談支援専門員のスキルアップを図るための研修を行います。

(4)成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害・精神障害のある人に対し、その利用を支援する事業です。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人制度の活用を含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人への権利擁護を図る事業です。

■見込量の設定

成年後見制度利用支援事業については、引き続き事業を実施し、市長申立てが必要なケースには、迅速に対応します。

成年後見制度法人後見支援事業については、これまで実績がなかったため、本計画においては見込みませんが、利用の希望があった場合、検討・対応します。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	有無	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	無	無	無

■取組推進のための考え方

障害のある人の権利を守るため、「基幹相談支援センター『にしむろ』」や「障害児・者相談支援センター」と連携するほか、令和2年10月に設置された「権利擁護センターたなべ」についても障害のある人が利用できるよう関係機関と協議を行い、成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援ができるよう、体制の整備に努めます。

(5)意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者等派遣事業	聴覚・言語機能に障害のある人に対して手話通訳者等を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚・言語機能に障害のある人に対して要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
手話通訳者設置事業	市行政の窓口到手話通訳者を設置し、意思疎通支援を行う事業です。
視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業	在宅で単身生活をしている視覚障害のある人で、その障害のために情報の制限があり意思疎通の図ることが困難な人を対象に、代読・代筆奉仕員を派遣し、情報の収集、意思疎通の円滑化等を行う事業です。
知的障害者等意思疎通支援者派遣事業	知的障害または精神障害がありその他の人と意思疎通を図ることが困難な人に対して、意思疎通を図る際の支援を行う人を派遣する事業です。

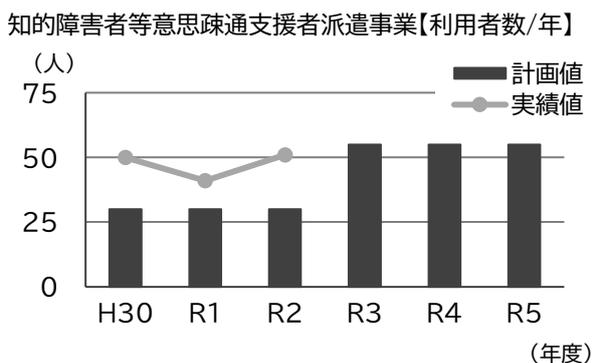
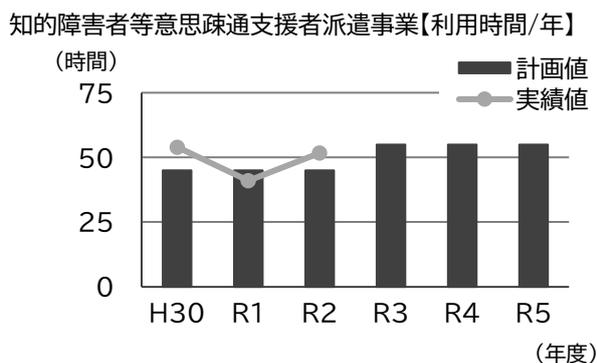
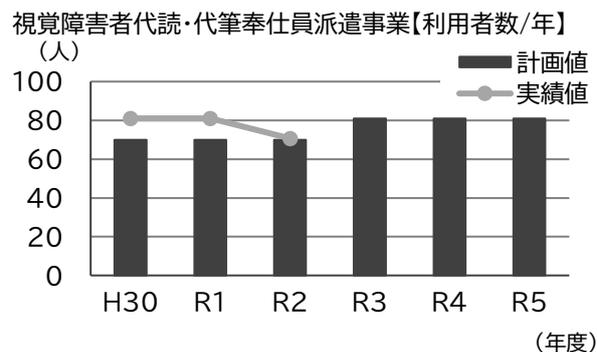
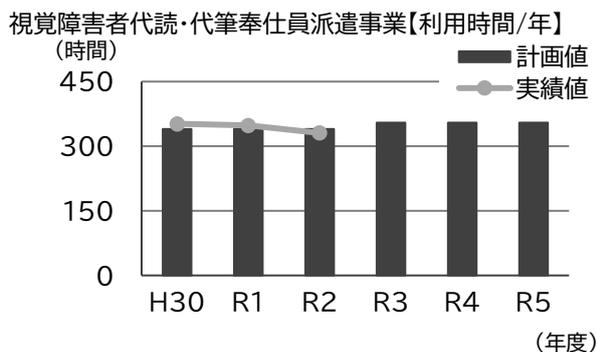
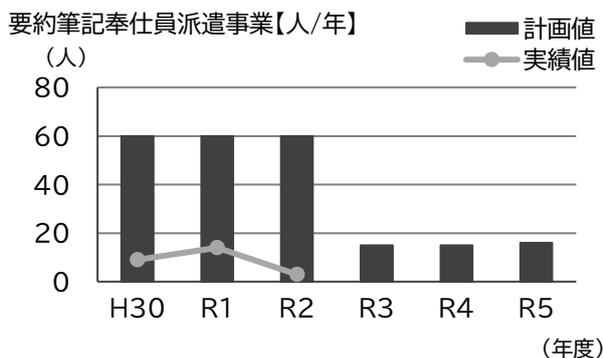
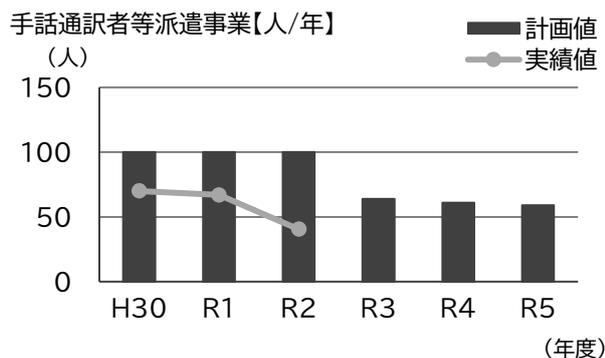
■見込量の設定

手話通訳者設置事業は、引き続き実施します。

その他の事業は、これまでの利用状況を勘案し、見込量を設定しました。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣事業	人	64	61	59
要約筆記奉仕員派遣事業	人	15	15	16
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有
視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業	時間	355	355	355
	人	81	81	81
知的障害者等意思疎通支援者派遣事業	時間	55	55	55
	人	55	55	55

※「人」は年間の利用者数、「時間」は年間の利用時間



■取組推進のための考え方

障害のある人のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣ができるよう、人材の養成・確保に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症等の対策として IOT 機器を活用した事業の提供ができるよう、取組を推進します。

(6)日常生活用具等給付事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具等給付事業	重度障害のある人であって、かつ当該用具を必要とする人に対し、日常生活用具等を給付する事業です。

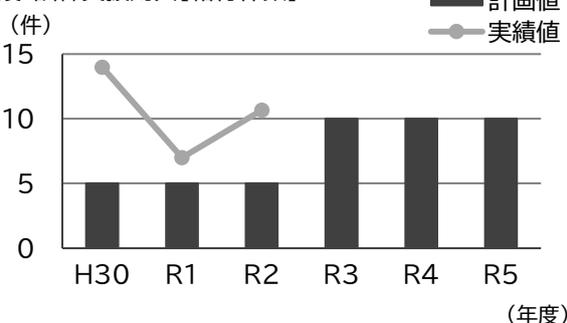
■見込量の設定

これまでの利用実績から、ストマ用装具を含む排せつ管理支援用具については毎年の利用の伸びを勘案し、その他の用具については一定の利用件数として、見込量を設定します。

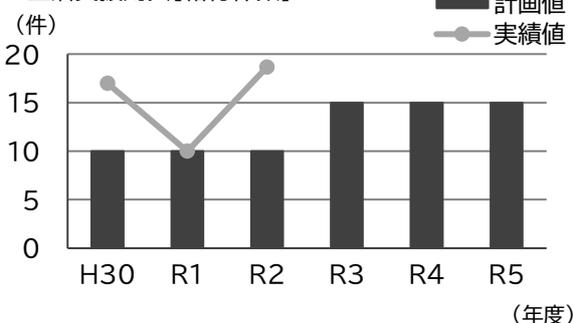
区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	10	10	10
自立生活支援用具	件	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	30	30	30
情報・意思疎通支援用具	件	25	25	25
排せつ管理支援用具	件	3,117	3,336	3,571
住宅改修費	件	10	10	10

※「件」は年間の給付決定件数、なお排せつ管理支援用具は1月分を1件として積算

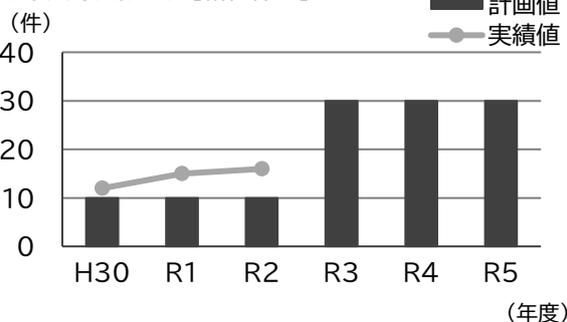
介護・訓練支援用具【給付件数】



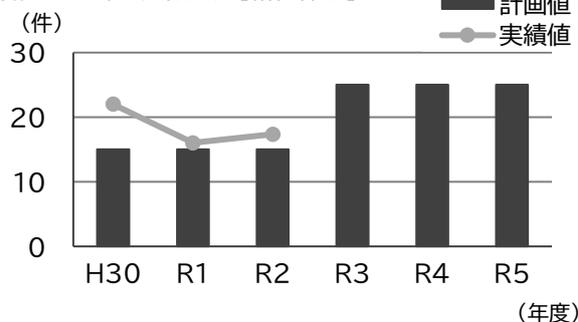
自立生活支援用具【給付件数】

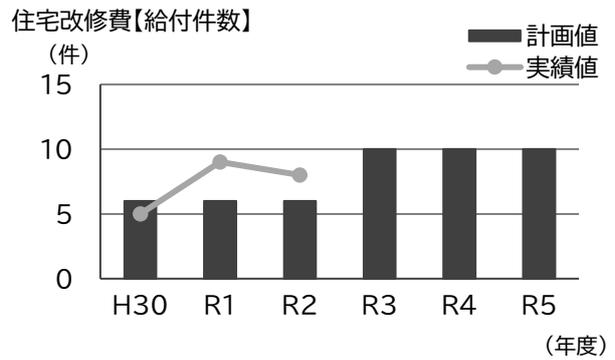
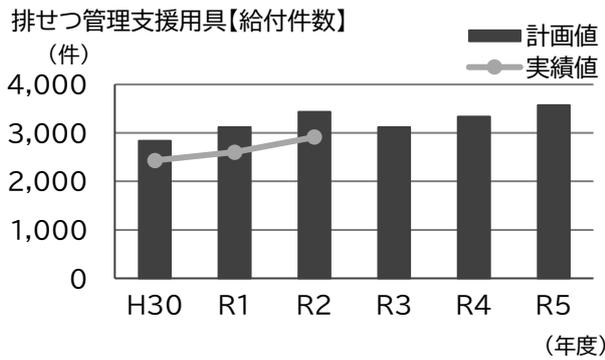


在宅療養等支援用具【給付件数】



情報・意思疎通支援用具【給付件数】





■取組推進のための考え方

日常生活の便宜を図るために、新しく開発された福祉用具等の効果的な物品の速やかな導入を検討します。

また、技術発展による用具の機能向上等に合わせて、給付する支援用具の見直しを検討します。同等の性能を有する用具についてはより安価な物品の導入を検討するなど、事業の効果的な運用に努めます。

(7)手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進や、聴覚障害のある人等に対する広報活動等を支援することを目的として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

■見込量の設定

引き続き事業を実施します。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

和歌山県聴覚障害者協会や田辺市聴覚障害者協会等と連携して、手話奉仕員養成講座の開催等を通して手話の普及を図るとともに、手話に対する理解の促進や聴覚障害のある人との交流の促進につながるよう取り組みます。

(8)移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	視覚障害・全身性障害・知的障害または精神障害があり屋外の移動が困難な人に対して、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援する事業です。

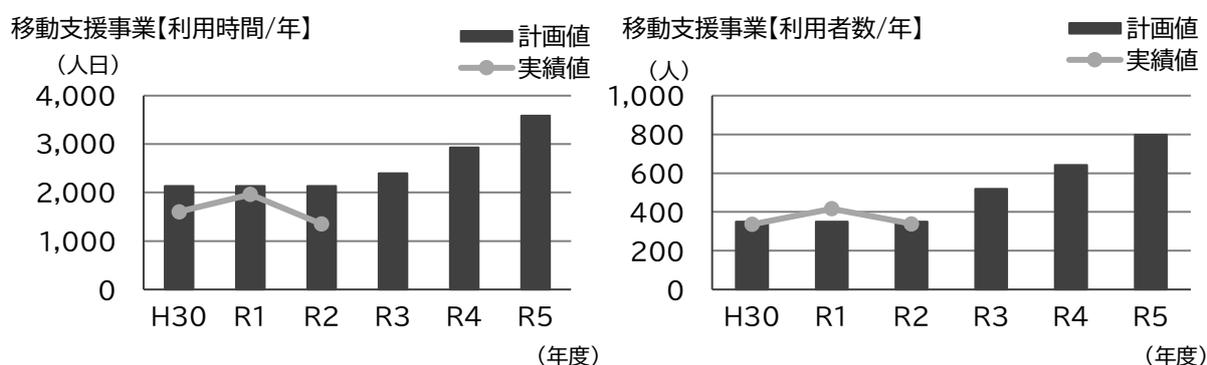
■見込量の設定

平成30年度から令和元年度にかけて、利用時間、利用者数ともに増加傾向となっていました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス利用時間、利用者数ともに減少しています。

令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症等への対応も充実することを期待し、平成30年度から令和元年度にかけての利用時間、利用者数の伸び率を勘案して、提供量を見込みます。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間	2,397	2,931	3,583
	人	518	642	797

※「時間」は年間の利用時間、「人」は年間の利用者数



■取組推進のための考え方

ニーズの増加に対応するため、事業所やガイドヘルパーの確保に努めるとともに、質の確保の観点からの対策を検討します。

また、事業所に対し、県等が実施する養成研修の情報提供を行います。

(9)地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作活動または生産活動をする機会の提供や、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

■見込量の設定

引き続き、事業を実施します。

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

地域活動支援センターの職員数の適正規模を考慮し、機能の充実に努めます。

また、他の自治体で実施している地域活動支援センター事業に本市の市民が利用する場合には、設置自治体と協議の上対応します。

4. 地域生活支援事業(任意事業)の見込量

(1)日常生活支援事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	この事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により浴槽を提供し、居宅で入浴できるサービスを行う事業です。
生活訓練等事業 (生活訓練等事業)	精神科病院に入院している、または地域で生活している障害のある人に対し、地域移行または地域定着を進めるにあたり、日常生活上必要な訓練や指導等を行うため、体験的・試行的・緊急的に障害福祉サービスに相当するサービスを提供する事業です。
生活訓練等事業 (講習会開催事業)	障害のある人等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
日中一時支援事業 (日中ショート事業)	障害のある人に対して通所サービス事業所等で見守り、入浴、排せつ、食事等の介護等の支援を行うとともに、日常的に介護をしている家族等の一時的な休息の場を確保する事業です。
日中一時支援事業 (デイサービス事業)	障害のある人に対して日中における活動の場を確保し、創作的活動・文化的活動・機能訓練・社会適応訓練・入浴等の支援を行うことにより、自立の促進、生活の改善及び身体機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的・精神的な負担を軽減する事業です。
地域移行のための 安心生活支援事業	障害のある人の将来的な一人暮らしや保護者の病気等で緊急的な宿泊が必要な障害のある人を事前に登録し、緊急時の対応が迅速に行われるように、居室の体験利用や緊急時対応マニュアルを作成するなど、障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らすことのできる地域生活への移行や定着を支援する事業です。
巡回支援専門員整備 事業	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、5歳児発達相談等によって、子どもの発達が“気になる”段階から支援を行うための体制整備を図ることにより、障害のある子ども等の福祉の向上をめざす事業です。

■見込量の設定

訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業・日中ショート事業及び日中一時支援事業・デイサービス事業については、これまでの利用実績に加え、新規利用者や地域移行者数等を勘案して見込量を見込みます。

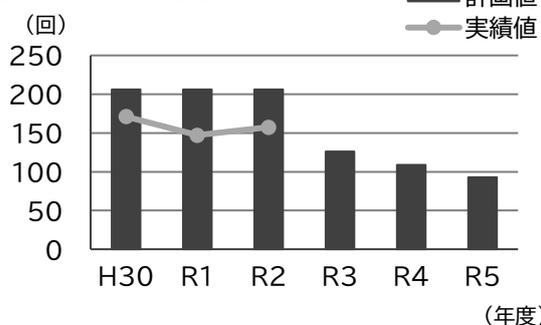
地域移行のための安心生活支援事業については、引き続き、圏域での事業として実施します。

その他の事業については、引き続き事業を実施します。

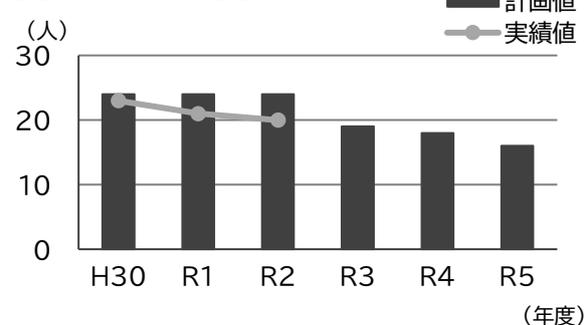
区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業		回	126	109	93
		人	19	18	16
生活訓練等事業	生活訓練等事業	有無	有	有	有
	講習会開催事業	有無	有	有	有
日中一時支援事業	日中ショート事業	回	4,415	4,954	5,559
		人	356	399	446
	デイサービス事業	回	3,308	3,539	3,787
		人	1,230	1,322	1,422
地域移行のための安心生活支援事業		有無	有	有	有
巡回支援専門員整備事業		有無	有	有	有

※「回」は年間の利用回数、「人」は年間の利用者数

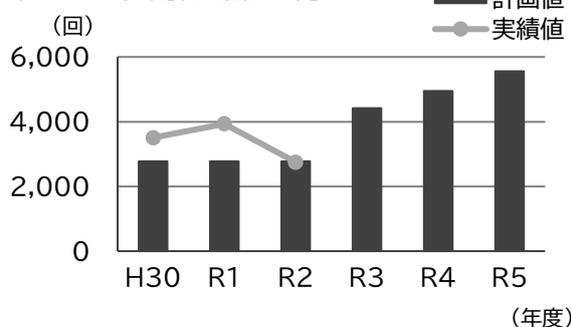
訪問入浴サービス【利用回数/年】



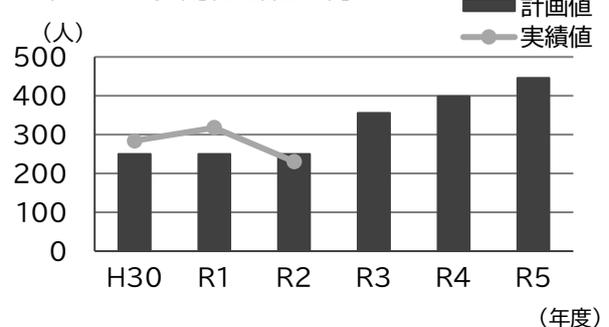
訪問入浴サービス【利用者数/年】

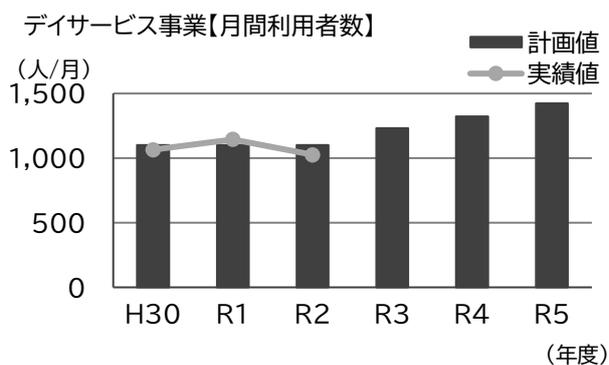
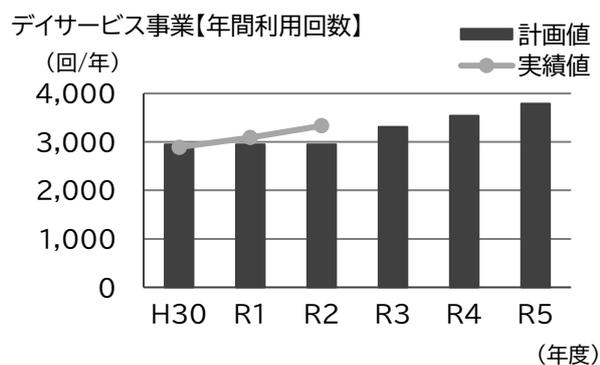


日中ショート事業【利用回数/年】



日中ショート事業【利用者数/年】





■取組推進のための考え方

訪問入浴サービスは、身体の清潔の保持に限らず、こころの健康にもつながる事業であり、福祉人材の育成を通して満足度の高いサービスの提供に努めます。

生活訓練事業は事業所と連携を図りながら、より効果的な事業の展開を検討し、質の向上に努めます。

日中一時支援事業は、サービスの必要性の高い人に適切にサービスの提供ができるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込量が確保されるよう努めます。

地域生活支援拠点等の整備の中心事業である地域移行のための安心生活支援事業の内容については、圏域内自治体と協議しながら対応します。

(2)社会参加支援

■内容

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人等を対象として、各種レクリエーション教室を開催することにより、障害のある人等の交流、余暇活動の充実等を図り、社会参加を促進する事業です。
点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音声訳等の広報を定期的に提供する事業です。

■見込量

各事業とも、引き続き実施します。

区分		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		有無	有	有	有
点字・声の広報発行事業	点字	有無	有	有	有
	音声	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

障害のある人の社会参加のためにも重要な事業です。関係機関との連携を図り、事業の充実に努めます。

(3)その他交付税算定事業

■内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害のある人が自動車運転免許を取得する場合の費用及び改造する場合の費用を補助する事業です。
更生訓練費給付事業	自立訓練事業・就労移行支援事業を利用している障害のある人が更生訓練を行う場合に、その訓練に要する費用を支給することにより、自立生活を支援する事業です。

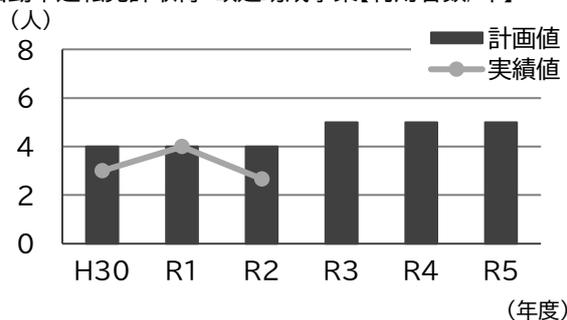
■見込量の設定

継続して事業を実施します。

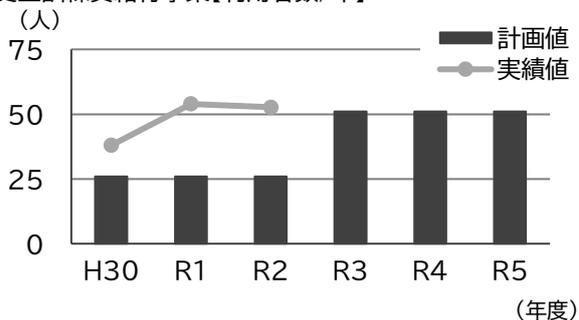
区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	5	5	5
更生訓練費給付事業	人	51	51	51

※「人」は年間の利用者数

自動車運転免許取得・改造助成事業【利用者数/年】



更生訓練費給付事業【利用者数/年】



■取組推進のための考え方

支援の必要な人が適切に支援を受けられるよう、各事業所等との連携を図り、事業の周知に努めます。

第4章 障害児福祉計画

1. 令和5年度目標値の設定

本計画では、障害のある子どもの地域支援体制の構築に向け、施設や体制の整備について、令和5年度を最終目標年度として、以下の通り目標値を設定します。

(1)障害児通所支援の提供体制

国の指針に基づき、障害児通所支援の提供体制の成果目標を設定しました。

■成果目標

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	児童発達支援センターの設置	有	有	有
②	保育所等訪問支援の実施体制の構築	有	有	有
③	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	児童発達支援事業所数 1か所	児童発達支援事業所数 1か所	児童発達支援事業所数 1か所
	放課後等デイサービス事業所の確保	放課後等デイサービス事業所数 2か所	放課後等デイサービス事業所数 2か所	放課後等デイサービス事業所数 2か所
④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和3年度中に設置	有	有
⑤	医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	コーディネーター配置人数 令和5年度までに設置	コーディネーター配置人数 令和5年度までに設置	コーディネーター配置人数 1人

国の指針	<p>①児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(圏域での設置も可)</p> <p>②障害のある子どもの社会への参加・包容を推進するため、①で設置された児童発達支援センターが、令和5年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を実施できる体制を構築する。</p> <p>③重症心身障害のある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、令和5年度末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(圏域での確保も可)</p> <p>④医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。(圏域での設置も可)</p> <p>⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
------	--

2. 障害児支援事業の見込量

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹の機能に障害のある子どもに対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等の継続的な実施や、放課後等の居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障害のある子どもに対し、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある子ども等、重度の障害があり障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する、日常的に医療的ケアを必要とする障害のある子ども(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

■見込量の設定

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援については、これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込み等を勘案し、1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

医療型児童発達支援については、これまでも実績はなく、圏域内に指定事業所はないことから、本計画では見込量を設定しませんでした。

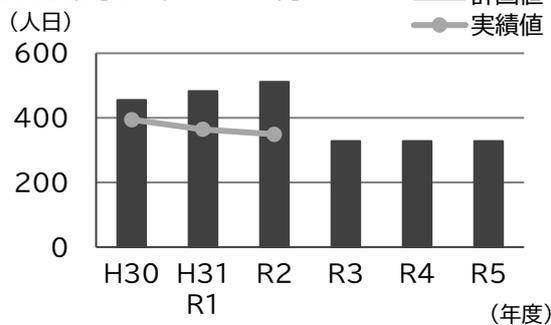
居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援の重症心身障害のある子どもの決定件数等を勘案し、利用量を見込んでいます。

障害児相談支援は、障害のある子どもの各サービスの利用者数を勘案し、利用者数を見込みました。

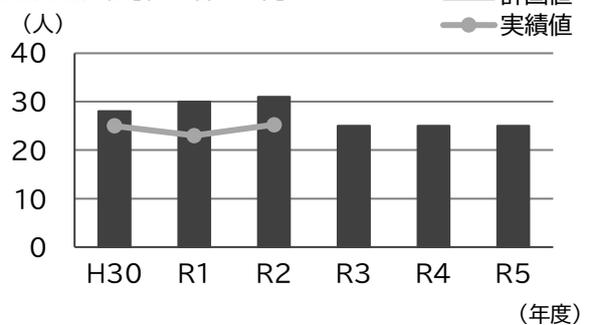
区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日	364	364	364
	人	25	25	25
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	1,971	2,038	2,108
	人	143	144	145
保育所等訪問支援	人日	3	3	3
	人	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
障害児相談支援	人	52	58	64
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	-	-	1

※「人日」は年間の延べ利用日数、「人」は年間の利用者数

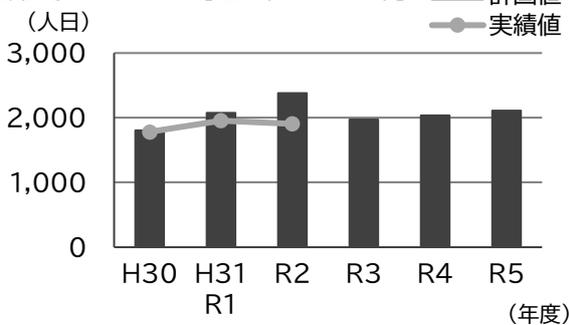
児童発達支援【延べ利用日数/年】



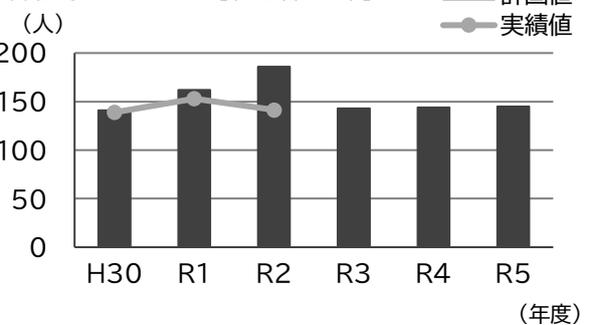
児童発達支援【利用者数/年】

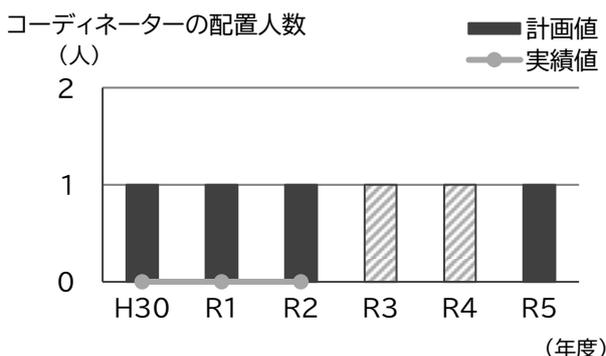
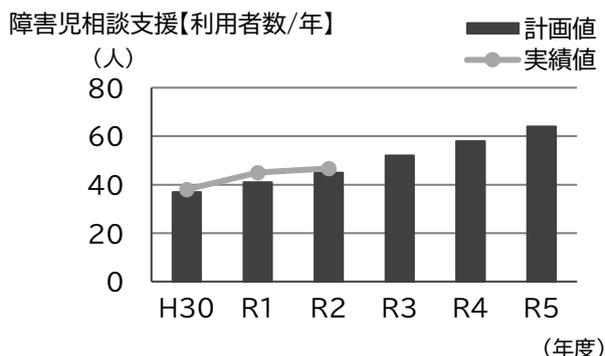
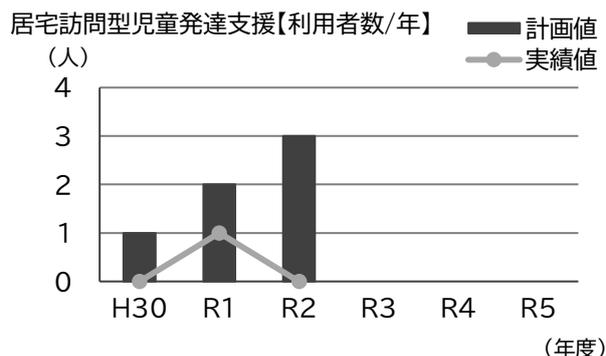
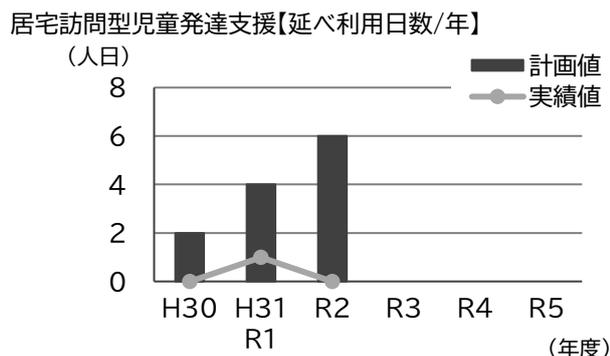
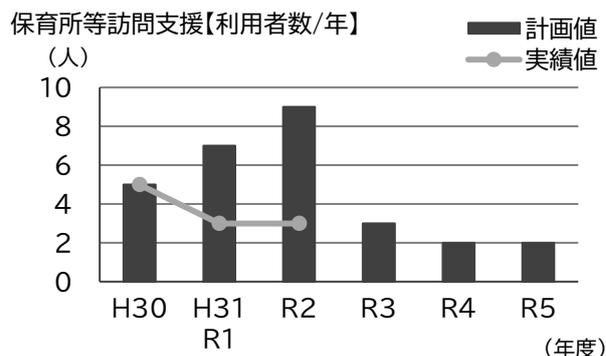
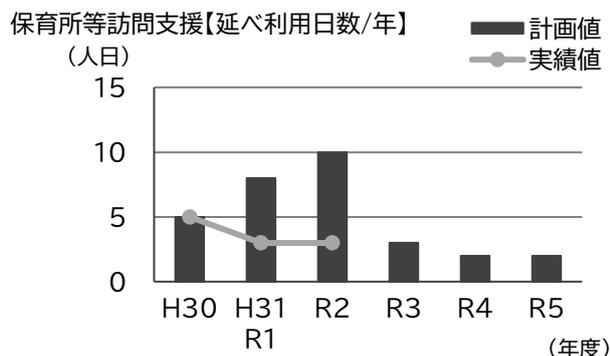


放課後等デイサービス【延べ利用日数/年】



放課後等デイサービス【利用者数/年】





※医療型児童発達支援の給付計画及び利用実績はなかったため、グラフを省略しています。
 ※コーディネーターの配置については、令和5年度までの配置を目標と掲げていますが、令和3年度、4年度中に配置ができるよう努めます。

■取組推進のための考え方

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、ニーズに見合った実施体制の整備に努めます。

また、肢体不自由児、重症心身障害のある子ども、医療的ケアを必要とする子ども等、重度の障害のある子どもに対する支援体制について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」において見込量確保の方策を検討します。

第5章 計画の推進体制

1. 市民、団体等との連携による計画の推進

(1)計画の市民への周知・情報伝達

計画書の配布やホームページでの公表等により、本計画を広く市民に周知します。特に、障害や障害のある人・子どもに関する理解・啓発を進めるための取組や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取組は、地域との連携と協働が不可欠であることから、関係各課との連携のもとで重点的な広報を行います。

(2)団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者との連携の強化を図ります。

2. 障害福祉サービス及び障害児支援事業等の円滑な提供のための推進体制

(1)西牟婁圏域自立支援協議会

西牟婁圏域自立支援協議会において、相談支援事業者の育成・整備や困難事例への対応についての調整、ネットワークの構築等を行います。

また、各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化、地域の社会資源の開発・改善、各種サービス従事者の資質向上を図るための研修の実施等、積極的に運営に参加します。

(2)サービス提供事業者の育成・確保

障害福祉サービス及び障害児支援事業の充実を図るため、サービス提供事業者等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

また、利用者がサービス提供事業者の選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。

(3)県との連携

障害福祉サービス及び障害児支援事業で広域的な対応が望ましいものについて、県と連携して提供体制の充実に取組みます。

3. 国の動向に対応した見直し

(1)制度等の変更にあたっての見直し

今後の国における障害者福祉に関する制度改革の動向をふまえ、必要に応じて本計画を見直します。

(2)変更点等の周知・情報伝達

国における障害者制度改革に伴い、本計画の内容等に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関・団体等に周知します。

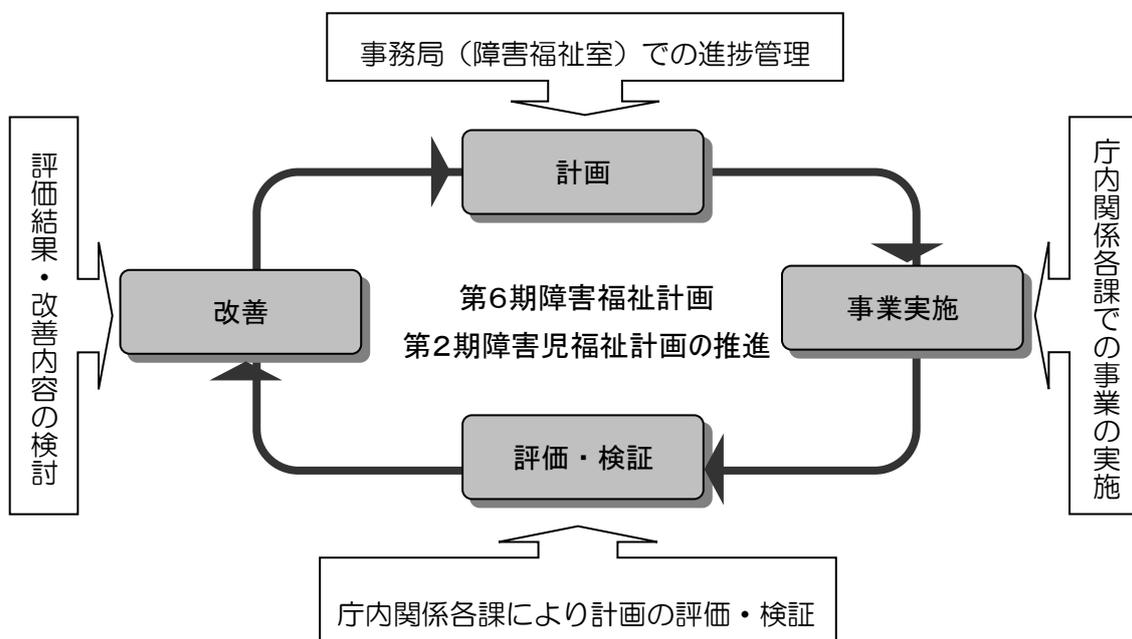
4. 計画の進捗管理

(1)計画の進捗管理手法

毎年、本計画の進捗状況について定期的な確認を行い、進捗状況を評価することで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

(2)庁内の連携体制

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内において定期的な協議を行います。



資料編

1. 用語集

	用語	解説
あ	医療的ケア	<p>たんの吸引や鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行っている介助行為のこと。医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」という。</p> <p>基本的に「医師」「看護師」「保護者」のみが医療的ケアを行える。2004年以降、看護師が配置された特別支援学校において、教員が①たんの吸引、②経管栄養、③導尿補助ができるようになった。</p>
か	<p>基幹相談支援センターにしむろ (事務所：田辺市民総合センター内)</p>	<p>地域生活支援拠点等整備の中核機関として、令和2年4月に設置された。これまでも、西牟婁圏域において、「基幹相談支援センター等機能強化事業」と「地域移行のための安心生活支援事業」を平成24年4月から実施していたが、拠点等整備のため事業内容を強化した。</p> <p>機能強化事業では、拠点等整備のために強化が必要な5つの機能のうち主に「相談」「専門性」「地域の体制づくり」の強化のため、関係者とのネットワークづくり、相談支援専門員へのスーパーバイズやケース支援、人材育成のための研修会の開催、西牟婁圏域自立支援協議会の組織の再編等に取り組んでいる。</p> <p>安心生活支援事業では、5つの機能の「体験の場・機会」、「緊急時の受け入れ・対応」の強化のため、将来一人暮らしが予想されるケースや保護者の病気等で短期入所等が想定されるケース等利用対象者を事前に登録し、緊急時の対応が迅速に行われるように体験利用・緊急時対応マニュアルを作成するとともに、その運用に取り組んでいる。</p> <p>現在は、「基幹相談支援センター等機能強化事業」の担当者2人、「地域移行のための安心生活支援事業」の担当者1名、西牟婁圏域自立支援協議会の事務担当者1人の合計4人が常駐している。</p>
	共生社会	<p>障害の有無や、性別、年齢に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会。</p>
	グループホーム	<p>「共同生活援助」のこと。障害のある人が集まって、スタッフの援助を受けながら、一般住宅等で暮らす居住形態。平成26年4月から、ケアホーム（共同生活介護）がグループホームに統合された。</p>
	権利擁護	<p>自分の権利を表明することが困難な知的障害のある人や精神障害のある人、認知症高齢者等の権利や要求の表明を支援し、代弁する取り組み。</p>
	合理的配慮	<p>個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車に当たっての手助けや、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。</p>

さ	児童発達支援センター	地域の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への対応のための訓練を行う施設。
	市民後見人	親族以外の住民による後見人で、専門職の後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約等を本人に代わって行う。
	社会的障壁	日常生活や社会生活を営むうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のこと。建物の段差等ハード面だけでなく、障害のある人に対する差別的な考え方等、ソフト面の障壁も含む。
	障害支援区分	障害の多様な特性と、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、「非該当」から「区分6」までに分けられる。
	障害児支援利用計画	サービス利用者を支援するための中心的な計画で、児童の解決すべき課題や支援方針、利用するサービス等が記載される。
	自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。 「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」がある。
	成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害ある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が、本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。
た	田辺市障害児者相談支援センター「ゆめふる」 (事務所：田辺市民総合センター内)	本市から障害者相談支援事業の委託を受けた4つの法人の相談支援専門員が常駐する相談窓口として、平成20年4月に設置がされた。障害種別に関わらず、障害のある人とその家族、関係者への必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害のある人のエンパワメントを高める視点からの支援を行う。 令和3年4月から、田辺市障害児・者相談支援センターゆめふるを圏域化し、西牟婁圏域全体での委託形態に改め再編することにより、相談支援体制の整備を図る。相談支援専門員を現行の4人から8人に増員し、事務担当者1人の合計9人が常駐する予定。 これに併せて、名称を「西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ」に変更予定。
	地域生活支援拠点	地域における居住支援のための機能強化として、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の抱える課題に対し、居住支援のための5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を有する拠点。

た	地域包括ケアシステム	<p>住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・福祉・生活支援等が連携し、支援が一体的に提供できる、サービス提供体制のこと。</p> <p>もともとは、高齢者が地域生活の継続のために提唱されたが、本計画では精神障害のある人の地域生活を推進する立場から用いられている。</p>
な	西牟婁圏域自立支援協議会 (事務局：基幹相談支援センターにしむろ)	<p>田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町及びすさみ町を範囲として組織された障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定する協議会。</p> <p>協議会は、地域の障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者などで組織し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行い、圏域市町に居住する障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>西牟婁圏域自立支援協議会は平成 19 年 9 月に設置、現在は、発達支援部会（学童WG・児童発達支援WG）、就労支援部会（一般就労・福祉的就労）、地域移行部会（精神・身体知的）及び拠点整備プロジェクトの部会を組織している。関係市町から負担金を確保し、事務局員の配置、圏域で実施の「基幹相談支援センター等機能強化事業」「地域移行のための安心生活支援事業」の活用により、人材育成のための各種研修、圏域の課題解決等に向けた活動に取り組んでいる。</p>
は	発達障害	<p>発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。</p> <p>（「発達障害者支援法」第 1 章第 2 条）</p> <p>なお、症状が軽い「アスペルガー症候群」等も含めて、「自閉症スペクトラム障害」と呼ぶこともある。</p>
	バリアフリー	<p>障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。</p> <p>段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。「社会的障壁の除去」とほぼ同義。</p>
	福祉的就労	<p>障害が理由で一般就労が困難な人が、訓練施設や就労継続支援事業所において職業訓練等を受けながら作業を行うこと。</p>
	法人後見	<p>社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や NPO 法人等が後見人となり、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約等を本人に代わって行う。</p> <p>法人が後見人となることで、継続性や、長期的支援等が期待される。</p>
	法定雇用率	<p>官公庁や事業所において、常用での雇用が義務づけられた障害者雇用の割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている。</p>

ま	民生委員・児童委員	「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて地域に設置が定められ、住民の信頼を受けた地域の世話役として地域住民のよき相談相手となり、地域の高齢者や児童、障害のある人等、福祉サービスが必要な人のいる家庭が孤立しないよう、窓口として行政等につなげる役割を担う。
ら	ライフステージ	人の一生における、さまざまな段階のこと。幼年期・児童期・青年期等年齢による区分だけでなく、結婚期・出産期・育児期・教育期等、生活環境の節目によっても分けられる。

2. 田辺市内の障害福祉サービス事業所等一覧

令和3年3月現在

設置主体	施設・事業所名	実施事業名	定員	所在地		電話番号	併設事業等
(福) 大塔あすなる会	あすなる木守の郷	施設入所支援	50	646-1331	木守339	62-0431	R3.4.1～あすなる花 舟の郷へ移転 (上富田町朝来) 短期入所は(併設 型)に変更
		生活介護	56				
		短期入所(空床利用型)	5				
	あすなる平瀬の郷	施設入所支援	50	646-1214	平瀬1161	63-8010	R3.4.1～ 施設入所:定員40名 短期入所:定員5名
		生活介護	58				
		短期入所(併設型)	5				
		計画相談支援	—				
	ささゆり作業所	就労継続支援B型	20	646-1322	面川1453-3	62-8020	R3.4.1～廃止
	ささゆり作業所(木守)	就労継続支援B型	20	646-1331	木守340-3	62-0431	R3.4.1～生活介護事 業所に変更
	やまびこひろば	日中サービス支援型共同生活援助	9	646-1214	平瀬931	63-0333	R3.4.1～新規設置
		短期入所	1				
	やまびこふなっこ	共同生活援助	7	646-1338	合川483-10	—	休止中
	やまびこ五味	共同生活援助	6	646-1332	五味442	—	R3.4.1～休止
	やまびこ木守	共同生活援助	7	646-1331	木守339	—	
やまびこダ・カーポ	共同生活援助	7	646-1331	木守450	—		
やまびこ小川	共同生活援助	7	646-1101	鮎川3722-10	—		
やまびこいば	共同生活援助	7	646-1101	鮎川2982	—		
(福) 中辺路白百合学園	中辺路白百合学園	施設入所支援	40	646-1435	中辺路町小皆74	64-1484	日中ショート
		生活介護	40				
		短期入所	16				
	白百合高原ホーム	共同生活援助	4	646-1417	中辺路町川合1832	—	
(福) 南紀のぞみ会	のぞみ園	施設入所支援	38	646-0015	たきない町21-38	24-4300	日中ショート デイサービス
		生活介護	38				
		短期入所(併設型)	6				
	第二のぞみ園	施設入所支援	40	646-0101	上芳養2915	37-8058	日中ショート デイサービス
		生活介護	40				
		短期入所(併設型)	4				
	エール作業所	就労継続支援B型	20	646-0015	たきない町7-12	33-7466	
	ホームきらり	共同生活援助	6	646-0011	新庄町3394	—	
	ホームすばる	共同生活援助	7	646-0011	新庄町3396-1	—	
	指定特定相談支援事業所りんく	計画相談支援	—	646-0015	たきない町7-12	33-7466	
(福) 県福祉事業団	小規模多機能型居宅介護事業 所きずな館	共生型生活介護	15	645-0411	龍神村宮代176	78-0821	日中ショート (障害児のみ) デイサービス
		共生型短期入所	—				
		児童発達支援	15				
		放課後等デイサービス					
	みずホーム	共同生活援助	7	646-0214	上三栖61-1	—	

設置主体	施設・事業所名	実施事業名	定員	所在地	電話番号	併設事業等
(福) ふたば福祉会	ふたば作業所	生活介護	20	646-0023 文里二丁目6-2	25-2781	R3.4.1～就労継続支援B型廃止 生活介護:定員30名
		就労継続支援B型	10			
	ふたば第二作業所	生活介護	25	646-0023 文里一丁目13-9	25-4195	日中ショート デイサービス
		就労継続支援B型	15			
	容器・包装リサイクルセンター	就労継続支援B型	35	646-0053 元町2291-6	25-3442	
	たなかの杜	生活介護	18	646-0056 芳養町3216-19	26-1310	R3.4.1～ 生活介護:定員24名 自立訓練(生活訓練): 定員12名
		自立訓練(生活訓練)	18			
	はっぴーわーく	就労定着支援	-	646-0037 磯間24-15	26-4024	
		就労継続支援B型	20			
	くじら作業所	就労継続支援B型	10	646-0061 上の山二丁目12-58	22-4965	R3.4.1～廃止
	通園ありんこ	児童発達支援	10	646-0056 芳養町3216-19	25-5539	
	か～た	放課後等デイサービス	10	646-0001 上秋津1368-3	33-9585	
	ふあいん	放課後等デイサービス	10	646-0061 上の山一丁目17-15	25-5569	
	ほうかごきっず	放課後等デイサービス	10	646-0056 芳養町3216-19	25-5549	
	ふたば神島ホーム	共同生活援助	7	646-0015 たきない町22-19	-	
	奥平マンション	共同生活援助	7	646-0004 下万呂942-78	-	
	ふたばもりもりホーム	共同生活援助	4	646-0003 中万呂610-19	-	
	ふたばゆったりホーム	共同生活援助	5	646-0023 文里一丁目32-8	-	
	ふたば学園ホーム	共同生活援助	4	646-0024 学園17-1	-	
	ふたば朝日ヶ丘ホーム	共同生活援助	5	646-0027 朝日ヶ丘25-9	-	
ふたば芳養ホーム	共同生活援助	7	646-0063 芳養松原二丁目7-9	-		
田辺・西牟婁障害児者支援センターいふ	地域移行支援・地域定着支援	-	646-0027 朝日ヶ丘19-9	25-5161	在宅リハビリテーション推 進強化事業実施事業所	
	計画相談支援・障害児相談支援	-				
(福) やおき福祉会	陽だまり	就労継続支援B型	20	646-0015 たきない町22-13	24-2880	
	やおき工房	就労移行支援	8	646-0216 下三栖1475-201	33-7784	
		就労定着支援	-			
		就労継続支援B型	24			
	古道ヶ丘	就労継続支援B型	15	646-1421 中辺路町栗栖川844	64-1883	
	龍の里作業所	就労継続支援B型	20	645-0417 龍神村柳瀬1030	78-2281	
	本宮くまのこ作業所	就労継続支援B型	10	647-1731 本宮町本宮1301-2	0735-42-0001	
	ハモニティ	就労継続支援B型	20	646-0023 文里二丁目30-12	26-9454	R3.10.1～定員30名
	ゆうあいホーム	共同生活援助	19	646-0015 たきない町22-15	24-2013	日中ショート
		短期入所(併設型、空床型)	-			
	すてっぷはうす	共同生活援助	6	646-0015 たきない町23-43	-	R3.4.1～定員3名
	クローバーホーム	共同生活援助	5	646-0013 南新万9-3	-	
	サン・ヒルズ	共同生活援助	5	646-0027 朝日ヶ丘2-6	-	
	オレンジ	共同生活援助	4	646-0027 朝日ヶ丘2-6	-	
	ユースセブン	共同生活援助	7	646-0025 神子浜一丁目16-12	-	
	アップル	共同生活援助	3	646-0024 学園14-4	-	
	こどうの家	共同生活援助	5	646-1421 中辺路町栗栖川185-1	-	
	第2こどうの家	共同生活援助	6	646-1421 中辺路町栗栖川351-4	-	
	紀南障害者地域活動支援センター	地域活動支援センターⅢ型	-	646-0061 上の山二丁目23-52	26-8830	
	紀南障害者就業・生活支援センター	障害者就業・生活支援センター	-	646-0061 上の山二丁目23-52	26-8830	
紀南障害者地域生活支援センター	地域移行支援・地域定着支援	-	646-0216 下三栖1475-201	23-5945	R3.4.1～本町68-15へ 移転 県長期入院精神障害 者地域移行促進事業	
	計画相談支援・障害児相談支援	-				
(福) 田辺市社会福祉協議会	田辺市社会福祉協議会田辺事業所	地域移行支援・地域定着支援	-	646-0028 高雄一丁目23-1	24-8319	デイサービス(田辺 事業所、龍神事業所 のみ)
		計画相談支援・障害児相談支援	-			

設置主体	施設・事業所名	実施事業名	定員	所在地		電話番号	併設事業等
(NPO)アルファ田辺	アルファ田辺	就労継続支援B型	20	646-0028	高雄一丁目23-1	25-4174	R3.4.1～(福)南紀のぞみ会に変更
(NPO)絆	エコファーム絆	就労継続支援A型	10	646-0056	芳養町3216-19	26-5660	
		就労継続支援B型	10	646-0056	芳養町3216-19	26-5660	
(NPO)はまゆう作業所	はまゆう作業所	就労継続支援A型	10	646-0036	上屋敷町二丁目18-6	26-2665	
		就労継続支援B型	10	646-0036	上屋敷町二丁目18-6	26-2665	
(NPO)かたつむりの会	ララ・ロカレ	就労継続支援A型	15	646-0036	上屋敷二丁目6-7	34-2146	
	町家カフェ上屋敷二丁目	就労継続支援B型	20	646-0036	上屋敷二丁目6-31	20-5595	
	ワークサポートいこう			646-0036	上屋敷一丁目7-28	25-3888	
	町家カフェ上屋敷二丁目	就労定着支援	-	646-0036	上屋敷二丁目6-7	25-3888	
(NPO)歩の会	あゆみ福祉農園	就労継続支援B型	20	646-0056	芳養町3216-19	24-2444	
	あゆみ福祉販売所	就労継続支援A型	20	646-0023	文里二丁目34-15	34-2090	
	あゆみ福祉食堂 目良店	就労継続支援A型	20	646-0058	目良36番30号	34-2416	
	あゆみ福祉食堂 三栖店	就労継続支援A型	20	646-0215	中三栖2263	33-9228	
(株)療創会	リハビリ・入浴特化型デイサービス「Reha・Spa」	共生型自立訓練(機能訓練)	30	646-0004	下万呂482-10	81-0567	
	障害福祉サービス事業所 F-style工房	就労継続支援A型	20	646-0004	下万呂472-4	070-5434-9550	
(NPO)ゆうあい	城山ホーム	共同生活援助	7	646-0217	城山台35-8	-	
	yourself	地域移行支援・地域定着支援 計画相談支援	-	646-0011	新庄町2744-58 セレナヴィータビル2F	47-4507	
(NPO)ころん	ひまり	児童発達支援	10	646-0216	下三栖1499-82	81-2388	
		放課後等デイサービス					
		保育所等訪問支援					-
	つばさ	放課後等デイサービス	10	646-0027	朝日ヶ丘22-54	81-2992	
(NPO)ほかぜ	いちか	放課後等デイサービス	10	646-0216	下三栖142	34-3136	
(株)高垣幸夢店	ハッピーテラスとうけい神社前 教室	放課後等デイサービス	10	646-0032	下屋敷町11-2階	33-9380	
(有)エス・オー・イー	障害児・者相談支援センター さくらホームヘルプサービス	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0216	下三栖1471-10	26-3473	
(株)ZENSHIN	ケアサポート カタチ	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0051	稲成町189-4 第2マルビビル2F	33-7967	
(合)トライアングル	相談室ふらっと	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0027	朝日ヶ丘22-55	26-8777	
(株)ゆうみ	ゆうみ介護サービス	計画相談支援	-	646-0033	新屋敷町42-2	25-1410	
(株)恵成の郷	アマポーラ	計画相談支援	-	646-0022	東山一丁目5-14 Sシティビル203	34-2530	
(合)connect	ケアプランセンターつむぐ	計画相談支援・障害児相談支援	-	646-0012	田辺市鹿島台18-6	20-1719	

4. 策定過程

日 時	内 容
令和2年8月13日 ～8月30日	アンケート調査の実施
令和2年8月17日	<p>第1回 田辺市障害者施策推進協議会開催</p> <p>【議事の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■令和元年度における障害者施策の実施状況について <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者福祉施策の実施状況と今後の課題について ② 障害福祉計画の各サービスの実績について ■田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定について <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者計画及び障害福祉計画の概要について ② アンケート調査実施の報告 ③ 策定スケジュールについて ■その他
令和2年11月11日	<p>第2回 田辺市障害者施策推進協議会開催</p> <p>【議事の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■計画の策定について <ol style="list-style-type: none"> ① アンケート調査の報告について ② 田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本概要について ■その他
令和2年12月24日	<p>第3回 田辺市障害者施策推進協議会開催</p> <p>【議事の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（素案）について ■その他
令和3年1月27日 ～2月16日	<p>パブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ■田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（素案）について
令和3年2月26日	<p>第4回 田辺市障害者施策推進協議会開催</p> <p>【議事の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントの結果について ■田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（素案）について ■その他

5. 田辺市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、田辺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員45人以内で組織し、委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成23年10月7日条例第17号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日〔平成24年5月21日〕から施行する。

6. 令和2年度 田辺市障害者施策推進協議会

令和3年3月現在

	選出機関・ 団体名	氏名	所属団体	役職	備考
1	学識経験者	幡山 雅雄	田辺市身体障害者連盟(肢体)	会長 (肢体部会 会長)	
2		坂井 伊津美	田辺市身体障害者連盟(視覚)	理事 (視覚部会 会長)	
3		愛瀬 貞夫	田辺市身体障害者連盟(聴覚)	理事 (聴覚部会 会長)	
4		東川 千陽	田辺市障害児者父母の会	副会長	
5		早稲田 早苗	紀南メンタルヘルス家族の会	代表	
6		大久保 尚洋	和歌山県自閉症協会	会長	◎
7		尾崎 勝芳	西牟婁圏域自立支援協議会 (入所施設)	(福)中辺路白百合 学園 施設長	
8		米川 徳昭	西牟婁圏域自立支援協議会 (通所施設)	(福)ふたば福祉会 理事長	
9		石神 慎太郎	田辺市障害児者相談 支援センター ゆめふる	相談支援専門員	
10		清水 望	紀南障害者就業・生活支援 センター	常務理事	
11		上田 正直	田辺市医師会		
12		野見 陽一郎	田辺市社会福祉協議会	会長	
13		真砂 良子	田辺市民生児童委員協議会	主任児童委員	
14		多屋 敦雄	田辺市自治会連合会	副会長	
15		高田 盛行	田辺市議会 (文教厚生委員会)	議員	
16	学識経験 公募委員	龍田 俊夫	公募委員		
17		谷中 秀美	公募委員		
18		加藤 恵子	公募委員		
19	関係 行政機関	阪越 信雄	紀南病院	病院長	
20		糸川 秀彰	紀南こころの医療センター	病院長	
21		浅井 完二	西牟婁振興局健康福祉部	部長	
22		伊藤 尚人	紀南児童相談所	所長	
23		藤田 和義	田辺警察署	署長	
24		中島 幸生	田辺公共職業安定所	所長	
25		高田 修	田辺市小・中学校校長会	会長	
26		稲田 進彦	はまゆう支援学校	校長	
27		虎伏 務	田辺市保健福祉部長		

※◎：協議会会長

田辺市
第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

発行・編集：田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課 障害福祉室

発行日：令和3年3月

電話：0739-26-4902 FAX：0739-25-3994
